

函館市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整などを行うことを目的に配置

（2）配置・採用計画上の工夫

- 函館市南北海道教育センターにSSWを配置し、同センターに配置されている指導主事やこころの相談員、特別支援教育巡回指導員等との連携や情報共有を行っている。
- 学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、関係機関等への派遣を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 2名
- 資格 精神保健福祉士、教員免許状の所有資格者
- 勤務形態 週29時間勤務（5時間45分勤務/日（1日のみ6時間勤務））

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法
- スクールソーシャルワーカー業務要綱を策定し、案内資料とともに、業務、任用期間、勤務時間等について関係学校等へ周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 学校向けリーフレットや保護者向けパンフレットおよびSSW通信を作成し、SSWへの連絡・相談の方法の周知や不登校児童生徒への対応、関係機関の紹介などを行った。
- 初任段階教員研修で、SSWが講師を務め、SSWの役割や生徒指導上への課題への対応の在り方等について説明し、教職員にSSWに対する理解を深めたり、SSWの積極的な活用を促したりした。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 市独自のSSWを対象とした研修は行っておらず、北海道教育委員会主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修に参加している。また、関係機関等が主催する研修を自主的に受講している。

（2）研修回数（頻度）

- 北海道教育委員会主催の研修（3回/年）
- 自主的に受講した研修（15回/年）

（3）研修内容

- 北海道教育委員会主催SSW活用事業連絡協議会、SSW活用事業地域別研修会において、北海道教育委員会担当者等の説明、講話・演習、事例発表・質疑、研究協議を行った。
- 自主的に受講した研修会では、「不登校対策」「いじめへの対応」「虐待への対応」など、様々な内容の研修を受講した。

（4）特に効果のあった研修内容

- 各種研修会における、地域の実情の交流や実践に基づく事例の発表や質疑、研究協議が特に参考になった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）

- 活用方法

（6）課題

- 特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童を支援するための活用事例（④不登校、⑧発達障害に関する問題）＜派遣型＞

本件の児童は小学校の支援級に在籍する男児である。教師とのトラブルをきっかけに、不登校となる。学校が登校を呼びかけても「先生が怖い」と言って登校を拒んでいる。母親は不登校を気にしているが、本人の意思を尊重して強く働きかけることはない。学校より不登校の解消に向け、関わって欲しいとSSWに要請があった。

＜SSWの関わり＞

SSWは学校から現状の聞き取りを行い、相談支援事業所が母の相談相手になっているとの情報を得た。すぐに、相談支援事業所に面談を申込み、当該児童および保護者の状況や考えについて把握した。その後、相談支援事業所から母にSSWのことを紹介してもらい、本人および保護者との面談を行った。その結果、当該児童は、学校は嫌だが学童保育所や放課後等デイサービスには行きたいという希望をもっていることがわかった。そこで、SSWから学童保育所や放課後等デイサービスに行くために、朝からではなく午後から登校して、その後に学童等に行く方法を提案すると、当該児童は「教室に入らないなら」と条件付で了解した。

面談結果を学校に伝え、午後からの登校で教室に入らないで対応できる方法を話し合い、別室対応が可能であることを確認した。学校側の受け入れ体制ができたことを保護者に伝えると、「今は登校する気持ちがあるみたいだが、当日どうなるか不安だ」と言うので、初日はSSWも同行することを約束した。その後、最初の午後登校もスムーズにいき、別室でも問題なく過ごすことができた。当該児童が希望していた学童保育所と放課後等デイサービスの通所が可能になったこともあり、午後登校ではあるが登校復帰となった。

【事例2】生活困難を抱える児童に対する活用事例（①家庭環境の問題、④不登校）＜派遣型＞

当該児童は長期にわたり不登校であり、学校から連絡しても保護者となかなかつながらない状況であった。不登校理由も不明であり、対応にも手詰まり感があるため学校は対応に苦慮していた。そこで、不登校の解消に向け、SSWに関わって欲しいと、学校より要請があった。

＜SSWの関わり＞

SSWは学校から現状の聞き取りを行い、保護者と連絡がつきにくい状況、家庭訪問しても留守のことが多く対応に苦慮していることが分かった。SSWも保護者に向け電話をしたり、手紙を書いたり、家庭訪問したりして接触をもととしたが、なかなか打開しきれずにいた。そこで、地区の民生児童委員の方に会い、保護者に関する情報を聞きながら、母親と会えそうな時間帯を教えてもらい訪問した。母親の外出時に会うことができ面談日時を設定することができた。しかし、約束の日時に訪問しても会えないことが続いた。

そうしている中、近所の方から「最近、子どもや母親の姿を見ない。夜になっても電気がつかない。」という情報を得た。SSWも何度か夜に家庭訪問してみるが、明かりがつかないことを確認した。すぐに、児童相談所や市役所の担当課と連携しながら対応を検討した。すると、離婚した父の所にいることが判明した。父宅にSSWが訪問できないことから、父宅への訪問等は児童相談所と市役所が担当することになった。その後、母との話から、生活に困り父宅に世話になっているが長く居ることができないこと、父宅には身一つで来ていることが分かった。新しく住む場所については、市役所が中心となって支援を行うことになった。SSWは学校と連携しながら、身一つで来ているため学習用具がないなどの情報共有を行い、支援について話し合った。

その後、新しい住居に移り生活が安定したからなのか、当該児童は毎日登校するようになった。

【事例3】活用事例（例：⑨性的な被害、⑩ヤングケアラー）

該当事例なし

【事例4】活用事例（例：⑪民間団体（NPO団体等）との連携、⑫教員とSSW等の役割分担、⑬オンラインカウンセリング）

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 各学校から暴力や虐待，家庭環境に係る困難ケースの相談が寄せられたことを受け，関係機関と学校が連携できるように仲介したり，ケース会議に参加して支援体制の構築に関わったりすることができた。
- 支援対象人数 小学生39人，中学生20人，高校生1人，合計60人
- 相談件数 小学生533回，中学生195回，高校生1回，合計729回
- 関係機関と連携を図った回数 小学生165回，中学生71回，高校生0回，合計236回

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- SSWの役割や活用についての周知
- SSWの資質向上

<課題の原因>

- 配置されてからの年数が短いことから，連携・活用する学校が少ないこと。また，SSWの役割についての保護者の理解が十分ではないこと。
- 効果的な支援を行うために，関係機関との連携・調整や環境の働きかけなどのより一層の資質の向上が求められること。

<解決に向けた取組>

- 学校へは，業務要項を送付したりSSW通信を発行したりすることによって周知を図る。また，保護者へは，保護者向けのパンフレットを作成し，学校から保護者への説明時に活用してもらうことで，SSWの役割についての周知を図る。
- 様々なケースへの対応を通して，資質向上を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- SSWの役割や活用についての周知
- SSWの資質向上

<課題の原因>

- 配置されてからの年数が短いことから，連携・活用する学校が少ないこと。また，SSWの役割についての学校および教職員の理解が十分とは言えないこと。
- 効果的な支援を行うために，関係機関との連携・調整や環境の働きかけなどのより一層の資質の向上が求められること。

<解決に向けた取組>

- 学校へは，業務要項を送付したりSSW通信を発行したりすることによって周知を図るとともに，校内での情報共有を促す。また，保護者へは，保護者向けのパンフレットを発行し，学校から保護者への情報提供およびSSWについての説明時に活用してもらうことで，SSWの役割についての周知を図る。
- 様々なケースへの対応と検証を通して，資質向上を図る。

旭川市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境や地域社会、友人関係、児童生徒の個別の問題等が複雑に絡み合っている場合が見られる。そのような解決が困難なケースについて、関係機関との連携を図った支援体制の構築やアプローチが必要であり、そのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え、福祉的な視点を取り入れることができるSSWを配置し、状況の改善を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

子育て支援部所管の子ども総合相談センターにSSWを配置し、同センターに配置されている家庭児童相談員及び教育委員会との連携や情報共有を行っている。

なお、市内全小中学校を対象に電話相談を中心とし、支援を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

2名配置（保育士と社会福祉士）

会計年度任用職員，週4日（29時間）勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（無）

○ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導等の教職員研究会でスクールソーシャル

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

市独自研修は行って居らず、道教委主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修等に参加している。

（2）研修回数（頻度）

年2回

（3）研修内容

道教委主催SSW連絡協議会、地域別研修会において、道教委担当者の説明、事例発表・質疑、研究協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

グループにて各自持参した実践発表を行い、課題の共有ができた。

また、スキルアップにつながる意見交換をすることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置（無）

○活用方法

（6）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

父母，児童3人の世帯。児童らは全員療育手帳所持している世帯。

母は精神疾患あり。父は育児には参加しないし、指示に従わないと暴力的。児童相談所に身体的虐待で指導された経過あり。

H28に第2子（長男）が在籍する小学校から、欠席、遅刻が多く登校しても居眠りしているとSSWに相談あり。家庭環境としては、母親は睡眠薬を服薬しており、夜間の監督ができず、父親は暴力で注意指導するも、父親が自室に戻ると直ぐに布団か

ら抜け出す状態である。母親は児童をコントロールできず、父は育児に非協力的であることに加え、仕事で長期不在になることも多々ある。母親は学校に育児が疲れたと相談していた。

学校から母にSSWを紹介してもらい、母親と相談対応開始した。

対応する中で、父から母への暴力も発覚した。長男から、暴力的な面が表出し、父親と同じことをして何が悪いと反省につながりにくかった。児童相談所、医療とも連携し、ケース検討会議を開催し、対応について方針を検討し役割分担を行った。

関係機関との連携を継続し対応し、進級、進学していく中で、学校での問題行動は軽減していき、親子喧嘩、きょうだい喧嘩など、家庭内での問題などが目立つようになったため、家庭での児童への対応方法など助言を重ね、家庭内での問題も少なくなってきた。また、父が単身赴任をすることになったこと、令和2年に第1子の長女が寄宿舎のある学校に進学し、家庭環境に変化があったことも問題が少なくなった要因と捉えている。

児童は市内の高校に進学し、問題なく登校し、家庭内での問題行動も発生していないことから、終結とした。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

他児とのトラブルが原因で登校できなくなった児童。学校との話し合いがうまくいかず、本児保護者が他の保護者に相談したことから、保護者集会が開かれるも、学校の対応に納得いかず、本児保護者が当センターに相談。

当初担任が管理職に報告していなかったことや、初期対応が後手に回った対応であったため、教育委員会にも連絡し本児保護者との調整を行った。

当センターにおいては、保護者及び本児の話を傾聴し、学校との仲介を行った。本児は登校はできていなかったが、当センターへの来所は可能であった。登校できていなかったことから不登校学級や本市の適応指導教室を紹介した。

他児は転校する運びとなったが、本児保護者は学校に対する不信感がぬぐえず、本児も転校することとなった。

本児保護者から転校先の学校と当センターで連携してもらいたいと依頼があり、転校先の学校に対し経過を説明した。当初は不登校学級所属であったが、本児の経過を学校と連携し共有していた。本児は登校していく中で、通常学級での対応となり、問題なく登校できていることから、対応を終結した。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度においてSSWが対応したケースは95件（新規実件数）であり、前年度に比べて増加している。また、対応した延べ件数は3,063件と令和2年に比べ1.5倍を超え増加している。学校からの延べ相談件数は782件と高水準で推移している。

保護者、児童への対応は1,887件であり、前年度から引き続きのケースも多い状態である。

児童生徒を支える保護者と学校ともにSSWによる相談対応により、児童生徒の状況や課題、支援方法等について情報を共有することができた。

SSWが教員とは異なる視点で状況に応じた働きかけ方を検討し、学校と協働しながらの取組ができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

関係機関との連携の充実。

＜課題の原因＞

相談内が多様化し複雑化しているため。

＜解決に向け実施した取組＞

要保護児童対策地域協議会の活用

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

SSWが関わりを持つ際、他機関で解決できず、問題が複雑化した後につながる場合がある。

＜課題の原因＞

保護者が相談先の一つとしてSSWを把握していないため。

＜解決に向けた取組＞

保護者に対しSSWの周知を行う。

青森市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 教職員への研修活動
- スクールソーシャルワーカーに関する事務
- その他、必要と認める職務

（2）配置・採用計画上の工夫

- 採用期間は1年であり、ハローワークを通じて公募し試験を実施する。
- 配置：本市は旧市内と浪岡地区の2地区があり、現在、スクールソーシャルワーカーは浪岡地区に配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：1人
- 資格：① 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、学校教育に関して知識・経験を有する者
② 福祉や心理、学校教育分野において、専門的な知識・経験を有する者
(本市は②の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置)
- 勤務形態：1週29時間10分の勤務時間を超えない範囲

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・ 無）
- ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

校長会、研修講座、会議等においてスクールソーシャルワーカーの役割及び活用を呼び掛け。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・ 無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー活用連絡協議会

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

研修内容 「対人援助職の視点と原則の共有理解」

講師 公益社団法人青森県社会福祉会スクールソーシャルワーク部会 会長 齋藤 慶吾氏 など

（4）特に効果のあった研修内容

研修については（3）の研修のみ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- OSVの設置（有・ 無）
- 活用方法

(6) 課題

- 近年の困難を抱える児童生徒の傾向としては、希死念慮、自傷、ネットトラブル、貧困、虐待など多様化しており、多様化する事案に対しても「つなぐ」「調整する」「構築する」「代弁する」などの対応ができるよう能力を向上させる必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】心身の健康・保健に関する問題ケースのための活用事例（⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

健康上の理由から不登校気味となっていた児童に関して、本人及び保護者と面談した結果、その背景に同級生間のトラブルがあることを判明させ、保護者と学校を繋ぐ役割を行うとともに、学校と支援体制を構築してこれを解消した。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校＜SSWの配置形態：派遣型＞）

学級担任の関係が良好なものの不登校となった児童に関して、学校から派遣要請を受けて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭内の問題の確認、可能な支援に関する学校への説明を行うとともに、児童が登校しやすい環境づくりにも努めた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

複雑な家庭環境、自身の健康上の問題を抱える児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが各小・中学校と連携して支援体制を構築するとともに、学校と保護者の良好な関係を保ちつつ、関係機関に繋ぐ役割を果たし、児童生徒の問題が解消されたケースがあった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割を理解していない学校も見受けられることから、効果的に運用するためにも、役割についてどのように周知していくかが今後の課題である。

<課題の原因>

・支援を必要とする児童生徒に関しては、福祉と心理の支援が必要な者が多いことから、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラーの領域も担当することが多いため。

<解決に向け実施した取組>

・支援要請を受けた段階でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めたケース会議を実施し、個々の役割を決めた上で支援を行う。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

福祉関係機関と連携が必要なケースが増加傾向にあることから、より専門性の高い福祉の資格を持つ人材の獲得が必要である。

<課題の原因>

本市では、社会福祉士等の専門性の高い福祉資格を持ち、かつ教育現場で常勤に近い勤務形態での勤務を望む者の応募がなく、採用に苦慮している。

<解決に向けた取組>

採用条件や勤務環境の見直しを行う。

- ・ 連絡協議会（年間6回）、青森県教委主催のSSW連絡協議会（年間2回）及び研修会（年間3回）
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった研修もある。

（3）研修内容

- ・ 連絡協議会では、主に事例検討を行うとともに、学校や関係機関との連携の在り方について協議した。また、国立高等専門学校保健指導相談員や県教委、高等学校のSSWと情報共有を行った。さらに、当市の健康部子ども家庭相談室の子ども家庭支援員・家庭相談員、虐待対応専門員からの情報提供を通じて、連携の在り方について共通理解を図った。
- ・ スクリーニング会議やスクリーニングの視点に関する研修。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 定期的に開催している連絡協議会において、国立高等専門学校の保健指導相談員や県教委、高等学校のSSWと情報共有を図ったことにより、ネットワークが構築された。ネットワークを活用しながら協働で対応したことで改善した事例があった。また、当市の健康部子ども家庭相談室の子ども家庭支援員・家庭相談員、虐待対応専門員とSSWが情報共有等を行ったことで、学校、SSW、関係機関等の対応に当たる関係者の役割分担が明確となり、効果的な支援につながった事例もあった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有）

- ・ 市教育委員会少年相談センター内にSSWSV1名を配置（元小学校長）

〇活用方法

- ・ 電話・来所相談、SSWへの助言、学校とSSW・関係機関等との連絡・調整等

（6）課題

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修の機会が減少
（研修が中止となった際は、書面で情報共有を図るなどの対応をした。）
- ・ コロナ禍に対応した研修の在り方について
- ・ SSWの人材育成、資質向上を図る研修の充実
- ・ 学校現場と連携した研修の在り方について
- ・ 家庭や地域と連携した研修の在り方について
- ・ 他相談機関や関係機関等と連携した研修の在り方について

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

児童Aの家庭は、母子家庭であり経済的に困窮していた。また、同居する家族が高齢であり、家庭内での介護も必要となっている状況であった。

児童Aは、学校へは通常どおり登校していたが、時折、遅刻をすることがあり、学校では児童との面談を頻繁に行うなどして注意深く見守りをしてきた。学校から、家庭への支援を進めたい旨の連絡が市教委に入り、SSWが対応することとなった。

SSWが児童Aの家庭を訪問すると、当初、母親は拒絶していたが、繰り返しSSWが訪問し続けたことで、母親とSSWの信頼関係が構築された。SSWの助言により、母親は就学援助の申請を行った。また、高齢の家族についても、関係機関に相談したことで適切な支援へとつながった。

【事例2】家庭内における暴力行為のための活用事例（⑤暴力行為）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

児童Bは、発達障害の診断を受け、通院しながら服薬をしていたが、家庭内で窓ガラスを割ったり、同居する家族に暴力、暴言を行ったりすることが続いていた。

苦慮していた家族は、学校へ相談。学校からSSWSVに相談があり、SSWを派遣することとなった。

SSWは、家族と面談を繰り返し、児童Bの暴力行為は帰宅後に増える傾向があることを把握した。また、児童Bは、朝は服薬をしていたが、夕方は服薬をしていないこともわかった。そこで、SSWは、帰宅前の夕方にも服薬ができるように医師と相談するよう家族に助言した。

家族は医師と相談し、これまで利用していた放課後デイサービスの協力を得て、利用時に服薬させることとした。それ以来、児童Bは、帰宅後、落ち着いて生活することができるようになり、家庭内での暴力行為が無くなった。

【事例3】※該当事例無し

【事例4】※該当事例無し

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 児童生徒からの相談件数 735 件（昨年比+185 件）、保護者からの相談件数 99 件（昨年比-22 件）、家庭訪問の件数 173 件（昨年比-81 件）、教職員からの相談件数 118 件（昨年比-54 件）、ケース会議の開催件数 89 件（昨年比-32 件）となっており、児童生徒からの相談件数が大幅に増加した。
- 児童生徒からの相談件数の大幅な増加については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、家庭訪問やケース会議等、対面での取組を進めることが困難であったことから、児童生徒への校内での声かけを増やすよう市教委からSSWに依頼し、児童生徒との何気ない会話から相談につながる事例が増えたことが要因である。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 長期化するコロナ禍における児童生徒の教育相談体制の一層の充実を図ること。

<課題の原因>

- 長期化するコロナ禍の影響により、児童生徒を取り巻く環境に変化が生じることが懸念される。

<解決に向け実施した取組>

- 児童生徒の些細な変化も見逃さないようにするために、スクリーニング会議の重要性や開催方法等について、各種研修会等を通じて各学校に周知を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 全ての児童生徒を対象として検討を行い、気になる事例を早期に複数のメンバーで洗い出すスクリーニング会議の視点を生かした教育相談体制の一層の充実を図ること。

<課題の原因>

- 長期化するコロナ禍や不安定な社会情勢等の影響により、全ての児童生徒が不安やストレスを抱えることが懸念される。

<解決に向けた取組>

- 各種研修会を通じて、スクリーニング会議の重要性について各学校に周知を図り、気になる児童生徒を含めた全ての児童生徒に対して教育相談体制の充実を図る。
- SSW連絡協議会や研修会を通じて、早期の段階での支援の充実を図るために、小学校に積極的にアプローチするよう、市教委からSSWに依頼する。

山形市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
いじめや不登校等児童生徒の問題を課題とする小中学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポートするため
- (2) 配置・採用計画上の工夫
社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者をSSWCとして教育委員会に配置し、各機関との連携を図れるようにしている。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
 - ・配置人数・・・4名
 - ・資格・・・教員免許状、社会福祉士、臨床心理士。
 - ・単独校への配置3名、教育委員会への配置1名。
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
 - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ガイドラインの作成（有・無）
 - ガイドラインの内容、周知方法
 - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・県及び教育事務所主催の研修会に参加（3回）講義・グループ研修
 - ・市研修会の開催（1回）事例検討会
 - ・小学校生徒指導連絡協議会でのSSWCによる研修会
- (5) オンラインカウンセリングの実施の有無
 - オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
 - ・SSW及びSSWC、教育相談員
- (2) 研修回数（頻度）
 - ・年5回（そのうち、新型コロナウイルス感染症予防のため1回中止）
- (3) 研修内容
 - ・講義
 - ・事例検討
 - ・情報交換
- (4) 特に効果のあった研修内容
 - ・講義（「子どもの自殺を防ぐために～私たちにできること～」 「自傷行為の理解と対応について」）
 - ・事例検討会
 - ・情報交換（各校状況や対応について）
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - SVの設置（有・無）
 - 活用方法
- (6) 課題
新型コロナウイルス感染症流行のため、予定されていた研修、会議を思うように行えていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校・発達障害のための活用事例（④不登校）＜派遣型＞

初めての場面にとっても慎重で、慣れるまでに不安が大きい小学校高学年の児童。今年度当初より、宿題や自学をきちんとできていないことを理由に登校を渋るようになる。学校では、年度途中より別室を準備し、教室へ入りにくいときには、そこで過ごして、気持ちが落ち着いたら、教室復帰をする対応をしていた。しかし、朝からの登校は難しい日も多く、欠席もみられ、何とか登校できる日であっても遅刻気味であった。また、朝は保護者に送られて登校するものの、別れ際はなかなか保護者から離れることができず、離れて別

室へ行くまでにはかなりの時間がかかることも多かった。

登校渋りから不登校状態になってしまうことを心配した学校から依頼を受け、SSWIは、月1回程度、定期的に学校と一緒に保護者面談を重ねて、保護者の気持ちの整理、学校側の受け入れ態勢の調整などを行っていった。そうしたところ、本児は、年度末には欠席もなくなり、別室登校ではあるものの、毎日朝から登校できるようになっていった。また、保護者も気持ちの焦りが減って、本児への対応にも余裕がでてきたようであった。

【事例2】自傷への対応のための活用事例（⑧心身の健康に関する問題）〈派遣型〉

リストカットを行う中学生。学校生活においては、頭痛を訴えて保健室利用が多い。また、周りがうるさいと教室の隅でうずくまったり、自傷痕があるという様子を見せていたり、学校としては、様々な様子を見せる本生徒の様子をととても心配していた。

SSWIは、学校と3度の会議を経て、医療機関の情報を収集すること、自傷については本人の納得を得た上で保護者へ伝えること、部活に打ち込んでいるようなので部活を支えにしていくこと、本人と教育相談員とのつながりを持っていくことなどを確認した。そうしたところ、本生徒は、教室への登校は難しくなったものの、次第に市の適応教室への通学を始め、休まずにそちらで登校するようになった。また、学校については、部活を支えに安定した学校生活を送るようになっていった。なお、年度末時点で、半年以上、自傷は確認されていない。

【事例3】該当事例なし

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、特に年度後半においては予定されていたケース会議に出席できなかったこともあり、昨年度よりは減ったものの、学校からの派遣要請は徐々に増えてきている。
(令和元年度23回、令和2年度31回、令和3年度25回)
- ・学校への周知が進んだため、ケース会議開催時の教職員の出席数は年々、大きく増加している。
- ・ケース会議に保護者も出席していただくことで、学校、保護者、SSWIの3者が一緒に協働して、ケースの方向性を決めることが増えてきている。これにより、保護者も主体性を持って、子どもと向き合うことができるようになってきている。
- ・市内のSSWIが一堂に会する研修会を令和3年度より開始。これにより、同一市内における他校に勤務するSSWIの様子がお互いに見えてくるようになり、研修機会が増加した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

- ・SSWI同士が情報交換する時間が少ない。

〈課題の原因〉

- ・単独校型の配置が多いため、情報を共有する機会が少ない。特に派遣型のSSWIと話し合う機会が少ない。

〈解決に向け実施した取組〉

- ・市独自の研修会を開催し、情報共有や研修の場を設定した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

〈課題の概要〉

- ・関係機関との連携が難しい。

〈課題の原因〉

- ・関係機関との情報を共有する機会が少ない。

〈解決に向けた取組〉

- ・市の研修会を継続していく。
- ・市の研修会に、関係機関の参加を呼び掛けていく。
- ・毎月行われる市で行われる要保護児童対策地域協議会を活用し、情報の共有を図る。

宇都宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等，学校だけでは解決が困難な事案に対し，社会福祉等についての専門的な知識や経験に基づき，学校や家庭と福祉部門等の関係機関を繋ぎ，問題の解決に当たることができるよう支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに，福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため，児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置している。

また，採用にあたっては，市のホームページ等で募集要項を掲載するとともに，栃木県社会福祉士会に周知協力を依頼し，専門性を有する人材の確保に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3名
- ・資格 教員免許状 児童指導員
- ・勤務形態 1週間当たり3人それぞれが5日（1日6時間）勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・SSW配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットを配布。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・児童生徒指導関係の連絡会議等に参加し，ケース事案の検討等において，専門的な視点からの助言や提案を行っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW，担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW活用事業研修会（県教育委員会主催/年2回，教育事務所主催/年1回）への参加
- ・各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・発達障害（神経発達症）児に対するスクールソーシャルワーカーの役割
- ・学校の福祉的機能とSSWの役割
- ・児童虐待防止と学校の役割
- ・虐待対応とスクールソーシャルワーカー ～学校と福祉の橋渡し～
- ・今年度の栃木県のSSW活用事業の課題整理
- ・ファミリーソーシャルワーク
- ・SSWの情報管理

（4）特に効果のあった研修内容

- ・県のSVから，個人情報取り扱いについて法的な視点も含めた説明を受けることができた。
- ・個別事案の検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

（6）課題

- ・対応件数の増加に伴い，課題が複雑化・多様化しているため，解決に時間を要する事案が増えている。効果的な研修内容を充実・精選し，専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型（貧困対策の重点配置）＞

- ・ひとり親家庭であり、母親は仕事をしていたが、体調が悪くなり職を離れたことから、当該児童の欠席数が多くなっていった。元々、登校は困難であった。
- ・小学校と情報共有を行いながら、学校からSSWを紹介、学校にて母親との面談を行うことができた。
- ・母親からは経済的に困窮している旨の話が出たため、生活福祉課への相談を案内した。母親の了解を受け、生活福祉課への情報提供を行い、その後母親を生活福祉課への窓口まで同行、生活保護受給ができた。
- ・本市の「女性支援事業」による生理ナプキン配布を母親に案内したところ、希望する旨の話があった。母親と学校での午前中の面談後に配付することを約束し、当該児童と一緒に登校を促したところ、登校ができた。
- ・母親が物的な支援に対するニーズが高く、そのことを通じて児童の登校にもつなげられることが分かったため、NPO法人が運営するフードバンクへの食品支援の相談を行った。
- ・生活福祉課担当者には、受給間もないため、食品支援を検討していること、当該児童の登校への促しにもなることを相談し、家庭への食品支援の了解を受けた。
- ・母親と食品は登校した際に学校で渡す約束をし、当該児童の登校の促しを行ったところ、食品支援の約束日は登校ができた。
- ・卒業式出席を目標とし、学校とSSWから登校の促しを行ったことで、無事卒業式にも出席することができた。

【事例2】・【事例3】 ※該当事例なし

【事例4】 民間団体（NPO法人等）との連携のための活用事例（④不登校、⑧発達障害等に関する問題、⑩民間団体との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・当該児童には元々発達特性による対人面の苦手さと養育環境の問題があり、児童相談所から医療機関へ紹介され定期受診していた。
- ・新型コロナウイルス感染症による学校休業中、PCゲームにのめり込んでしまったため、休業明けから完全不登校の状態に陥り、担任が家庭訪問しても会えない状況が続いた。
- ・外に出ることも殆どなく、終日座りっぱなしでゲームをしていたため、下肢筋力は低下し、座りダコができるほどの状態であった。
- ・ひとり親家庭のため、母親は仕事で忙しく、学校・家庭の力だけでは改善が難しいと思われたため、NPO法人に週2回夕食を届けてもらいながら、当該児童との関係づくりを依頼した。
- ・夏季休業中、母親がNPO法人主催のキャンプへの参加を強く希望したことから、本人を説得しキャンプに参加することができた。
- ・キャンプ中に転倒して腕を骨折してしまい、途中で帰宅することにはなったが、他の参加者と交流できたことが楽しい経験となり、その後も本市の委託事業である「親と子の居場所」に時々参加できるようになった。
- ・その頃から、時々自分で登校できるようになったため、NPO法人・学校と連携し、改善を焦る母親に対し、SSWが寄り添いながら関わった。
- ・登校できた際は、学校全体が当該児童に対し温かく関わることにより、徐々に対人面の自信が付き、登校日数も増え、修学旅行にも参加することができた。
- ・その後、卒業に向けて週3日の登校が定着し、卒業式にも出席することができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
A	新規ケース	3 6	4 7	4 7	4 2	3 6	5 3	5 2
B	前年度からの継続	0	2 6	4 3	4 0	3 9	2 9	4 0
C (A+B)	年度対応数	3 6	7 3	9 0	8 2	7 5	8 2	9 2
D	終結ケース	1 0	3 0	4 0	4 3	4 6	4 2	5 2
E (C-D)	次年度へ	2 6	4 3	5 0	3 9	2 9	4 0	4 0

・ S S Wの実効性が学校現場に広まり、学校からの S S Wへの要請が高まっている。よって段階的に増員を図ってきた。

- ・平成27年度 : 2人が1週間3日, 1日7時間勤務を分担
- ・平成28年度 : 2人がそれぞれ1週間3日, 1日7時間勤務
- ・平成29年度より : 2人がそれぞれ1週間5日, 1日6時間勤務
- ・令和2年度より : 3人がそれぞれ1週間5日, 1日6時間勤務

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ S S W要請件数等の増加に備えた, S S Wの継続的な人材確保
- ・ 児童生徒が抱える問題の複雑化・多様化

<課題の原因>

- ・ 即時に現場で活躍できる知見の豊富な S S Wの人材不足

<解決に向け実施した取組>

- ・ S S Wの経験を積んでおり, 即戦力となる人材の採用
- ・ S S Wの資質向上を目指した研修の実施

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの役割や活用について教職員への周知が進んでいない。

<課題の原因>

- ・ S S Wの関りのある学校では S S Wの役割についての理解が進んでいるものの, これまで S S Wが関わってこなかった学校では, S S Wの存在や役割等が理解されにくい状況がある。

<解決に向けた取組>

- ・ これまで S S Wが関わってこなかった学校に S S Wが訪問し, その役割を説明するとともに, S S Wが関わったことで改善したケースについて説明を行う。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校を訪問し、人間関係の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。また、当該児童生徒への効果的な支援についてコンサルテーションを行う。

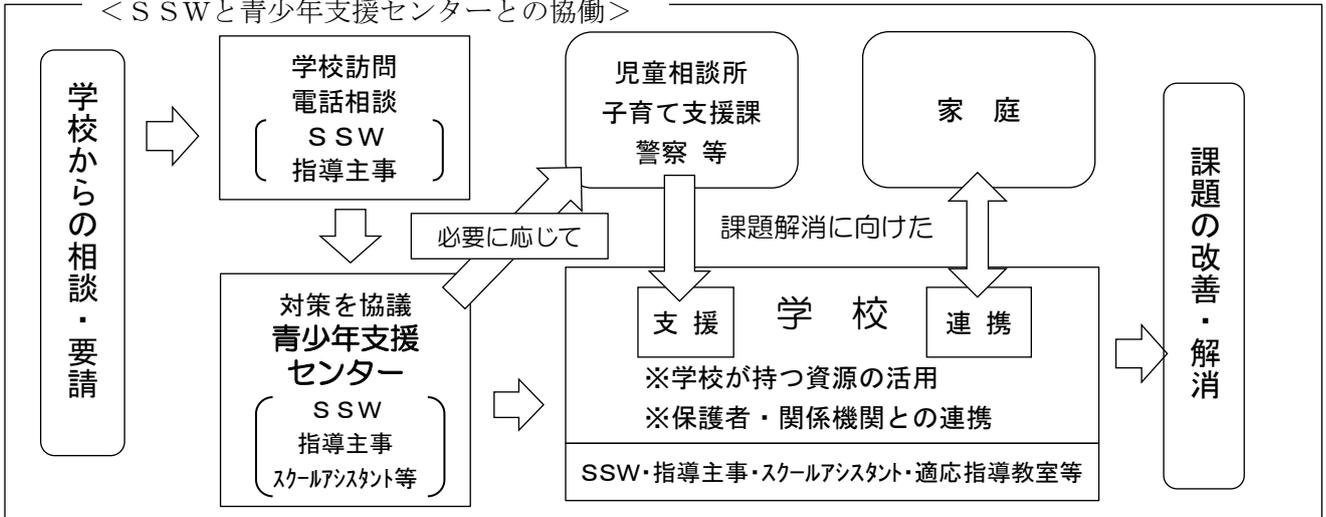
＜業務内容＞

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ①問題行動等にかかわる児童生徒の人間関係の見取り | ④校内研修・PTA研修会等での講話 |
| ②関係した児童生徒や保護者への支援 | ⑤いじめ相談ダイヤルでの相談対応 |
| ③校内でのケース会議等への参加・助言 | ⑥支援に向けたコンサルテーション |

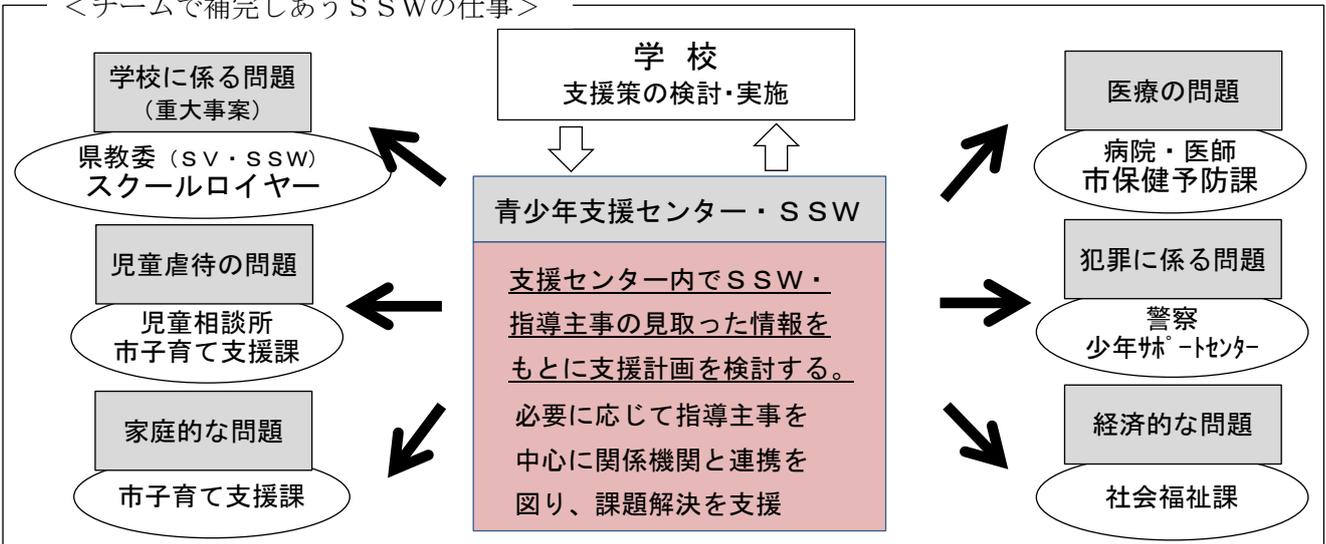
（2）配置・採用計画上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞



＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：1名 ②資格：心理に関する資格 ③勤務形態：4日/週、7時間45分/日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）策定とその周知方法について

○ガイドラインの作成（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

資料「前橋市スクールソーシャルワーカー事業について」を作成し、業務内容やこれまでの成果、利用方法等を校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校へ周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県教委作成資料「SC・SSWとの協働で学校の対応力を高めましょう！！」を各学校に送付した。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 (有・無)

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

○本市SSWは1名のみであり、研修は実施できなかった。そのため、学校からの要請を受けて、指導主事とともに事例に対応したり、悩みを抱える児童生徒や保護者との面談や相談電話に対応したりする中で、SSW自身が自己研鑽を重ねていった。特に、心理に関する資格を生かし、事例を俯瞰的・専門的な視点で検証するとともに、課題解決に向けた支援の明確化を図ることができたため、その後の支援や学校への適切な助言に繋がった。加えて、近年の未成年の自殺者増加を受けて、自殺と自傷行為の違いや子供のSOSに気づいた時の対応等についてまとめた資料を作成し、学校に周知することができた。

○課題 スーパービジョンを行えるSVによる研修の機会をいかに確保していくかが課題となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例(④不登校)〈派遣型〉

対人関係に不安を覚え、中学3年生の10月から不登校傾向となった男子生徒が、学校関係者以外との面談を希望したため、心理士による面談を設定することとした。

まず、SSWと指導主事が学校を訪問し、当該生徒の実態把握のため情報共有を図った。その中で管理職、学年職員、担任等の役割分担と、SSWが当該児童や母親と面談を行うことを確認した。

当該生徒は、自分の体臭を気にし、同級生からどのように思われているのかという不安を訴えていたが、SSWが面談を繰り返す中で、学習面、特に進路に関する悩みを抱えていることが分かった。また、母親との面談から、子供への接し方に不安を抱えていることも分かった。

SSWは、当該生徒が自立に向けて葛藤している中で抱えている不安や悩みを受け止めるとともに、さりげない会話から、当該生徒が自分の良さに気づくことができるようにした。また、卒業式への参加を目標にしなが、登校につなげられるようにするとともに、高校生活に気持ちが向けられるような助言を行った。

母親に対しては、これまでの子育ての苦勞を労うなど気持ちに寄り添いながら、当該生徒の自立に結び付くような接し方や声掛けの仕方について助言を行った。学校に対しては、当該生徒と母親がどのような考えを持っているのか、不安や悩みを抱えているのか等を伝えるとともに、課題を整理しながら当該生徒への接し方と家庭との関わり方について助言を行った。また、短時間からの登校を促すなど具体的な方策を示しながら、当該生徒がスムーズに高校生活をスタートさせることができるような環境を整えることができた。

SSWの支援によって当該生徒の心の安定が図られ、進路を実現した上で無事卒業することができた。

【事例2】不登校支援のための活用事例(④不登校、⑧心身の健康・保健に関する問題)〈派遣型〉

当該児童は、2学期の途中から突然不登校となった。担任の勧めにより、母親はSCと面談することができた。面談の中で、精神的に不安定な両親や祖父と父親の不仲、入退院を繰り返す姉の存在など複雑で不安定な家庭環境であることが判明した。学校から今後の支援方針について助言が欲しいという要望を受けたため、SSWを派遣した。

まず、SSWと指導主事が学校を訪問し、当該児童の実態把握のため情報共有を図るとともに、管理職、担任、SC等の役割分担を確認した。

SSWは、担任が母親と信頼関係を築いていること、SCが母親の悩みを引き出していることを確認し、現在の支援を継続していくことを確認した。学校は、SSWの助言を受け自信を深めることができた。

学校の支援により、母親による家族への働きかけが変化し、それに伴って父親の態度に変化がみられるようになった。加えて、両親が当該児童の心に寄り添うこともできるようになるなど家庭環境に改善が見られた。当該児童は新しく始めたスポーツの影響で、徐々に元気を取り戻し、登校することができるようになった。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問校 20校 合計76回

- ①SSWを学校に派遣し、授業への取組や対人関係に課題のある児童生徒について、担任や学年職員へのコンサルテーションを行った。そのことにより、学校の支援体制が明確になり、支援方針が共有され、役割を分担して対象児童生徒や保護者への働きかけを行うことができた。
- ②児童、保護者との継続的なカウンセリングを行いながら、学校と情報共有、支援方針の検討を行うことで、児童とその保護者の安定した日常生活に生かすことができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SSWの効果的な活用に向けて、コーディネーターとしての役割を担う職員が欠かせないが、十分に生かしきれないケースも散見される。コーディネーターとなる教職員自身の理解や調整力を高めることが課題である。同時に研修を実施し、中心的な役割を果たす教職員の育成とともに、他の教職員へもSSWへの理解を深めていく必要がある。

<課題の原因>

SSWの目的や具体的な役割、有効性が学校に正確に周知されておらず、SSWの効果的な活用について、教職員の理解が不足しているため。

<解決に向け実施した取組>

年度初めの校長会議で、SSWの目的や役割について周知を行った。また、SSWが作成した資料「児童生徒の自殺・自傷行為を理解するために」を校長会議や生徒指導主事の研修の場で紹介した。加えて、関係機関を交えたケース会議や児童生徒の見取りを行う場面に、指導主事とともにSSWが参加する機会を増やすことで、学校や教職員への周知や理解を深めることができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

問題行動の未然防止や課題の早期発見に向けたSSWの活用が少ない。

<課題の原因>

生徒指導上の問題が多様化しており、家庭も含めた早期の対応が求められる事案が増加しているため。

<解決に向けた取組>

児童生徒理解に関する資料作成やSSWを講師とした研修会を企画し、学校の教育相談体制の充実を図る。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野から捉え、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。

こうした支援において、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）は福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、SSWによる支援対象地域を6地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、該当児童の進学やその兄弟姉妹等の関係で、小・中学校にまたがる支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じSSWを配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 スクールソーシャルワーカー（SSW） 6名
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格等
- ・勤務形態 週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「SSW活用の手引き」を作成し、SSWの役割・支援例、学校の取組、Q&A等の内容を配布・周知する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、教育支援センター指導員研修会等で説明する。
- ・拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・要請に応じ、校内研修で、福祉的な支援の在り方、SSWとの連携の仕方等を説明する。
- ・養護教諭部会で、学校及び養護教諭との連携の仕方等について、講義・情報交換する。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）

（2）研修回数（頻度）

- ・週1回、市庁舎（学校教育課）に全員が集合し、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換を行う。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、不登校、発達障害、虐待、貧困の児童生徒及び家庭への対応について事例検討する。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・福祉部局、他自治体のSSW、児童福祉施設との研修を通して、連携強化の方法等を確認できた。
- ・毎週の事例検討会では、困難ケースに対する広い視点での支援策を出し合うことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有 ・)

○活用方法

(6) 課題

- ・スーパーバイザーの設置
- ・学校が福祉的支援力の向上のためのSSWの活用
- ・SSWの増員

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <拠点校型>

A君の家庭は母子家庭であり、準要保護家庭。母親は友人・親戚関係にトラブルを抱えていたが、子どもたちへの愛情はあり、公的手当を受け、内職を頑張っていた。A君が不登校になったため、SSWが家庭訪問を毎週行い、母親を労うとともに、A君本人に登校刺激を与え続けたところ、母親がA君を車で学校に送ってくれるようになった。さらにSSWが食糧支援としてパンなどを届けた。その後A君一家の他県への引っ越しが決まったため、本県と転入先の行政と学校に関する手続きを支援した。

【事例2】児童虐待のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑦小中連携) <拠点校型>

父親からのDV避難により転居してきたが、多子家庭であったこともあり、一番上の中学生の子に対してネグレクトの状態であった。児童相談所とこども救援センターが生活全般に関わって支援していたが、SSWは兄弟姉妹の内、特に中学生の登校支援や進路相談を中心に関わった。中学校と連携して登校しやすい条件を整えたり、関係機関(児童相談所、こども救援センター、小・中学校)と連絡を取り、それぞれの役割分担を明確にして家庭と関わったりして母親の支援を行った。また、SSWが母親を励ましながら母親の意識改革を図った結果、3学期にはほとんど休むことなく学校に通えるようになった。

【事例3】性的虐待のための活用事例 (⑨性的な被害) <拠点校型>

本人から、母親と母親のパートナーによる面前での性的行為を止めさせてほしいという訴えがあり、学校職員とSSWで対応を協議した。SSWがこども救援センターに連絡を取り、こども救援センターが本人に聞き取りを行った。母親とパートナーには近所からの通報ということで指導を行った。子どもがいるところで性行為はもたないこと、子どもたちと寝る部屋を別にするのが約束されたが、しばらくたっても寝室の問題は解決されなかった。その後、元夫がパートナーの存在を知り、アパートの契約を解除したため引っ越しを余儀なくされたが、引っ越し先で寝室が親子別々となり、問題が解消された。

【事例4】民間団体との連携のための活用事例 (例: ⑪民間団体(NPO団体等)との連携) <拠点校型>

母親の自殺未遂。児童相談所、こども救援センター、放課後等デイサービス、訪問看護、相談事業所、学校、こども発達支援センターと、関わる機関が多かった。

母親の支援はこども救援センター、子の支援はSSWと役割分担した。SSWは学校でできる支援と放課後等デイサービスの役割を明確にして、家庭以外での居場所作りを行い、子の日中活動を支援した。また、母親の支援を行うこども救援センターと連絡を密に取り合い、支援を行った。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生239人、中学生138人
- ・訪問回数は、学校訪問1578回、家庭訪問867回、関係機関訪問362回
- ・「問題が解決」または「支援中であるが好転した」件数の割合は、全体の約29%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、専門機関と連携した活動を行うことで、家庭や医療に係る問題(特に貧困、虐待、発達障害等)など児童生徒を取り巻く環境の改善に、SSWの支援は効果的なものとなっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>・学校が福祉的支援力の向上のためのSSWの活用

<課題の原因>・SSWができる支援の理解不足

<解決に向け実施した取組>

- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、教育支援センター指導員研修会等で説明。
- ・学校から新たな支援を希望する場合は、学校から支援シートをSSWに提出してもらうことで、学校が希望する支援を確認し、SSWができる支援を伝えて必要な対応が図れるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>・SSWの増員

<課題の原因>・支援件数の増加

<解決に向けた取組>

- ・部署内での配置転換（ヤングケアラー担当SSWを拠点校型SSWに配置換えできるか検討）

川越市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

※川越市立小学校32校、中学校22校、高等学校1校、特別支援学校1校 計56校対象

（2）配置・採用計画上の工夫

【派遣型】川越市の教育相談機関である川越市立教育センター分室（リベアラ）に、SSWを2名配置している。学校長の要請により、川越市教育委員会が学校等に派遣している。

【配置型】5名を小学校に配置し、各校近隣の小中学校も対象校として対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 7名

【資格】 精神保健福祉士 4名 社会福祉士 5名 教員免許 4名 その他資格 5名

【勤務形態】 7名 週2日（1日6時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

【内容】配置目的、職務内容、ソーシャルワークのプロセス、活用について

【周知方法】「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」（川越市スクールソーシャルワーカー活用の手引き）を策定し、学校等に配付して活用を図っている。また、学校や地域等への研修会で確認し、活用促進につなげている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの研修だけでなく、教職員研修等で各校の中心となる教育相談主任（年2回）や特別支援コーディネーター（年2回）等への周知に加え、教育相談員（年3回）の研修を行い、スクールソーシャルワーカーの活用方法や連携の仕方等について周知した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー7名

（2）研修回数（頻度）

年5回（5月、6月、10月、12月、2月）

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーのサービスについて
- ・スクールソーシャルワーカーの活動について
- ・教育相談体制の整備と充実
- ・関係諸機関との連携
- ・事例研修
- ・1年間の成果と課題

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有・**無**)

○活用方法

- ・研修会の講師(講演)

※常時設置はしていないが、研修内の事例研修におけるスーパーバイズを依頼した。

(6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの需要に対する計画的な事業拡大。
- ・スクールソーシャルワーカーと川越市の教育相談機関リベアラにおける連携の充実。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、④不登校、⑤暴力行為)

<SSWの配置形態：派遣型>

<ケースの概要>

- ・小学生の児、母の2人暮らし。
- ・1学期中旬頃より、急に登校を嫌がり、母への暴力、意欲の減退により、家から出られなくなる。
- ・母以外との接触を拒み、外に出ることもできないため、母は仕事に行けなくなり収入が途絶えてしまう。
- ・母はかかりつけの小児科や児童相談所、生活福祉課等、多機関に育児負担や生活困窮を訴えていた。混乱している様子もあり、児童と生活することに不安を感じていた。

<スクールソーシャルワーカーの支援>

- ・母の相談を受けながら情報を整理し、すでに相談していた機関と情報を共有したり、他機関への相談に同行したりした。
- ・放課後等デイサービスの利用契約等の支援や、障害者相談支援センターに同行し、フォローの依頼等を行った。
- ・学校や教育相談施設に連絡、情報共有を行った。

<成果>

- ・母の思いが受容され、落ち着いて児童を捉えることができる相談環境が整えられた。
- ・児童も抵抗なく他者と関わりがもてる場が構築された。また、学びの場の選択肢も広がった。

【事例2】 不登校のための活用事例 (④不登校、⑧その他(心身の健康))

<SSWの配置形態：拠点校型>

<ケースの概要>

- ・父は数年前から他県へ単身赴任、土日に帰宅。
- ・母は心因性疾患がある。子どもの世話が疎かなことを近所の住人が児童相談所に通告があった。警察も介入し、こども家庭課や障害者総合相談支援センターとつながり、週2日ヘルパーが来るようになる。
- ・母の具合が悪くなると、本児もそのころから朝になると腹痛を訴え、欠席が増えた。
- ・新年度になっても母と登校し、担任に顔を見せたら帰ることが続いた。

<スクールソーシャルワーカーの支援>

- ・本児へは継続的な面談をし、友達関係や学習についての悩みを聞き、解決策を話し合うことを続けた。
- ・母は複数回面談を実施。母の子育ての努力を認めつつ、本児に対する関わり方についてアドバイスを行った。

<成果>

- ・学校に居られる時間が徐々に増え、教室に居られるようになった。
- ・母は本児の学習について目を向けるようになった。また、教育相談施設への相談も始めた。

【事例3】 該当なし

【事例4】 該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・7名のスクールソーシャルワーカーが対応した相談件数 計269件(小学校233件、中学校36件)
- ・そのうち問題が解決・改善・支援中のケースの割合 86.5%
- ・派遣型と拠点型に分けることで、7名という人数で市内56校に幅広く対応できている。拠点校型は、教職員が相談しやすい、学校での児童の様子が把握できる等、教職員及び児童生徒・保護者とより深くかかわることができる。
- ・スクールソーシャルワーカー配置事業は7年目となり、対応学校数が41校(前年度38校)に増加した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカー配置事業の拡大・充実。
- ・スクールソーシャルワーカーのより効果的な活用とさらなる周知。

<課題の原因>

- ・会計年度任用職員移行に伴う予算面での配置人員数の調整等。
- ・学校間で、スクールソーシャルワーカーの活用についての理解に差がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・活用の実績を積み重ね、市の施策の中で人員確保のための予算を計画し、人員の増員の働きかけを続けている。
- ・「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を配付後、継続的に校長会や各種研修会で具体的な活用事例を話題にし、活用を促した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカー配置事業のさらなる拡大・充実。
- ・スクールソーシャルワーカーのより効果的な活用と周知の継続。

<課題の原因>

- ・市の施策における予算面での配置人員数の調整等。
- ・学校間で、スクールソーシャルワーカーの活用についての理解に差がある。

<解決に向けた取組>

- ・活用の実績や学校からの課題を集約し、それを基に市の施策の中で予算を確保し、計画的に人員の増員を図る。
- ・「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を見直し、継続的に学校等に配付するとともに、新たにスクールソーシャルワーカーの活用リーフレットを作成し、活用を促す。
- ・新たに悉皆研修とした特別支援教育に係る管理職研修においても、スクールソーシャルワーカーの活用について、活用の実績や活用事例の情報を提供し、周知を図る。

越谷市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成27年度より市としてSSW3名を教育センターに配置している（平成26年度までは県費によるSSW2名を配置）。また、本市では、市内全ての小・中学校45校において「小中一貫教育推進研究」として研究指定をしている。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に同一のSSWを配置することで、より円滑に包括的支援にあたることができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 → 教育センターに3名配置。

※派遣の流れ

小・中学校長が教育センター所長に派遣を依頼し、所長が地域担当SSWを該当校へ派遣する。

②資格 → 社会福祉士・精神保健福祉士等

③勤務形態 → 原則として平日週2日、1日あたり7時間。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドライン策定 有 無

ガイドラインには、「活用のねらい」、「校内教育相談体制におけるSSWの位置付け」、「スクールソーシャルワーク活動における留意事項」等を示し、校長会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談主任・学校相談員を対象にした教育相談研修会や年次研修における教育相談に関する講義等で、SSWの役割や活用方法について周知している。また、学校・関係機関と担当児童生徒の対応策について協議するケース会議にSSWも積極的に参加し、教職員と直接かかわる機会を増やしながら理解促進に努めている。

（5）「オンラインカウンセリングの実施」について

・オンラインカウンセリングの 有 無

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①市長部局が主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加
- ②県が主催している研修会に必要な応じて参加 ※①②ともにSSWの希望により参加
- ③教育センター内の全体研修会

(2) 研修回数(頻度)

- ・(1) ③について

年3回程度

※主に7月・12月・3月に実施している。

(3) 研修内容

- ①児童虐待について
- ②DVについて
- ③カウンセリングについて
- ④関係機関との連携について
- ⑤発達障がいについて
- ⑥ヤングケアラーの周知について

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研修(家庭環境に起因する不登校児童生徒に対しての適切な支援について。医療や関係機関と連携した支援について。)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有・**無**)

○活用方法 設置していないためなし。

(6) 課題

近年、家庭環境の悪化に影響を受け、児童生徒の健全な学校生活を支えることが困難になり、結果として不登校になってしまう児童生徒や、情緒不安定になってしまう児童生徒が増加している。個々の家庭に応じた支援を充実させ、児童生徒にとって安心・安全な環境を整える必要がある。

SSWの活用について、何ケースも活用する学校と1ケースも活用しない学校があり、活用頻度に差がある。また、コロナ禍で集合研修が困難な状況であるが、感染拡大防止に努めながら実施される校長会や各種研修会でSSW活用の効果を広め、適切な対応に努めていく。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

父が介護職（夜勤あり）、母は精神2級（統合失調）PCに夢中で子どもの世話は全く期待できない。本児は自閉スペクトラム症、強迫性障害、ADHDであり、昼夜逆転の生活サイクルのゲーム依存。また、不登校状態が長く続いている家庭。父一人に家事、子どもの世話が集中し負担大。父の負担を軽減し、本児の生活リズムを戻すために、獨協医科大学埼玉医療センターの小児科で行っている「元気・生活リズム」繋いだ。12月から初めから約3週間入院し、退院後は子供本人が目覚まし時計で起床し、登校班で登校できるように改善された。強迫性による手洗い、着替えの回数も大分落ち着いて減少している。

【事例2】児童虐待が懸念される家庭への活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

父、高齢で精神疾患。母、フィリピン人。本児は、不登校。本児が、食事をつくり、父の病院の付き添いや買い物をしている状況。子ども福祉課子ども安全室、地域包括ケア課、生活福祉課と連携をとる。その後、訪問看護を開始し、生活保護についても丁寧に説明。定期的に家庭を見守るようにした。本児が、学習する場としてアスポートを勧めたところ、本人も希望し、アスポート通室開始。学習の場につながったことや母が家事等をするようになったことから、本児の負担は減少している。

【事例3】

令和3年度はSSWが担当した事例について、性的な被害の該当事例はない。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカーの配置について

教育センター配置SSWを、小中学校学区に同一のSSWが派遣できるよう工夫したところ、小学校での支援状況などの情報を中学校にも円滑に引き継ぐことができた。また、多くのケースで中学校入学後も継続して派遣依頼があり、保護者や児童生徒に寄り添った支援ができた。

○不登校発生率について

	H28	H29	H30	R1	R2	R3目標値
小学校	0.20%	0.35%	0.29%	0.38%	0.46%	0.38%
中学校	2.03%	2.05%	2.70%	3.20%	3.28%	3.15%

※R3目標値は「令和3年度 総合的な不登校対策」に掲げている数値

(年度ごとに目標値を設定し、令和7年度最終目標値 小学校0.28% 中学校2.95%を目指す。)

児童生徒が明るく楽しい学校生活を送り、豊かに自己実現を図ることができるよう「令和3年度総合的な不登校対策」のひとつとしてSSWを市内各小中学校の要請に応じて派遣し、学校と連携して児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童生徒及びその保護者等に包括的に支援を行い、問題の解決を図った。その成果として、全国と県の不登校児童生徒の割合を下回る数値が数年続いている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

家庭環境の悪化により、児童生徒の健全な学校生活を支えることが困難になり、結果として不登校になってしまう児童生徒や、情緒不安定になってしまう児童生徒が増加している現状がある。そのため、その家庭に応じた支援を充実と児童生徒にとって安心・安全な環境を整える必要がある。

<課題の原因>

保護者が精神的な疾患を抱えていることや、収入の不安定さから児童生徒の精神的な負担となっている。

<解決に向け実施した取組>

校長会や年次研修会でのSSWの活用についての周知を引き続き行うとともに、担当指導主事とSSWが申請のあった学校に早急に訪問・情報共有を行い、早期の対応に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

保護者が抱えている保護者の経済的な問題や健康上の問題が多岐にわたるため、相談対応件数が増加傾向にある。市内部の機関も細分化され、対応する案件も細かく分類されるようになってきた。そのため、どの関係機関との連携を図るべきか素早い判断が必要となってくる。

<課題の原因>

年々、対応事例が複雑化しているため、関係機関との連携が必須となっている。また、対応件数も増加傾向にあるため、その都度ケースを整理し対応しなければならない。

<解決に向けた取組>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたケース会議への参加を積極的に行い、学校だけではなく対象と関わる機関全体がチームとして児童生徒及び保護者を支援していく。
- ・各種制度や精神疾患等の病気に関する知識や対応方法についての情報交換・研修会の実施。（年3回）

川口市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市立学校に在籍する児童生徒・保護者等に対し、スクールソーシャルワーカーが、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童及びその家庭等への支援などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

川口市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：5人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許 等

勤務形態：①週2日、年間90日以内、勤務時間は1日につき6時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

本市では、「川口市スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定している。

【内容】

- ・勤務日等について
- ・スクールソーシャルワーカーの身分・サービスについて
- ・学校及び地域等への周知について
- ・学校への派遣及び活動内容等について
- ・学校における活用について

【周知方法】（川口市スクールソーシャルワーカー活用指針より）

- ・スクールソーシャルワーカーの着任後、4月の校長会等の機会を活用し、職務内容や活用方法等について、学校への周知を図る。また、スクールソーシャルワーカー本人を伴って、学校訪問を実施するなど積極的な活用を推進できるように努める。
- ・地域の児童福祉関係者や関係機関に対して、あらゆる機会を活用し、スクールソーシャルワーカーの配置とその活用について、周知に努める。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各学校の校長は、職員会議等を利用し、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用方法等について、教職員に周知を図る。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

S S W、教育研究所所員、教育研究所カウンセラー、訪問相談員

（2）研修回数（頻度）

① S V 会議…年8回

② スキルアップ研修会…年3回

（3）研修内容

① S V 会議…理論研修、事例検討

② スキルアップ研修会…講師による講義、事例研修

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 個別のケースについての交流及び分析
- ・ 解決に向けた進捗状況確認や事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

上記のとおり

(6) 課題

SSWの専門性の向上を図る研修の充実を図っていくことが今後の課題と捉えている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例 (④不登校⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 本人及び家庭の状況

家族構成は、母、兄、本人(小4)の3人。1年生より、登校を渋り出す。時折、母親と昼頃保健室登校し、養護教諭と話をした後、帰宅することが続いている。場面緘黙があり、周囲との関係が取りにくい状態である。学力も低い。母親は、気分には波があり、学校側の対応を煙たそうにすることが度々ある。

(2) 対応

学校の要請に応じてSSWが、学校を訪問し、校長、教頭、担任、養護教諭から情報収集を行う。その後、校内でSSW・担任・母親とで面談を行う。読み書きが十分にできないこと、簡単な計算も困難であるということ、以前、医療にかかったことがあり、ASDの診断を受けていたことが分かる。大きな声が苦手である、集中力が続かない等の様子からも、集団で過ごすことが苦手であることが登校渋りの原因の一つであると思われた。母親から、今後の教育方針や障害について相談できる場が欲しいということで継続的な教育相談を勧めた。

(3) 改善状況

本人の特性を共通理解することができたことで、継続的な保健室登校とクラブ活動への参加ができるようになった。その後、就学相談にもつなげた。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例 (①貧困対策) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 本人及び家庭の状況

家族構成は、母、本人(中学生)の2人。生活保護適用家庭。小学校からの継続ケース。小学生のときから、別室登校、遅刻、早退を繰り返す。母親は、精神疾患を持ち、通院中。自宅の清掃ができずゴミで溢れている。また、金銭感覚が乏しく、生活保護費を計画せずに使ってしまう。

(2) 対応

SSWは、障害福祉課、生活福祉課、学習支援センター、社会福祉協議会等の複数の福祉機関との連絡調整を図る。定期的にケース会議実施した。

(3) 改善状況

少しずつ生活環境が整ってきた。親子ともに安定した生活を送れるようになり、卒業後の進路について話し合いを行うことができるようになった。支援センターと相談し、学習支援センターによる家庭訪問も行っていけるよう準備を進めた。

【事例3】〇〇〇〇のための活用事例 (例：⑨性的な被害、⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型(該当するもの以外を削除すること。)>

※該当事例なし

【事例4】教職員研修のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：派遣型＞

SSWの派遣申請が多い学校に対し、以下の内容についてSSWが研修を行った。

- ①児童生徒との関わり方
- ②不登校支援と関係機関との連携
- ③児童生徒支援中の具体的な役割分担（学校、SSW、関係機関）
- ④支援中の学校及びSSWの動き方

本研修をとおして、支援体制の整え方やケース会議の進め方について理解を深めることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校、家庭環境問題の未然防止や早期発見、連携機関へのスムーズな対応
SSWが介入し、家庭、学校と連携を図っていくことで、当該家庭の抱える問題を解消することができた。不登校児童生徒についても家庭環境の改善が図られることで、登校につながる例があった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・知識や経験豊富なSSWの継続的な人材確保、人材育成を図る研修体制の整備を行っていく。
- ・学校が主体となって関係機関等と連携を図ったり、ケース会議を行ったりすることに対して、SSWはそのコーディネーター的役割であることの学校現場への周知を図る。

＜課題の原因＞

- ・経験の少ないSSWを採用していること
- ・学校現場への周知が年度当初ではなかったこと

＜解決に向け実施した取組＞

- ・定期的な研修を行うとともに、月例のSSW担当者会議で事例について協議しながら支援体制を考えられるようにした。
- ・第1回の校長会を通して学校現場への周知を図るとともに、担当地区のSSWが各校に出向き、活用に向けての啓発を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・相談件数の増加に伴い、訪問支援の日程が確保しにくい場合がある。
- ・担当地区以外の家庭についても担当することがあり、SSWの負担感が増している。

＜課題の原因＞

- ・相談件数の増加

＜解決に向けた取組＞

- ・終結案件、継続案件について整理し、SSW間で負担の偏らないように対応できるようにする。

船橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、子どもを支える家庭、学校、地域を作ることを目指している。

（2）配置・採用計画上の工夫

総合教育センターに8名を配置し、学校からの申請を受けて、各学校に派遣している。市内を8地区に分け、それぞれの担当地域を指定している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 8名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許等（重複あり）
- ・勤務形態 週2日（1日7時間勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインは作成していないが、「活用のねらい」や「基本原則」などを記載した『SSW活用ガイドブック』を毎年作成し、各学校へ配布を行い、周知に努めている。また、校長会議でSSWの活用の仕方を説明するとともに、担当指導主事とSSWと一緒に学校を訪問し、活用について説明を行い、周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

毎月行われる中学校の生徒指導地区連絡会に参加し、管理職や生徒指導主事と連携し、SSWの役割や派遣方法について話をして周知に努めた。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全てのスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーのみの研修会（年8回）・実務に関する研修（不定期）

生徒指導地区連絡会（月1回）・スクールソーシャルワーカーの研修会に参加（年1回）

（3）研修内容

- ・外部講師を招き、スーパーバイズ体験や事例研究会の実施
- ・市内特別支援教育、教育相談活動等に関する研修会に参加
- ・生徒指導地区連絡会に参加し中学校との情報交換を行う
- ・市の関係機関の役割やシステムについて学ぶ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・市の関係機関の役割を知ることにより、適切な機関と連携をとることができた。
- ・事例研究会では、個人の抱えている事例の中から、支援の方法や悩んでいることを皆で共有して、アドバイスをし合い、それについて外部講師にご指導をいただき、支援の方向性を決めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

(6) 課題

・対応件数の増加に伴い、課題が複雑化、多様化しているため、個人の専門性を高めるための研修内容の工夫。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策) <SSWの配置形態：派遣型>

「生活に困っていきそうな家庭がある」と学校から派遣申請があり、支援を開始する。外国籍の母と父親違いの妹の母子3人世帯。(本児は、小1)日本人の父親が認知をしてくれなかったためにこの子の日本国籍が取得できない。そうすると、母親の母国の国籍になるはずだが、手続き上の不備があり大使館に出生届を受領してもらえず無国籍になっている。更に本人に在留資格がないために生活困窮に陥っているとのことであった。仮の在留資格を3か月ごとに更新しながら過ごしている。虫歯の治療もできずに困っている状況であった。そこで、支援を4つに分けて手当てした。虫歯治療に関しては、生活困窮者に無料で診療してくれる病院を紹介した。(県のホームページにも記載あり。)次に母の収入だけでは生活が苦しいので、在留資格が取れるまでは、フードバンクを活用した。これと並行して、在留資格をどうしたら取得できるかを入管に問い合わせをし、スクールロイヤーにも相談して半年程で在留資格を取得することができた。在留資格を取得できたことで、生活保護を受けられるようになった。最後の国籍取得に関しては大使館に申請し直すために専門的な知識が必要と判断し、支援団体につないで一緒に考えただくこととなった。国籍取得には至っていないが、金銭面の不安も解消し安心して医療にかかれるようになった。

【事例2】不登校のための活用事例 (①貧困対策⑩ヤングケアラー④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

本人(中3)の不登校・両親の精神疾患が主訴での派遣申請であった。本人・両親・中1・小4の兄弟の5人家族で暮らしている。父は、ヘルニア・糖尿病・統合失調症、母は、うつ病(幻覚・幻聴があるようなので、精神疾患がある可能性)とのことであった。生活保護が支給されている世帯で両親はB型就労者であったが、父は喧嘩をして仕事を辞めてしまう。また、父は買い物依存でカブト虫を大量に購入してしまったり、マッチングアプリを利用してしまったりと家庭内が振り回される状況である。加えて、年に2回くらいは父が1~2週間の入院(幻覚・足のむくみやしびれ等)をし、父の体調次第で家族の状況が変化する。度々離婚の話も持ち上がり、子どもたちは喧嘩の声を聞きながら眠れない夜を過ごしていた。また、不安定な家庭環境の中で本人が家事も担っていることがわかってきた。SSWは、家庭訪問等を繰り返し、両親との人間関係を築き、両親の勧めもあって本人の登校支援を行えるようになった。SSWが別室登校に同行することがきっかけとなり、別室登校が週に1~2日程度できるようになる。登校に同行する度に担任・養護教諭・生徒指導主任等に状況報告をし、情報共有を行った。父は体調の影響もあり学校とうまくコミュニケーションがとれないことが多いので、SSWが学校と父との調整役を担うようにした。SSWは、登校支援を行いながら本人の心に寄り添い、将来への不安や希望を聞き取りながら保護者の気持ちを確認し、高校進学に向けての支援を続ける。SSWの働きかけにより3校の学校見学を経て、県立高校夜間部への受験を自分で選択し、進学を果たすことができた。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

不登校が主訴での派遣申請で支援を開始した。(中2の11月から不登校気味となり、中3の4月以降は全欠となっている。)両親は、幼少期に子どもたちを置き去りにしてなくなってしまったことがあり、児童虐待で船橋市の家庭児童相談室がすでに関わっていた。SSWは、不登校支援で家庭訪問をし、母子面談を重ねた。子どもの本当の気持ちを聴くためには、面談の環境の工夫が必要だと判断し、「学校の相談室でゆっくり面談することにしよう。」と提案した。朝起きられないことに配慮し、午後の時間帯に学校で面談を実施するようになった。以来、週に1回のペースで登校できるようになる。そんな面談の中でヤングケアラーの疑いがあることに気づくことができた。母は腰が痛い等体調不良で臥せていることが多く、学校に行っていないのだからと家事全般を中3の生徒が担っていた。進学に関しても「どうせ学校には行けない。」と諦めていた。面談では、本人の夢や希望・ニーズを少しずつ拾っていき、励まし続けた。学習面への不安も強かったので数学基礎(中1レベル)のプリントを用意し、SSWと一緒に取り組んだ。このことがやる気に繋がり、自分でも学校からもらったドリルのようなものを少しずつ取り組

めるようになった。進路の話を家庭内で行おうとしても本人の反発や諦めが先に立ち、前向きに話し合うことが叶わないことを母も悩んでいた。SSWは、本人の気持ちを聴くことや親子間の調整を図ることに努めた。学校見学に関しても、本人と母と共にSSWが同行することで実現した。具体的な第一歩を踏み出したことに母も非常に喜んだ。更に、受験当日を見据えて、面談時間を朝の時間帯に設定するようにした。結果、見事県立高校の定時制に合格を果たした。

【事例4】教員とSSW等の役割分担のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中1の12月より学習不安により不登校傾向となり、中2の4月に2回登校して以降全欠となる。家では、1日ゲームをして過ごし、負けると感情のコントロールができなくなった。母親は本人と一緒に死ぬことを考えるほど悩んでいたことから、SSWへの派遣申請となった。外出は難しい状況であったため家庭訪問から開始する。訪問してもゲームを続けていたが、ゲームの話で盛り上がることができ、次第に関係性が築けてくると訪問時にはゲームをやめられるようになった。感情のコントロールができる状態になってきたと感じられたため、生徒指導主任と担任と話し合い、船橋市青少年センターへと繋いだ。青少年センター（外）へ行くことに対して楽しい気持ちを抱いて貰えるようにしばらくは生徒指導主任・担任・SSWも一緒に同行または、現地で待ち合わせをし、みんなで卓球等をして遊んだ。慣れてきた頃から青少年センター・生徒指導主任・担任・SSWで役割分担をした。青少年センターは、卓球等の楽しいことを一緒に行う。生徒指導主任・担任は、家庭訪問をして学校の様子を伝え、課題を渡す。SSWは家庭訪問をしてその課題を一緒に取り組み、その後、学校に家庭での様子を報告し、課題を提出する。継続していくうちにSSWが家庭訪問する日はゲームをやめて勉強する用意をして待っているようになった。時期をみて、SSWと学校で一緒に課題をするように働きかけを始めた。まずは、放課後、母とSSWと一緒に学校へ課題のプリントを提出しに行くことから始めた。次いで、本人・母・担任・生徒指導主任・学年の先生とSSWが体育館を使い運動できる日を設定し、皆で体を動かして遊んだ。母は、子どもが楽しそうに笑い、皆の前でも声を出すことができていることに対して非常に喜んでいた。支援を継続する中で次第に本人・家族の心の安定が保たれるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

4年目の事業で、8名のSSWで126件のケースを支援した。

校種（学校数）	小学校（55）	中学校（27）	特別支援学校（1）	高等学校（1）
関わった校数	46	22	1	0
関わった件数	74	51	1	0

関わった件数で問題が解決したケース及び好転したケースが22件という成果を出している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞学校との連携体制の強化

＜課題の原因＞支援内容が複雑化、困難化していることもあり、学校との役割分担や連携を密にして支援を行う必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ケース会議などを開き、役割分担し、支援を行った。
- ・日頃から学校との連絡を密にとり、充実した支援を行えるよう努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・SSW活用について、管理職以外の教職員への更なる周知

＜課題の原因＞

- ・SSW活用の周知を進めた成果で管理職や生徒指導主事等への認知度は上がったが、早期発見のためにも担任等の一般の教職員が気軽に相談できるようにしていく必要がある。

<解決に向けた取組>

- ・試行として、中学校3校を拠点モデル校とし、週1日SSWを学校配置とすることで、学校のスタッフの一員として支援にあたり、教職員が気軽に相談できる体制を構築する。
- ・一般の教職員に対する周知も行っていく。

柏市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築、支援④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供⑤教職員への研修活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内15中学校にスクールソーシャルワーカー（以後SSW）を配置し、中学校区の小学校についても相談を受理している。このうち、3名のSSWは、不登校支援拠点である学習相談室への勤務もしており、管轄地域内でSSWを配置していない小中学校からの相談を受理する体制をとっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：15名
- ・資格：教員免許5名、社会福祉士6名、精神保健福祉士7名、心理に関する資格6名（複数回答）
- ・勤務形態：1日6時間勤務（週1～3日程度）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有）
- ガイドラインの内容、周知方法

令和2年度、ガイドラインを策定し各学校に配付した。今後も定期的な見直しが必要である。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導主任連絡協議会、長期欠席児童生徒対策研究協議会の地区別協議会にSSWも参加し、意見交換をすることで学区の教員と顔の見える関係づくりができています。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、指導主事

（2）研修回数（頻度）

原則月に1回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・講義（ヤングケアラーについて、スクリーニングシステムについて、社会福祉協議会との連携した支援について等）
- ・ワークショップ（プログラム評価に基づく目標設定と振り返り）

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討は、事例提供者がこれまでの支援の在り方について振り返る場となることや、他のSSWの意見を参考にできることから有意義であった。また、講師から児童生徒や保護者を理解するための視点についての的確な助言をもらえることで、参加者全員の資質向上につながっている。

ワークショップ型の研修では、「効果的なSSW事業プログラム」を活用し、自分自身の活動の振り返りや柏市としての取組について自ら主体的に考え、全員で話し合うことができています。普段一人職であるSSWが、他のSSWと協議できることで、柏市全体のSSWチーム力の向上につながると共に、明確な目標設定ができています。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- OSVの設置（無）

（6）課題

- ・SSWが常勤ではないため、毎回全員が参加することができない。
- ・極めて高い専門性が求められる職種であることから、スーパーバイザーの配置が必要であるが、依頼できる人材の確保ができていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】多問題を抱えている生徒への支援のための活用事例（①貧困対策，②児童虐待，④不登校，⑧その他：発達障害に関する問題，心身の健康・保健に関する問題）〈拠点校型〉

（1）概要

リストカット，両親との折り合いが悪く家出等をする生徒の長期休業中の安全確認について学校より相談があったケース。外国にルーツのある生徒で，生徒は日本語を話す，両親は日本語を理解していない。発達の課題，家庭での共通の言語がないことに加え，厳しいしつけもあり，両親とのコミュニケーションがとれない。

（2）支援内容

- ・生徒とSSWが定期的に面談実施。
- ・長期休業中の生徒の居場所づくりのため，両親の承諾を得て子ども食堂にSSWが同行。
- ・生徒には発達の課題等もあったため，医療機関につなげる必要があり，日本語が不自由な両親にSSWも付き添い，定期受診につなげた。
- ・主任児童委員が母親の困っていることを聞く相談者となった。
- ・校内で個別支援会議を実施し，校内での支援体制を構築した。

（3）改善状況・課題

- ・登校はまだ不安定ではあるが，生徒が学校に居場所を感じることができ，問題行動は消失している。

【事例2】虐待の未然防止のための活用事例（②児童虐待，⑧その他：発達障害に関する問題）〈拠点校型〉

（1）概要

授業中の離席，忘れ物が目立つ児童。保護者は児童の特性に対し，時折，暴言や手が出てしまうことを悩んでいた。

（2）支援内容

- ・市の子育て支援担当課と
- ・保護者の困り感に寄り添うため，SSWが保護者と定期的に面談実施。
- ・放課後等デイサービスの利用，特別支援学級への転級の手続きの支援。
- ・子育て支援サークルにSSWが同行し，保護者と主任児童委員をつなぐ。

（3）改善状況・課題

児童は，校内では落ち着いて学習に取り組めるようになった。保護者が，子育てサークルの他の参加者とも良好な関係ができ，サークルを楽しみにしてくれるようになった。保護者が困ったときにはSOSを出すなど，少しずつではあるが，養育状況が改善されてきている。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（④不登校，⑩ヤングケアラー）〈拠点校型〉

（1）概要

ひとり親家庭で，保護者がアルコール依存症の治療中断。家計管理や家事が難しい家庭の児童。児童や保護者と連絡が取りにくく，家庭訪問をしても会えないことが続き，児童の栄養状況も心配なため，SSWに依頼があった。

（2）支援内容

- ・SSWが家庭訪問を繰り返し，児童や保護者と信頼関係を構築していった。
- ・児童に家事負担等について話を聞くが，強く支援を望むわけではない。また，保護者が行政の介入を頑なに拒んでいるため，積極的に支援を導入するのではなく，フードバンクの食糧支援や子ども食堂の弁当配付などを利用し，その都度SSWが家庭に届けた。
- ・SSWが関係機関にはたらきかけ，情報共有のための個別支援会議を実施し，役割分担の確認をした。
- ・保護者を市の家計相談や保健所につなぎ，相談開始となった。

（3）改善状況・課題

保護者のSOSを出す先が複数できた。現在も大きく状況が改善されたわけではないが，児童は時々登校できるようになっている。また，SSWからの連絡に保護者が応じるようになり，安全確認はできている。

【事例4】〇〇〇〇のための活用事例（例：⑪民間団体（NPO団体等）との連携，⑫教員とSSW等の役割分担，⑬オンラインカウンセリング）〈SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型（該当するもの以外を削除すること。）〉

該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①支援ケース数 R元年度：316件（小学校：113件，中学校：202件，高等学校：1件）
R2年度：420件（小学校：132件，中学校：288件，高等学校：0件）
R3年度：534件（小学校：195件，中学校：339件，高等学校：0件）

②SSWRを中学校に配置したことにより，現場から直接SSWRに依頼ができるようになった。このことにより，早期からの支援が可能となった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・校内での支援体制の構築がまだ十分とはいえない。
- ・ケース数が増えてきており，定期的にケースを見直すことやモニタリングが不十分。

<課題の原因>

- ・組織だった支援が効果的であることを教員に対して十分に示すことができていない。
- ・SSWだけでは，学校に働きかけていくことに難しさもあり，指導主事がコーディネートする必要がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・小学校1校にスクリーニングシステムを導入し，SSWがスクリーニング会議，チーム会議に参加することで教員に関係機関と連携した支援方法について示すことができた。
- ・指導主事が学校訪問し，管理職とSSWの活用について話し合うことができた。

②今後の課題，課題の原因，その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・一つ一つのケースについての目標管理，支援状況などが十分に検討できていない。

<課題の原因>

- ・SSWのアセスメントが不十分。
- ・学校と目標を共有できていない。

<解決に向けた取組>

- ・学校版スクリーニングシステムを令和4年度は，希望する学校4校で実施する。SSWが関わっていくことで，支援を必要とする児童生徒に対しての目標設定，支援方法を教員と共有し，効果があったかを振り返る。
- ・指導主事がSSW統括を兼ねている。定期的にSSWとケースの見直しを実施することとする。

八王子市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中で、SSW、心理職及び教員経験者で構成する登校支援チームを配置し、市立小・中・義務教育学校全校を対象に、「個票システム」を活用した不登校の未然防止や不登校の解消につながる取組みの支援を行う。特に学校だけでは対応が困難なケースについては、学校の要請によりSSWを派遣して、福祉的な観点から支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・福祉、心理、教育の各領域の専門家からなるチームを構成し、不登校児童・生徒の実態把握や分析ができるようにしている。
- ・登校支援チームを不登校特例校である高尾山学園内に配置し、市内の不登校対策の拠点としている。
- ・様々な資格や職歴を持つSSW全員で、週に1回受理・支援会議を行い、学校から寄せられる様々な問題について、それぞれの専門性を活かしてアセスメントし、支援方法を決定している。この会議で話し合う事がそのままOJTの場となり、それぞれの専門性を活かした多角的なアセスメントにより、お互いを高めあう効果が出ている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人員 13名（令和3年12月に3名増員して13名体制とした。）
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士 公認心理師
- 勤務形態 1日7.5時間 週4日（年間192日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「総合・教育相談活用ガイドー教職員用ー」を作成し全校に配布している。SSWの活用については、○SSWとは ○どういう時に派遣されるか ○支援内容等、となっている。また、年間の取組み状況を「総合教育相談室活動報告」として学校及び関係機関に配布している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWが、市立小・中・義務教育学校全校を月に1回程度巡回訪問する中で活用方法を伝えるなど、教職員への理解促進を図っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 スクールソーシャルワーカー全員

（2）研修回数（頻度）・スーパーバイズ：年7回 ・多摩総合精神保健福祉センター 精神保健福祉研修：適宜

（3）研修内容

- ・ケースの見立てや支援方針、対応、学校との協働、関係機関連携等について、福祉・教育・医療・心理等の各領域からスーパーバイザーを招き、そのケースに関わる関係機関の職員も出席して多角的に検討すると共に、SSWの資質向上をはかる。
- ・多摩総合精神保健福祉センターの精神保健福祉研修は、各SSWが必要な研修を選択して受講している。

（4）特に効果のあった研修内容

・当該ケースの見立てや検討に必要な領域のスーパーバイザーをその都度選定した上で、関係機関職員及び所管内の多職種が加わってケースを立体的にとらえ、支援方針を検討することで、介入の糸口や支援の新たな切り口が見出された。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- ・特定のスーパーバイザーに固定をせず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉・教育・医療・心理等の専門的見地から助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。
- ・実際にケース会議を開催してその様子をスーパーバイザーが観察し、SSWのケース会議運営手法について助言を受ける回を設ける。
- ・SSWだけでなく、課長、主査、主任、所管内研究主事及び心理相談員も出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや今後の支援への反映、他のケースへの水平展開等を具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをSSWが選定し、どのような領域からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び依頼している。

(6) 課題

- ・当該ケース児童生徒が在籍する学校の職員や関係機関も出席してのスーパーバイズは、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困家庭における不登校支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

<SSWの配置形態：派遣型(貧困対策の重点配置)>

母と固定学級在籍の中3女兒（愛の手帳4度）の2人世帯。自宅は玄関の半分の高さまで物で埋まり、ドアの隙間や換気扇からは動物臭が漂う。母は理解力が乏しく人とのやり取りがスムーズにできず、送り出す力もないため、本児は小学校時代から不登校状態で、教材費や給食費の滞納も日常だった。本児に傷があるのに受診せず、学校が通告をしたことから子ども家庭支援センター（以降「子家」と表記）も関わっていた。

当初生活保護を受給していた母の携帯電話は、「お客様の都合で」つながらず、欠席連絡もなかった。小学5年の夏休み前に、学校が苦勞して面談にこぎつけその際、母には本児を登校させたい気持ちがあることがわかり、SSWの支援を積極的に活用することになった。介入当初、週1回のペースで朝自宅まで本児を迎えに行くが反応がない。同様の状態がひと月以上続いたため、夕方の家庭訪問を試みた。夕方以降の時間は母子ともに在宅の可能性が高く、玄関先で、時にはアパートの廊下に一緒に座り込み母の子に対する思いやこれまでの状況をじっくり聞いた。母子ともにゲーム好きで夜からゲームを始め、朝に寝ていたことも分かった。訪問を重ねることで、母とSSWの関係ができ、その光景を見聞きしていた本児も心を開くようになった。

母の思いやこれまでの背景、本児をとりまく環境などがわかり、母の意向を担任や管理職と共有し、母子の境遇を考慮した対応について、関係機関とSSWがその都度協議し、担任やSSW、時には子家の職員が家庭への働きかけを継続していた。こうした取り組みを継続した結果、訪問すると母が待っていて本児を送り出してくれるようになり、電話がつながらなくても折り返してくれるなど、母の関係機関への対応に変化がみられるようになった。その後行事等は母が送ってくるようになり、卒業式も笑顔で迎えることができた。

中学生になり母から、母の希望と受給要件が合わないため、生活保護を廃止したいと申し出があった。母は就労に向け準備をすすめ、SSWは書類の書き方や面接の確認事項を母と一緒に整理した。中学校は、徒歩圏だった小学校と代わりバス通学となった。SSWは子家とこまめに連絡をとり、それぞれが家庭訪問の中で状況を把握し、フードバンクの食材を届けたり、3、4時間目を目標に登校支援をしたり、滞納している教材費も担任ではなく、学校の事務担当からのみのアプローチにする等、各機関が忍耐強くそれぞれの役割を果たしながら、細々と関わりを続けた。登校日数は多くはなかったが、学校と本児が相談した上で定期的な登校ができ、中3では、進路説明会や面談など要所々々で母は約束を守り子どものために動く姿が見られた。卒業直前には、これまでの滞納分も支払われ、式も母の勘違いで翌日に卒業証書を受け取るようになったが、最後まで学校のあたたかい心遣いを受け、中学卒業後は特別支援学校高等部に入学することができた。

【事例2】虐待家庭における不登校支援のための活用事例（②虐待対策、④不登校）

<SSWの配置形態：派遣型(虐待対策の重点配置)>

本世帯は、両親と姉（高2）、本人（小6）の4人家族である。かつて父より母へのDVがあったが、徐々にその矛先は登校を渋る本児に向けられるようになった。父は体罰を与えて本児の登校を強要し、その原因を母親のせいにして母ともめた。家庭状況を知った学校からの連絡で、子ども家庭支援センター（以下、子家C）が本家庭に介入していたが、家庭が抱える課題が根深く、状況が深刻化するおそれがあることから、マンパワーと役割分担を伴った機関連携が求められSSWが支援に加わるようになった。具体的には、子家Cが父親対応を中心に家庭支援、SSWが本児不登校対応と母親のエンパワメントを担当した。更に、学校・子家C・SSWの情報をつなぐ役割をSSWが担い、本件においてはケース会議の調整を行い、子家Cでの保護者面談にも度々同席した。SSW介入を始めた6年生時には、全く学校に行かず自室にこもるようになっており、生活リズムや食生活の乱れから、糖尿病リスクも高まっていた。しかし、母の危機意識は薄く、日常生活全般において本児の言いなりであった。これは、父によるDVの影響に加えて、母の気質や特性によるものと思われた。そのため、本児の健康状態を把握する目的でSSWが受診同行をしたこともあった。また、夫婦関係は破綻していたが、保護者面談では、本児学校生活の節目が目前に迫っている中で、卒業までは二人の子どもの親として協力してもらえよう毎回働きかけてきた。しかし、両親共に養育責任や家族問題の原因を相手に転嫁し、主体的に行動する姿勢を見せてくれることはなかった。当初、母のみでは本児に働きかけることはなく、決まって「会いたくないそうです」の返答で終了。本児に会うと決めた訪問は両親在宅時に設定し、父の力を借りて本児を自室から連れ出し、二人きりになると本児は父親に対する恨み辛みをよく話した。この状況は年度末頃まで続いたが、小学校卒業が近くなると、父親からSSW宛に電話が入るようになった。話の中心は母親の愚痴であるが明らかにSOSと思われた。家族問題で一番の原因を作った父親だったが、心の片隅には親としての思いも見えたような気がした。そのため可能な限りの準備をして卒業式の前日に自宅を訪問。なかば強引に仕切る形で父母の役割を指示させてもらった。翌日、万全ではなかったが、放課後に両親と本児で登校し、個別卒業式で祝ってもらうことができた。

【事例3】該当事例なし 【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のSSWは不登校児童・生徒対策をはじめとして、学校だけでは対応が困難なケースについて、学校からの依頼による派遣型で活用している。令和3年度末時点では、市内107校(小学校69校・中学校37校・義務教育学校1校)の市立学校のうち、68校(一部学校には複数の担当ケースあり)にSSWを派遣して継続的な支援を行っている。この派遣校数は平成22年のSSW活用事業開始当初に対して234%増にあたる。前年度と比べても117%の増となり、SSWの活用は市内小・中・義務教育学校に浸透してきている。継続支援ケースがない学校においても、不登校児童・生徒の早期発見・早期対応を目的として毎月全校への巡回相談を実施できる体制を構築し、学校とともに支援の糸口を検討するなど、学校支援体制の強化を図っている。また、児童精神科等に入院していた子どもが学校に復帰する際には、市内に3か所ある適応指導教室の活用や、学校への試験的登校を調整する等、SSWが病院の医療ソーシャルワーカーと連携することで、治療成果を損なうことなく登校が再開できる方法を、子どもたち個々の状態に合わせて検討・調整している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の問題意識もないために関係機関につながらず、児童・生徒の状態が長期間把握できないケースが増えている。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な不安やストレスによる登校渋りや、外出を控えようとする児童・生徒への対応策を検討していく必要がある。
- ・インターネット上のつながりやSNSによって、周囲の児童・生徒とトラブルになり、それがきっかけで人間関係がこじれるケースが増えている。学校外のトラブルではあるが、不登校や不適応につながるものが多く、日ごろから子どもの様子をよく観察して、早期発見・早期対応を図る必要がある。

<課題の原因>

- ・不登校の様態は、児童・生徒の発達の課題や家庭環境の脆弱さ、新型コロナウイルス感染拡大など社会状況を背景とするものなど、学校だけでは対応が困難なケースが増加している。

<解決に向け実施した取組>

- ・SSWによる全市立小・中・義務教育学校への定期訪問をはじめ、校内委員会や学校いじめ対策委員会にSSWが出席し、人間関係のトラブルが不登校や不適応につながらないよう、早期発見・早期対応を図れるように学校を支援した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な不安やストレスから、登校を渋る児童・生徒が増加する可能性があるため、登校している段階から、学校がこれまで以上に児童・生徒の不安定さに気付き、必要な配慮が為されるように学校を支援した。
- ・複数の専門家によるスーパーバイズを計7回実施し、SSWの対応力の向上を図った。
- ・個票システム(出席状況カード・個人カード)を活用した、学校、SSW、適応指導教室、教育相談室等との連携の強化・充実を図り、校内における登校渋り等を含めた不登校児童・生徒の早期発見・早期対応を支援した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の問題意識もないために関係機関につながらず、児童・生徒の状態が長期間把握できないケースが増えている。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な不安やストレスにより、対人不安から生じる登校渋りや、外出を控えようとする児童・生徒への対応策を検討していく必要がある。

<課題の原因>

- ・不登校の様態は、児童・生徒の発達の課題や家庭環境の脆弱さ、新型コロナウイルス感染拡大など社会状況を背景とするものなど、学校だけでは対応が困難なケースが増加している。

<解決に向けた取組>

- ・SSWによる全市立小・中・義務教育学校の校内委員会や学校いじめ対策委員会等にSSWが出席し、人間関係のトラブルが不登校や不適応につながらないよう、早期発見・早期対応を図れるように学校を支援する。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な不安やストレスから、登校を渋る児童・生徒が増加する可能性があるため、登校している段階から、学校がこれまで以上に児童・生徒の不安定さに気付き、必要な配慮が為されるように学校を支援する。
- ・複数の専門家によるスーパーバイズを実施し、SSWの対応力の向上を図る。
- ・個票システム(出席状況カード・個人カード)を活用した、学校、SSW、適応指導教室、教育相談室等との連携の強化・充実を図り、校内における登校渋り等を含めた不登校児童・生徒の早期発見・早期対応を支援する。
- ・スクールロイヤーの積極的な活用を学校に促すとともに、スクールカウンセラーや教員、医療機関との連携を深め、法律、心理、教育、医療、福祉という各視点から、不登校に限らず、学校だけでは対応が困難な児童・生徒について、学校による支援の糸口や方向性を総合的に検討し、初期段階からの校内支援の充実を図る。

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

6つの小学校を拠点として配置する。要請により、それ以外の市立小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

* 市内に6名を配置（2名が予算上の2名分で勤務しており実質は4名）

* 社会福祉士または精神保健福祉士の資格は全員取得（採用の必須条件）

* 会計年度任用職員として、年間40日、1日7時間45分勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

◆実施要綱

①趣旨 ②SSWの派遣 ③SSWの職務 ④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

①SSWとは ②SSWが活用される場面の例 ③SSWにできること

④教育委員会の役割 ⑤SSWが対応する前に学校で準備しておくこと ⑥SSWの対応例

* 年度当初に学校あて文書を通して周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

◆コーディネート業務担当者の連絡会において、「教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの連携の意義」という題目で、スーパーバイザーが講師を務めた。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有 ・ ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・市所属SSW4名

（2）研修回数（頻度）

・年3回

（3）研修内容

・事例検討 ・他機関との連携協議（サポートチーム会議の開催について） ・情報交換
・代理ミュンヒハウゼン症候群が疑われる事例について

（4）特に効果のあった研修内容

・支援中の事例を扱った事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ・ 無）

○活用方法

- ・年2回、SSWの拠点校を訪問し、スーパーバイズを実施
- ・年3回の研修での事例検討におけるスーパーバイズ

(6) 課題

- ・公用携帯電話の導入で、学校、家庭との連携が円滑になっているが、関係機関との連携については、顔の見える連携に工夫が必要。
- ・1名のSSWがスーパーバイザーを兼ねており、そのスーパーバイザーが主で対応しているケースもあるため、スーパーバイズが後手になってしまう
- ・週1回で拠点校勤務のため、ケースに対して他のSSWの意見を聞く機会が少ない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校の事例（①家庭環境の問題 ④不登校 ⑧発達障害に関する問題）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学校4年生。支援級在籍。母子家庭で母親は精神的に不安定で通院中。児童は相談機関で「自閉スペクトラム症」と「場面緘黙」の診断を受けている。小学校入学時より母子ともども分離不安が強く、児童は登校できない日が続いていた。家庭との連絡がつきにくく、生活状況が把握できず、母親の協力も得られなかったため、「ネグレクト」として要保護児童対策協議会（以下「要対協」とする）の対象であった。しかし、障害福祉サービスの導入を試みても、母親が最終的には拒否してしまうため、支援の入りにくい家庭であった。

SSWは学校からの依頼で、母親との面談を開始した。令和3年度はほぼ月1回定期的に面談を行い、母親、児童の生活状況の把握に努めた。児童に対しては、担任の先生と連携し、母親の同意を得た上で、段階的に登校できるような取り組みを行った。その結果、徐々にではあるが、学校に来られる日数が増えてきた。

また、母親もSSWに自分の気持ちを話すようになり、電話連絡にも応じるようになった。併せて、令和3年度には、母親の主治医との面談、児童の通っている相談機関との連携なども行った。

母親の思いに耳を傾け、できることから少しずつ始めていくことで、母親も子どもが学校に行くことに関して前向きに捉えることができるようになったのではないだろうか。

【事例2】虐待（ネグレクト）の事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学2年生。母との二人暮らし。小学6年生時に他県から転校してくるが、前の学校はほとんど登校せず、前の前の学校（さらに別の県）でもほとんど登校していないとの引継ぎがあり、転校直後にSSWに支援要請。SSWは、児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策調整機関」（以下「調整機関」とする）に指導主事を通じて情報提供を要請し、要対協にて支援経過を確認。小学校及び中学校に、学校としての対応の助言、及び要対協を通じ調整機関や児童相談所との情報共有を実施。中学2年生になり、本人がたまたま登校した際、中学校が身体計測を行ったところ、成長曲線から大きく逸脱している成長であることが判明し、要対協で本人の一時保護の方向性が検討された。その後、児童相談所で一時保護の方針が決定されたが、本人が一時保護を強く拒否したため、学校・調整機関・児童相談所が頻回に家庭訪問を実施することで、本人の健康状態の確認等を継続して行っている。不適切な養育や健康状態であることが明白になった場合には、一時保護を実施予定。

【事例3】ヤングケアラーの事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

不登校が続いている中学生。中学校の勧めで児童精神科を受診し、発達障害の診断を受けている。学校が保護者と連絡を取り合う中で、保護者の心理的な状態が生徒本人に影響を与えている様子が見られた。SSWは

学校からの依頼を受け、障害者手帳の手続きの説明を通して、保護者、生徒との関係構築に努めた。生徒との面談をする中で、これまでの家庭環境の中で、保護者の精神的な状態の影響を受けながら生活をしてきたことがわかった。時々、保護者に連絡をしながら、登校支援、診察の同席、進路選択について共に考え、相談機関とも連携する方向で進めている。

【事例4】民間団体（子ども食堂）との連携の事例（⑪民間団体（NPO 団体等）との連携＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学6年生。小学5年生の春に母が自死、その2か月後に兄が自死と続き、現在父と二人暮らし。事故時から支援を提案していたが、父から必要ないと言われ、本人も登校できていたので見守っていた。小学6年生の春（母の一周忌過ぎ）から、欠席が目立ち、夏休み前にはほぼ登校せず、教師やSSWが家庭訪問しても昼夜逆転で会えなくなった。父も不定期に繁忙で、本児の欠席をあまり大きく捉えず、「行きたくないと言っているので仕方がない。無理にはいかせない。」という返答。教師とともに家庭訪問を続ける中で、SSWの訪問時に玄関で話をする機会ができた。本人から家に入ってほしいとのことで、玄関先で話をする中で、壁に貼っている家族の写真や、奥の部屋には母の漫画がたくさんある等、寂しい思いと思われる言動がでてきたので、学校には、登校刺激より家庭訪問を続けることをすすめ、SSWも継続して本人と話をしていった。その中で、経済的に困っている家庭ではないが、父子家庭による食事の不定期さ等が明らかになってきたので、夏休み中に居場所として子ども食堂があることを本人に伝えると興味を示し、父にも承諾を得て通ってもらうことになった。子ども食堂の食事だけでなく、イベントに参加したり、子ども食堂で他児と関わったりすることにより表情が明るくなってきているが、学校に行くことはできない様子。しかし修学旅行、卒業式には参加できた。子ども食堂の代表やそこに通う子どもたちと良好な関係ができているところから、家庭訪問を続けながら現状を見守っていく。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○支援対象となる児童生徒の早期発見・早期対応、及びSSWの周知を目的として「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、年1回実施。チェック項目に当てはまる児童生徒について、SSWが学校訪問して聞き取りを実施した。それによって、環境面での支援を必要とする児童生徒の早期発見、対応ができるようになった。また、令和3年度より「ヤングケアラー」の項目を加え、SSWと学校間で「ヤングケアラー」についての情報共有が進んだ。

○サポートチーム会議まで開かずとも、関係機関を招いて会議を開催し、それぞれの立場で支援の役割を分担しそれを継続することで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題改善につながった事例もあった。

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会開催数	機関連携件数
H27	115	204	44	156
H28	353	386	58	246
H29	613	420	105	208
H30	763	420	91	213
R 1	596	406	96	180
R 2	661	443	125	166
R 3	710	429	87	192

増員の成果

○個々のケースに対応する時間が増加した。

○以前よりも学校の派遣依頼に対する迅速な対応ができるようになった。

○派遣要請がない学校へも訪問を行い、支援が必要な児童生徒の早期発見、対応を行っている。

公用携帯電話所持の成果

○学校や保護者とスクールソーシャルワーカーの連絡が円滑になったことにより、支援児童生徒の人数が増えた。また、関係機関との連絡も円滑となり、機関連携の数も増えている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

○環境調査の取組により、支援対象児童生徒数が増加しており、SSWの勤務時間の増加が必要である。

○各機関との連携や各指導主事との連携、SSW 同士の連携がスムーズにできていない。

<課題の原因>

○拠点校勤務のため、同士が顔を合わせる機会がほとんどない。機関連携のための移動時間が多くなる。

○担当指導主事以外との連絡が取りにくい。

<解決に向け実施した取組>

○令和3年度は、SSW 1人当たりの勤務日数を増やすことができた。

○市役所に一度出勤してから情報共有後、拠点校や依頼先へ向かう形としたことで、担当指導主事以外の課の職員との連携ができるようになった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

○支援児童生徒数が約50名増えており、細やかな対応が難しい。

○市のSSW どうしが事例について情報を共有する機会が少ない。

<課題の原因>

○公用携帯を持たせたことで、学校、家庭との連絡がつきやすくなり、支援ニーズを拾いやすくなった。

○週1回程度の勤務では、情報共有の時間をとることは難しい。

<解決に向けた取組>

○関係機関との連携をより深めるために公用携帯電話以外にも行政端末PCの活用について検討する。

○勤務日数を増やし、1日複数体制で配置できるよう工夫する。

富山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制を強化する。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校19校、中学校2校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校24校。派遣型は、市教委で350時間確保し必要に応じて派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数（資格）：SSW11名（延べ人数：社会福祉士11名、精神保健福祉士3名、小学校教諭一種1名、特別支援学校教諭一種1名）
- ・勤務形態（1校当たり）：35時間（週1時間×35週）…9校、70時間（週2時間×35週）…22校、105時間（週3時間×35週）…9校、140時間（週4時間×35週）…5校、市教委派遣350時間

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・毎年度SSW配置事業実施要項を改訂し、年度当初に連絡協議会を行い、事業の趣旨や内容等についてSSW及び学校関係者に周知している。
- ・校長会等で支援体制について説明するとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・活動の振り返りとSSW間及び担当教員との情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、年に2度の研修会を開き、大学等で教鞭をとっているSSWの助言の下、SSWとしての資質の向上を図っている。
- ・家庭と学校、関係機関をつなぐSSWのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW11名
- ・SSW配置小中学校の担当者45名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW研修会は、例年、年2回、SSW連絡協議会は、例年、年1回開催。

（3）研修内容

- ・SSW研修会では、本市小中学校における要支援児童生徒の状況について報告し、各SSWが対応している事例について支援方法の検討等を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ S S Wが対応しているケースについて、支援策の検討を行い、関係機関の連携や支援方法について助言を得るケース検討会議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置 (有 ・ **無**)

○ 活用方法

(6) 課題

- ・ 支援の方法や支援の期間は、各 S S Wの判断で事例に応じて対応している現状の中、幅広い支援をするためにも効率的な支援の在り方、関係機関との連携の仕方等について理解を深める研修が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①家庭環境の問題、④不登校) < S S Wの配置形態：拠点校型 >

< 支援対象 > 中学生女子

< 現状・背景 >

小学6年生の2学期から不登校となった。中学校では相談室で過ごしている。母親、兄、本人の三人で暮らしているが、母親は食事をあまり作らないため、自宅ではコンビニ弁当やスナック類を主に食べて生活している。祖母宅へ休日に行き、食事をしたり、小遣いをもらったりしている。4月、友人から、対象生徒が情緒不安になっているという訴えがあった

< S S Wの支援 >

1 定期的な面談

本人と親和的な関係を構築し、家庭や人間関係について本人が抱く思いを受け止めた。

2 学年や担任、カウンセリング指導員への的確なアドバイス

本人の状態を、担任や学年主任、カウンセリング指導員に伝え、対応の仕方を的確に助言した。

< 成果 >

一時期、相談室に入室できなくなるほど、不安定な状態が続いたが、2学期末から再度、相談室に入ることができるようになった。相談室で、複数の教科の学習に取り組むことができるようになった。

S S Wが、小学校時から引き続き面談を行うことで、生徒が安心して心情を話すことができた。S S Wが、家庭状況を把握した上で助言したことで、担任や学年主任、カウンセリング指導員は本人に必要な支援を行うことができた。

【事例2】 不登校のための活用事例 (⑧その他 (心身の健康・保健に関する問題等)) < S S Wの配置形態：単独校型 >

< 支援対象 > 小学生女子

< 現状・背景 >

- ・ 教室で同級生とトラブルになった際、自分の腕を血が滲むくらいに引っ掻く。保護者に連絡をしたところ、家庭でも自傷行為があり、本児と母親で精神科を受診していたことが分かる。
- ・ 同級生の保護者から対象児が「リストカットをしているらしく、そのことが原因でトラブルになっている」と担任に相談がある。担任がトラブルになっている児童に聞き取りを行い、対象児保護者に連絡した。

< S S Wの支援 >

- ・ S S Wは母親との面談を通して、悩みや思いを受け止めた。母親自身が子供への愛情をうまく伝えられ

ないことや言いたいことがうまく伝えられないという悩みに対して、子供に分かりやすく愛情表現をすることや、両親にとって本児は大切な存在であり大切な体を傷つけてほしくないことを伝えてもよいことをアドバイスした。

- ・本児との面談では、友達関係でうまくいかない悩みを受け止め、そのような時に自分を傷つけるのではなく気分転換する方法を一緒に探った。またSSWは、中学校にも勤務しているので中学校で困った時にも相談できることを伝えた。
- ・SSWとの面談以降、保護者や友達からの本児の自傷行為の報告はない。困った時に相談できる安心感をもったことは本児にとって心強いものとなったようで、3月には本児が自主的にSSWとの2回目の面談を希望したため実施した。

<成果>

- ・SSWが母親と面談し、悩みや思いを聞くことが母親の支えとなった。また、母親自身が自分や子供との関わり方を見つめ直すきっかけとなった。
- ・SSWが本児と面談し、本児の悩みに寄り添いアドバイスをしたことで、本児が自分の悩みと向き合うことができた。また、中学校でも相談できる場があることが分かり、進学に対して安心して前向きな気持ちになることができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWが関わった対象児童生徒、保護者等は累計で361人となり、支援状況としては家庭環境の問題、不登校支援、心身の健康・保健に関する問題が上位を占めている。
- ・不登校児童生徒や貧困、児童虐待等、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的な存在であるSSWがかかわることで、学校・関係機関との連携が円滑になるとともに、生活改善への手立てが明確になり、児童生徒の家庭及び学校での生活の安定につながった。
- ・SSWの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐSSWの役割に注目する教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員が明確な課題と目標をもって、問題に取り組むようになってきている。
- ・SSWが学校等でのケース会議のコーディネートをしたり、支援をしたりすることで、学校が一連の対応の「目標」と「方法(役割分担)」と「スケジュール」を明確に設定することができるようになった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ア 人材確保が急務である。
- イ 配置時間の拡充が必要である。

<課題の原因>

- ア SSWの活動が効果を上げる中、各市町村がSSWの確保に努めている。加えて、多くのSSWは兼業であり、時間的にも制約がある。
- イ さまざまな問題を抱える家庭が存在し、学校だけで解決できる問題が少なくなっている。

<解決に向け実施した取組>

- ア 社会福祉協議会と連絡をとり、人材確保に努めている。加えて、よりよい人材の確保に向けて待遇面の改善を図った。
- イ 若手教員が増えている中、困難なケースを一部の教員で抱えることのないよう、SSWの効果的な活用方法や連携や支援体制の構築について連絡協議会等で各学校関係者に周知している。また、いかにSSWの支援によって改善があったかを目に見える形にしていき、予算確保につなげている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

ア S S Wの日程調整等が難しい

イ S S Wが支援にあたるケースが多種多様であり、支援の在り方について関係機関との連携が必要である。

<課題の原因>

ア S S Wの配置校が複数あったり、他の職もあつたりするため。

イ 自殺予防、引きこもり、ヤングケアラー等、新たな課題も出てきているため。

<解決に向けた取組>

ア 地域や学校の実情に応じた効果的な配置に努めるとともに、配置時間増を要望していく。

イ 市の福祉保健部と連携を図り、自殺予防やゲートキーパーの研修等について、S S Wに案内したり、研修に参加したりし、連携を深めている。

金沢市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校からの要請により、教育委員会が派遣決定した支援が必要な児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携役を果たし、不登校児童生徒への対応充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（学校教育センターと児童相談所を併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向くことができるよう職員を配置している。

また、支援を要する児童生徒が抱える問題が複雑な場合は、複数のSSWで学校への初回訪問に臨むなど、相互に連携を図りながら個々の事案に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：3人
- ②所有資格：教員免許状
- ③勤務形態：1人当たり 週20時間×48週（年間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づく具体的な行動計画（第四次）として平成30年3月に策定した「金沢子どもを育む行動計画2018」に、以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、周知を行っている。

【記載内容】

4. 学校の行動指針／1 小学校・中学校の行動指針／②豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する

5. 行政の行動計画／3 学校教育等の充実／1 豊かな人間性を育む教育の推進

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学期に1回、SSWと教育委員会の担当者が協議会を実施し、個々の事案に対する今後の方針について協議している。

また、年に1回、こども未来局の「子どもソーシャルワーカー」との合同の協議会を持ち、相互の連携体制を確認するとともに、さらに強化するための方策について協議している。

教職員への周知の方法としては、市教委主催の定例校長会議にて、SSWの派遣について周知している。また、各校の生徒指導主事が集まって行われる生徒指導推進協議会にも参加し、その存在については全ての学校の生徒指導主事が認識している。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

児童相談所職員や小・中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

(2) 研修回数（頻度）

年間 12 回程度

(3) 研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

(4) 特に効果のあった研修内容

小・中学校生徒指導担当者（連絡協議会）の研修を一緒に受講することにより、要支援児童生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

(6) 課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、SSWに特化した研修を実施できていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・他県より転入し、前校でも不登校傾向であったが、新型コロナウイルス感染症への不安から完全不登校となる。放課後の学校の駐車場で担任と面会することもあったが、定着しなかった。
- ・母親は無職であり、経済的な援助をする祖父が病氣療養となったため、生活の見通しが不安定であった。
- ・学校による要請を受け、SSWの派遣を開始した。感染症への不安から家庭訪問に消極的な母親に対し、電話での関わりから始め、信頼関係を築く中で、玄関先での家庭訪問の受け入れや、定期的な面談が可能となった。
- ・本人とは、母親から手紙を渡す間接的な対応を経て、直接話せるようになると、意向を確認しながら、学校との橋渡しを行った。担任が提案したオンラインでの学習や学級活動に興味を持ち、楽しみながら意欲的に取り組み始めると、学力も向上した。さらに、遠足などの屋外行事にも少しずつ参加することができ、友達との交流の機会や幅が広がっていった。学校との繋がりが強まったことで、部分登校日が増えた。
- ・母親との面談の中で、ひとり親対象のコロナ特別給付金や児童扶養手当等が未申請と判明した。母親は書類の準備や記入が不得手なことも分かり、経済的に困っている家庭の子どもに関する相談やひとり親家庭の相談に応じる役割を担う子どもソーシャルワーカー（本市職員／こども未来局）や教育委員会と対応を相談し、連携して申請手続きをサポートした。
- ・感染症の改善状況も相まって、本人は事前練習から教室や校内に入り、同級生と一緒に卒業式を迎えることができた。本人はもとより家族の喜びはひとしおであった。これまでの経験が自信に繋がり、中学校生活を楽しみに登校に意欲を持つまでとなった。

- ・生活面では、申請がスムーズに進み、必要な支援を受給できた。加えて、母親は就労支援も受けたことで生活が安定し、経済面も改善した。

【事例2】不登校解決のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・姉弟で不登校傾向であり、姉は支援室へ週2回程登校し、半日過ごせる日もあるが、母子分離不安のため、登校時母親と離れる時は泣きながら暴れる。また、学習に困難さが見られる。弟は入学後しばらく登校したが、その後登校できなくなる。挨拶のみの登校をし、調子が良いと1時間程度支援室に入ることができる。姉と同様に母子分離不安のため、登校時は泣きながら暴れる。保育園にはほとんど通園できていないため、集団行動など適応性が低く、家族以外の人との関わりがない。
- ・学校の要請を受け、SSWによる週1回の家庭訪問を開始した。交流活動（創作活動やカードゲーム、塗り絵や間違い探し等のプリント）を通して、家族以外の大人との関わりを持ち、外部への意識や繋がりをねらいとし交流を行う。姉弟それぞれの個別での交流や、2人とも参加できる活動を、その時の本人たちの様子を確認しつつ行った。また、母親への連絡を密に取り、相談、対応を行った。交流活動を通して、本人たちの気持ちや悩み等を聞き、不安を受け止め情緒の安定を図りながら関わりを持ち、穏やかな時間を過ごせるよう努めた。
- ・母親が仕事を離職したため、毎日の登下校の送迎が可能になった。また、積極的に学校、医療関係機関、放課後デイサービス等と繋がり持つようになった。
- ・年度が代わり、本人たちは登校へ前向きになり登校日数も増え、給食を食べられる回数も増えた。また、運動会に2人とも最後まで参加することができた。
- ・姉は週3回程度の登校はできているが、学習面で不安があり、国語・算数などの教科は教室ではなく、特別教室等（図書室、支援室）で過ごしている。その為か徐々に登校意欲は弱くなった。通常学級で過ごせない授業（時間）の居場所が定まっていないことが、本人の不安な気持ちに繋がっているように思われ、学校も対応について協議している。
- ・弟は今年度から特別支援学級（情緒）に在籍し、以前より情緒面で落ち着きが見られる。交流クラスへの参加も意欲的で、楽しんでいる様子が見られる。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校児童生徒に対して、定期的な家庭訪問により信頼関係を築き、少しずつ登校支援を重ねることにより、徐々にではあるが登校できる日数が増えたり、SSW以外にも教員との繋がりが持てるようになったりと、複数の児童生徒に好ましい変化が見られた。

また、保護者の仕事の関係で教員が家庭訪問することができない、日中にしか会えないような保護者に対して家庭訪問を行い、家庭での子どもの様子や保護者の相談や要望を聞くなど、学校と家庭の間に入り、橋渡し役を果たすことで、状況把握が円滑になり教員の負担軽減にも役立っている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SSWの負担が増加してきている。

<課題の原因>

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）と対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があり、連携する機関が増えるため。

<解決に向け実施した取組>

SSWが児童生徒や保護者対応で困ったときや判断に迷うようなときには、すぐに担当課（学校指導課）に相談する体制とし、連携を強化することでSSWの負担軽減を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

問題を抱えている児童生徒は多く、今もSSWの助けを必要としている家庭や学校が多いが、現状の人数では対応が難しくなることが予想される。

<課題の原因>

不登校（傾向）の児童生徒の数が年々増加し続けている。

<解決に向けた取組>

不登校の未然防止や初期対応についてまとめたリーフレットを作成し、居場所づくりや絆づくりの必要性について周知するとともに、いじめ防止のための講演会を企画しミドルリーダーの意識を高めるなど、不登校の根本的な原因を解消するための取組を推進している。

甲府市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・貧困・児童虐待等の課題を抱える児童生徒について、関係機関との連携を図り教育相談体制を強化する中で、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会学校教育課に会計年度任用職員として1名を配置。
- ・学校長からの派遣申請により各校への対応を行う。また、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数・・・1名
- ・資格・・・教員免許（2種）
- ・勤務形態・・・週5日、29時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・指針（ガイドライン）として策定されたものはない。
- ・「甲府市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定。
- ・活用に関して校長会、教頭会等で周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導主事会や不登校担当者会でSSW活用についての説明を実施。
- ・SSWが生徒指導アドバイザー、自立支援カウンセラーらとともに全小中学校を訪問し、各校の情報を得るとともに、スクールソーシャルワーカーの活用の説明や、担当者との顔合わせを実施。

（5）オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・県教委主催のSSW活用事業運営協議会への参加（年2回）
- ・ケースの検討会議を通しての研修（適宜）
- ・市教委主催の生徒指導担当会議（隔月）不登校担当者会議（年2回）等への参加

（3）研修内容

- ・関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

ケースの検討会議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

(6) 課題

SSWについてはケース検討会議や生徒指導及び不登校担当者会議への参加を通して支援や関係機関との連携の在り方について学んでいるが、その他はSSW自身の自主的な受講（県のSSW学習会、臨床心理士会主催の研修等への参加）に任せている。県SSWに個別に研修をお願いすることもあるが、市独自の研修は行っていない。どのように幅広い知識を得て資質向上を図ることができるか課題。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活困窮となった家庭への活用事例

(①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

父の逮捕をきっかけに不登校になる。その後両親の離婚、母の失職により生活困窮となった。SSWは母に対して各種手当の説明や手続きの支援をおこなった。また、生徒の療育手帳の取得のため、医療受診に同行し手続きの支援をおこなった。さらに、生徒の規則正しい生活のため定期的に家庭訪問を行うとともに、学校と連携して登校支援を行った。

【事例2】不登校児童への活用事例

(④不登校、⑥非行・不良行為、⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

複雑な家庭環境を抱えた児童。児童はSNSにはまり欠席が多くなるとともに非行・不良行為などが増え、保護者が養育に自信をなくしていた。保護者は援助希求が苦手な学校とも良い関係を築くことができなかった。SSWは面談を通して児童との関係をつくる中で保護者とつながり、保護者の困り感を聞き、学校と保護者のつなぎ役を果たした。また、児童を医療受診につなげ、家庭、学校、医療が連携して児童を支援していく環境を整えた。

【事例3】ヤングケアラー児童のための活用事例

(①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：派遣型>

多子家庭であり、一人親家庭に暮らす生徒。年の近い兄弟が就職し、保護者に代わって家事や兄弟の世話を行っていた。SSWは定期的に訪問し、生徒と関わり状況の把握を行った。また、生徒の医療受診の支援、医師との連携を行った。関係機関全体で連携する中で、養育環境の状況の確認を役割分担し、児童が登校できる環境調整をはかった。

【事例4】「民間団体（NPO法人等）との連携」「教員とSSWの役割分担」「オンラインカウンセリング」についての事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・困難な問題を抱えた家庭に対してSSWが継続して関わることで、家庭・学校・関係機関との連携が図られ、生活環境の改善への方向性が明確になり、児童生徒の家庭生活の安定につなげることができた。
- ・学校訪問（教職員への指導・助言）134回、教育支援面接94回、関係機関との打合せ267回、ケース会議30回、家庭訪問・登校支援287回。継続支援のうち「問題が解決」または「問題が好転した」割合は41%（前年比+3%）である。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

多面的で適切な支援や関係機関との連携を充実させるため、昨年度に引き続き学校現場でのSSWの活用方法や制度理解の浸透が課題。

<課題の原因>

校内のコーディネーター役を担う教員以外の、SSWと関わったことのない教職員への周知、理解不足。

<解決に向け実施した取組>

- ・管理職や研修会等を通して教職員への理解を深めた。
- ・教育委員会に相談のあった事例についてSSW・担当指導主事等が積極的に学校訪問をして、管理職以外の教員とも多く情報交換をし、理解を深めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

教師とSSWの連携がスムーズに図られないケースがあることが課題。

<課題の原因>

学校現場は福祉分野について、SSWは学校現場について互いに知らないことがあること。（特に学校現場は福祉制度や福祉的な考え方についての理解が乏しいと感じる。）

<解決に向けた取組>

- ・県の統括SSWに積極的にアドバイスを求め、学校との効果的な連携につなげていく。
- ・必要に応じ、担当指導主事が学校とSSWをつなぐコーディネーター役を果たす。

長野市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和3年度は県からの派遣1名と市独自で2名配置し計3名体制
- ・学校からの要請に応じて、家庭や学校、関係機関等への派遣を行っている

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は2人
- ・任用したSSWの所有資格は社会福祉士、保育士
- ・派遣型 勤務は概ね1日3時間で週2～3日（配置全体で年間675時間以内）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインの策定はしていないものの、SSWの役割や活動内容、派遣手続きについてまとめた資料を校長会、教頭会、登校支援コーディネーター研修会等で説明

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・教育相談関係者合同研修会（年1回）
教育相談に関わる教職員等（児童生徒支援特別加配（不応対支援）教員、不登校児童生徒支援教員、特別支援教育巡回相談員、教育支援センター適応指導員、巡回適応指導員、登校支援サポーター等）を対象とした研修会でSSWの活動内容を紹介

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

年5回（県主催のSSW実務者会に参加しており市独自では実施していない）

（3）研修内容

令和3年度は次のテーマの研修会に参加した。

- ・ゲーム、スマホ依存の現状
- ・いじめの予防と早期発見
- ・事例検討会
- ・ヤングケアラーの現状と支援
- ・スクリーニングの導入と活用

（4）特に効果のあった研修内容

ゲーム、スマホ依存について、依存症に係る知識や入院を含めた治療方法、外部機関との連携について理解が進んだ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）
- 活用方法

（6）課題

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜派遣型＞

本人は中学生で母と姉（中学生）の母子家庭で父方の祖父母から援助を受けて生活している。本人は小学校低学年から個別支援が必要であり、支援がないと今何をすべきか分からなくなってしまう。学力は5教科30点程度で、家庭学習の習慣がなく勉強のやり方が分からないと訴えがあった。本人は高校への進学を希望していたため特別支援教育巡回相談員からSSWに相談があり、SSWが市生活就労支援センターへの申し込みを支援して本人と姉を対象とした生活困窮者向けの学習支援が始まった。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）〈派遣型〉

本人は中学生で前年度は174日欠席。本人は学校との関わりを一切拒否していたため、担任が家庭訪問しても本人に会えず学校が対応に苦慮していたケース。SSWが母との面接により本人の高校進学希望を確認し、母を通じて高校見学や説明会の参加、進学するために今やるべきことなどを提案した。その後、SSWが本人との面接に成功し、市の中間教室（教育支援センター）を紹介した後、見学と体験を経て2学期からセンターへ通学し始め8月以降はほぼ毎日通うようになった。その後は不登校により休んでいた地域の運動教室も再開し、高校は2校受検して無事合格、進学した。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（④不登校、⑩ヤングケアラー）〈派遣型〉

本人は小学校高学年（ASD診断）で母と2人暮らし、生活保護受給世帯のケース。母は双極性障害、解離性障害で波があり、解離状態では3歳児のようになるため日常生活が困難な時がある。本人はこれまでも不登校傾向だったが高学年になり欠席が増えた。SSWは保健師と連携して家庭訪問を繰り返し、支援会議で登校班変更を提案後、再び登校できるようになり2学期は欠席ゼロだった。

その後、母は1人での外出が不安で平日の自分の病院受診に本人を同行させるようになり、受診日は学校を休ませていた。ヤングケアラー的な側面がみられたことから子育て支援課と連携して関係者会議を実施した後、母に対して子どもが本来やること（登校）、ヤングケアラー等について説明し、母には周りの大人に頼るようにして本人を母の受診に同行させないことを約束し、その後は状況が改善し登校が安定した。

【事例4】民間団体との連携の活用事例（④不登校、⑪民間団体（NPO団体等）との連携）〈派遣型〉

本人は小学生中学年で家族は父、母（フィリピン国籍）、兄（養護学校高等部）、妹（小学生）。中学年で友達関係を理由に不登校となり、自宅で大声を出す、暴れるなどで近隣トラブルになったり警察に通報されたりするような状態だった。支援会議にSSWが参加し、市の中間教室（教育支援センター）や民間施設の利用を検討することとなり、施設見学にはSSWが同行して利用開始となり新たな居場所が確保できた。両親参加の支援会議を進める中で、本人の安定のために父が退職して在宅になることを決意し、退職後は本人は安定し、学校に登校できるようになった。その後もSSWが民間施設と情報共有をして支援を継続している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度にSSW2名が支援を行った57名について効果を検証した。調査方法は、令和4年2月に長野県が実施した「令和3年度SSWの評価について」に基づき、支援を要請した学校が回答したものをまとめた。

調査結果は以下のとおりである。

- ・57人中40人（70.2%）について、児童生徒が抱えていた問題は解決もしくは好転した
- ・57人中47人（82.5%）について、要請した学校はSSWの支援が学校にとってプラスだったと捉えた
- ・SSW関わったものの状況が改善しなかったり、学校としては効果を感じられなかったりした主な理由は家庭が他者の支援を拒否したことであり、SSWの支援が適切ではなかったと評価できるものではない

以上より、SSWの支援は児童生徒の抱える問題に対して有効であるといえる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

※令和2年度は県派遣のSSWのみだったため事例集に記載なし

〈課題の原因〉

〈解決に向け実施した取組〉

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

〈課題の概要〉

課題を抱える児童生徒は毎年増加傾向にあり、SSWの活動時間の確保が課題となっている。

〈課題の原因〉

令和4年度は県から当市へのSSWの派遣を廃止する旨の方針を示されていることから、県派遣分を含めた市独自の配置が必要となっているため。

〈解決に向けた取組〉

県に対して派遣の継続を要望するとともに、市独自で配置して人員体制を整えた。

松本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やさまざまな課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校や不登校支援アドバイザーとともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

医療機関との連携による、不登校や集団への不適応児童生徒支援のための教育相談（元気UP教育相談）を専門に行うSSWを配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

1名・社会福祉士

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・ 無）
- ガイドラインの内容、周知方法

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

校長会・教頭会で年度当初に説明するとともに、不登校支援アドバイザーの学校巡回訪問の折にも説明し、理解促進を図っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・ 無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

市配置SSWと本市の県派遣SSW

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

昨年度の各々の担当した事例の情報交換とアセスメントの検討。及び連携の仕方。

（4）特に効果のあった研修内容

昨年度の各々の担当した事例の情報交換とアセスメントの検討。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・ 無）
- 活用方法

（6）課題

市配置SSWの勤務形態から、研修を増やすことが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

ア 支援前の本人の状況

該当の生徒は中学3年。精神面の心配はないが、午前中登校ができない状況だった。

イ 指導の経過

- 学校及び保護者の依頼を受け、SSWが学校を訪問し、状況を丁寧に把握。
- 元気Up教育相談では、SSW、医師、母親、学級担任が参加し行われ、以下の方針をたてた。
 - ・ 保護者は生徒が熱心に取り組んでいる部活動を支援すること。
 - ・ 学校は生徒の負担にも不安にもならないように、高校進学を丁寧に支援すること。
 - ・ SSWは卒業後も支援が続くように、市のこども福祉課のコーディネーター（引きこもり支援）につなぐこと。

ウ 指導後の様子

高校に合格し、進学をすることができた。授業への参加は難しい状況だが、熱心に取り組んでいた部活動を継続し、インターハイ予選にも出場し、現在も社会とのつながりを保つ生活が過ごせている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本人に特性があると支援者が感じていても、医師の診察を受けるというハードルは大変高い。しかし、本市で行っている元気Up教育相談であれば、病院へ行くことなく、本人が行かなくても、保護者だけでも、学校だけでも、専門の医師の診察を、無料で、SSWの丁寧な支援のもと受けることができる。また、診察だけでなく、適切な市の福祉部局につなぐことで、継続的に支援ができています。

（2）課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度

松本市は令和3年度より中核市になったため、令和2年度は本事業を活用していない。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

不登校の児童生徒は年々増加し、不登校になった児童生徒の相談や居場所とう支援を行っているが、不登校の未然防止に支援の手が伸びていない。

＜課題の原因＞

不登校の未然防止につながる活動を行っていないこと。未然防止の取組を進めるSSWの配置ができていないことが原因と考えられる。

＜解決に向けた取組＞

不登校の未然防止のための1つの事業としてスクリーニング会議を実施したいと考え、松本版スクリーニング会議の仕組づくりを進める。

中核市2年目になり県からの派遣が打ち切られることやスクリーニング会議を実施するためには、市雇用のSSWの増員の必要がある。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

S S Wを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に3名配置している。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画・運営等を行うことで、問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすとともに、各学校等の相談・支援体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

センターは、子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安に対して、ワンストップで総合的に対応する機関であるとの認知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から様々な相談が集まってくる。S S Wをセンター内に配置することで、寄せられた相談に対し、地域資源をコーディネートしたり、センター内の各係や関係機関と連携したりしながら多くのケースに対応することができている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：3人 資格：教員免許状（小学校、中学校、高等学校）

勤務形態：パートタイム会計年度任用職員（週5日、28時間45分勤務）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

実施要項に事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載している。また、センター全体の活用について周知を図る目的で、リーフレットや活用ナビブック、要覧等を作成し、各学校に配付している。さらに、担当者・S S Wが校長会、教頭会、教育相談担当者会等に出向き、活用の仕方を説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

8月上旬に、各学校の希望者を対象とした「“エールぎふ”活用研修」を実施している。センターの概要や各係の活用内容や方法について周知するとともに、S S Wの活用についても説明している。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：S S W及びセンター内の各相談員

（2）研修回数（頻度）：年間5回

（3）研修内容：・「家族の理解と実践」の講話及び事例検討会3回

・ヤングケアラー ・子どもの権利 ・虐待防止 など

（4）特に効果のあった研修内容：事例検討研修会「本人支援・家族支援」

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有）・無）

○活用方法

センターの専門アドバイザーである児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等から必要に応じて助言をもらっている。

（6）課題

関係機関のコーディネート等を的確に行うためのスキルアップが求められる。また、S S Wとともにセンター職員が各ケースの中心となって対応するための研修や経験が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクト傾向のある家庭の生徒を支援するための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）

<派遣型>

児は中学校入学当初から不登校傾向。母親との連絡がとりづらく、安否確認等が難しい家庭だった。学校からの相談を受け、ケース会議を行い、本人及び本家庭が誰とどのように関わっているのかといった情報を共有した。児とつながりがある学習支援ネットワーク施設の関係者から、本人が十分に食事をとることができていないという情報提供があり、岐阜市の子ども見守り宅食制度を活用し、週1回、家族分の夕食を届けながら見守りを続け、その情報を共有することとした。通信制高校への進学後、学習支援ネットワーク施設の関係者から、学費や小遣いとするために児がアルバイトをして稼いだお金を両親が使ってしまう、学費が滞納されているという情報提供があり、児も含めたケース会議を開催した。児から施設入所の意向があり、保護者からの承諾を得て、施設へ入所したことで心理的に安定した生活を送ることができるようになった。

【事例2】児童理解を基盤に暴力行為の解消を目指す活用事例（⑤暴力行為）<派遣型>

母と小学生男児の母子家庭。児は入学以来教室に位置付かず、仲間との暴力的なトラブルが多発していた。学校が児の問題行動を母親に報告しても、学校の対応が悪いからだと反発し、話し合う機会をもつことができなかった。SSWは、問題行動の要因が愛着障害ではないかと考え、児をカウンセリングや発達検査へと繋いだり、母親との定期的な面談の中で母親の児童理解を進め、学校と母親を仲介して意思の疎通を図ったりするなどのケースワークを行った。また、学校へは児の特性を理解した対応等の助言を行った。関係機関による支援ネットワークを構築したことで、児が以前と比べて落ち着いて生活することができるようになった。

【事例3】ヤングケアラーに対する支援の活用事例（⑩ヤングケアラー）<派遣型>

母が自力で日常生活を行うことが困難な病を発症し、在宅で介護を行っている。ヘルパーが訪問するなど福祉の関わりはあるのだが、日常的に児が入浴や食事等の補助を行うなど、児の負担は大きかった。そういった現状をつかんだ学校からSSWに情報提供があり、ヤングケアラーコーディネーターと共に学校を訪問した。ケース会議を行い、医療や福祉、学校がもつ情報を共有し、児を取り巻く家庭環境の全体像を把握した。児の負担軽減や進路実現に向けて、それぞれの機関がどのような支援を行っていくのかを考え、確認した。

【事例4】不登校生徒支援に対する役割を明確にするための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）

<派遣型>

小学校入学当初から刺激に対する過敏さの影響で不登校になった児について、中学校進学に向けたケース会を行った。先の見通しがもつことができていない母親に対しては、SSWが今後の方向（自立支援教室の利用、相談室登校など）についての情報を提供することとした。中学校での相談室登校を視野に入れ、中学校の相談室を教育相談担当の案内のもと、見学することができた。また、中学校区に1名配置されているほほえみ相談員は小学校時から関わりがあり、中学校でも相談できることを児に説明し、安心感をもつことができたようにした。中学校進学に向けて、それぞれの役割を分担し、児または保護者に対して働きかけを行ったことで、中学校へ入学後は月に3～4回ほどの自立支援教室の通所、放課後登校へとつなげることができた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

センターは福祉と教育の垣根を越えた相談・支援機関である。SSWがその橋渡しの役割を担い、それぞれの専門性を活かすことができる関係機関と連携することで、連携の重要性・利便性が浸透するとともにケースの改善も見られた。

<実績>

	対応学校数	訪問回数	ケース会議 開催数	のべ相談・ 支援件数	相談実人数	改善実人数	改善率
令和元年度	小44 中25 高7 特5	304	148	628	243	133	58.3
令和2年度	小44 中21 高10 特3	382	119	630	208	140	57.6
令和3年度	小46 中22 高14 特4	459	91	731	247	148	59.9

(2) 課題と課題解決に向けた取組**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組**

<課題の概要> 困難ケースの増加による、アセスメント力や環境調整力をさらに高めるとともに、学校によってケースへの関わり方に差があるため、SSWの活用の仕方を推進する必要がある。

<課題の原因> 家族や周りの動き出す力やエネルギーが不足していることがあり、外部の関わりを受け入れにくい。また、学校によって、SSW活用のよさや効果が周知されていない。

<解決に向け実施した取組> 研修や事例検討会を継続的に行うとともに、SSWが学校訪問や家庭訪問を繰り返し行うことで、学校や保護者・児童生徒本人との信頼関係を築くようにする。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要> 学校によってSSWの効果的な活用に差がある。校長会、教頭会、教育相談担当者会において業務内容は周知しているが、活用の仕方については十分理解できていない学校もあり、対応が後手に回ることもある。

<課題の原因> SSWをどのようなケースで活用することが有効なのかを、具体的に周知することが十分にできていない。

<解決に向けた取組> 年度当初の研修会などでSSWの業務についての説明だけでなく、有効に活用された実践例も紹介していく。

岡崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子供の家庭環境等による児童虐待や不登校などの問題に対処するため、学校と連携して関係機関との連携を図ったり、対象に直接働きかけたりして、課題の解決を図ることを目的としている。そのための活動として、①学校における児童生徒の福祉に関する支援、②保護者への支援、チームでの支援のための体制整備、③福祉や教育分野における専門性に基づいたニーズ把握、関係機関との連携を通じた支援などを行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡崎市教育相談センターに配置し、学校からの派遣申請を受けて派遣している（派遣型）。
- ・福祉の専門家として社会福祉士を配置するとともに、学校現場の事情に精通した教員OBも配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士：3名 会計年度任用職員（ロング） 1日6時間45分 週5日
- ・教員OB（教員免許状）：4名 会計年度任用職員（ショート） 1日4時間 週3日
- ・SV（社会福祉士の資格をもつ大学教授）：1名 報償費対応 1回6時間 年14回

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

活動方針等に関する指針については、本市作成の「教育相談センターの手引き」の中に「SSW活用事業」としてページを設け、事業の趣旨や支援内容、手続き等を示している。そして、校長会等を通じて、事例や成果の報告、活用手続きの説明をしたり、教員の夏季研修会等でSSWの活動の実際を伝えたりして、周知を図っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・教育相談センター配置のSSW

（2）研修回数（頻度）

- ・月2回程度（月に1回は、SVと共に事例検討等、もう1回は、情報交換やピアスーパービジョン等）

（3）研修内容

- ・経験の少ないSSWや教員OBに、経験豊かな社会福祉士が、具体的な事例を通して助言した。
- ・外部講師（外国ルーツの子の支援するNPO代表、若者サポートセンター職員など）を招聘した。

（4）特に効果のあった研修内容

・情報交換会で教員OBと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修している。教員OBのSSWには、福祉分野に関する情報や経験に精通している社会福祉士の情報が効果的で、社会福祉士のSSWには、学校現場の状況や考え方が共有され、お互いの研修の機会となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法 月1回程度のケース会議参加 対応困難な事例への複数対応

（6）課題

- ・SSWを増員しながら資質の維持向上を図るための体制構築に向けた検討。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】外国ルーツ家庭支援の活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）＜配置形態：派遣型＞

小学3年の双子、2人とも目を合わせることができず、意思疎通が難しい。療育手帳を取得しており特別支援学級に在籍。母子家庭で、母はフィリピン国籍（子は日本国籍）。日本語はある程度は話せる。就学前、保育園に通わず療育にかかっていない。本児たちは家の中で閉じ込められた形で生活してきた。入学後も何かと理由をつけて、母親が学校を休ませてしまっていた。本家庭には、家庭児童課、児童相談所、民生委員も関わっており、SSWは、それらの機関等と連携し学校を含め情報共有をこまめに行った。また、学校指導課の日本語教育講師を活用して丁寧な意思疎通を図り、社会福祉協議会の貸付の申請を手伝うなどして、母親との信頼関係を築きながら生活基盤の安定を図った。さらに、関係機関と協力して登校支援体制を構築したことで、本児たちは登校できるようになった。

【事例2】医療機関につなげるための活用事例（④不登校、⑧その他（心身の健康））＜配置形態：派遣型＞

中学1年女子。要援護の父子家庭。異母兄姉妹7人の5番目。複雑な家庭環境を背景に小学校の頃から「死にたい」と口にする。責任感強く学級代表を務めていたが、疲れてネガティブになり学校を休む。再び「死にたい」と口にするようになった。SSWは父のペースを尊重しながら信頼関係を築き、本生徒の生活を側面支援した。また、本生徒のSCとの面談を後押しするとともに、精神科医療につなぐために父と本人の了解を得ながら受診の予約を行った。登校状況は不安定ではあったが、父が積極的に本生徒を送迎するようになり、本生徒もそれを好意的に受けとめるようになった。病院受診もはじめは否定的だったが受診することができた。

【事例3】対応事例なし 【事例4】対応事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

■令和3年度支援方法（のべ回数） *（ ）内は令和2年度

面談	電話相談	学校訪問	家庭訪問	関係機関訪問	研修	ケース会議	班会議	SV	合計
128	3082	528	749	98	55	188	84	38	4974
(167)	(3229)	(475)	(674)	(156)	(59)	(118)	(70)	(35)	(4999)

社会福祉士3名を常勤化して2年目。「学校訪問」「ケース会議」等、具体的な学校への支援が充実してきている。新規の依頼については、SSW複数名と担当主事が学校を訪問し、ケースのアセスメントを丁寧に行っている。これは経験の浅いSSWの研修の場にもなっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞ 派遣要請の増加による、1案件にかける時間の縮減。問題が大きくなってからの対応が多い。

＜課題の原因＞ 学校現場の需要とSSW供給体制のずれ。学校からの申請による派遣型のため。

＜解決に向け実施した取組＞ 令和4年度からSSWを段階的に増員するための予算要求をした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞ 継続支援対象児童生徒の抱える問題として「不登校」が一番多い。支援により状況が好転した児童生徒は33.3%と、SSWを活用することで一定程度状況の改善を図ることができている。しかし、問題（不登校）が解決したケースは7.4%に過ぎない。

＜課題の原因＞ 児童生徒が不登校になり、学校で打つ手がなくなってからSSWの派遣申請がある。問題が深刻な状況になってからだと、状況を好転させることが困難であったり、時間がかかったりする。

＜解決に向けた取組＞ SSWを増員し、配置形態を工夫する（相談センター配置の派遣型から学校配置の拠点校型への変更など）。その際、SSWの力量の維持向上を担保する体制や配置形態であることが重要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例2】医療機関につなげるための活用事例（④不登校、⑧その他（心身の健康））

<配置形態：派遣型>

段階	取組内容及びS S Wが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>中学校1年の女子生徒（以下、本事例において「生徒」という。）は、入学から6月まで、2日ほど体調不良で欠席があったくらいで、ほとんど欠席はなかった。ネガティブな思考や疲れやすさが見られたものの、立候補して学級代表になるなど、前向きに学校生活を送っていた。</p> <p>6月中旬の授業中、教科担任が学級を離れた際、学級全体が落ち着いて課題に取り組むことができていなかったときに、声を荒げて注意した。そして、そのままトイレに駆け込み閉じこもってしまった。学年担当の教員が声をかけたところ、「自分なんて…」「死にたい」と口にし、気持ちが追い詰められている様子だった。生徒は、小学校5年の頃から「死にたい」と口にするなど、不安定な気持ちを抱えていることは、小学校からの引き継ぎで学校は把握しており、注意深く丁寧に対応してきた。</p> <p>この出来事を学校から保護者（父親）に伝え、家庭でのフォローを依頼したところ「誰でもそう考える時期がある」「家でも言っている」と話し、楽観的にとらえている様子だった。父子家庭で、父親は2度の離婚経験があり、生徒の姉も中学時代に自傷行為を行っているなど、不安定な要素がある家庭状況であった。</p> <p>このため、<u>同校の管理職が教委に対し、S S Wの派遣要請を行った。</u></p>
② 学校内での方針の検討	<p>教委から派遣されたS S Wは、中学校の管理職からケース概要を聴取し、<u>校内ケース会議の実施を提案</u>。その後、ケース会議が開催され、<u>S S Wが進行の助言を行い</u>、次のとおり、生徒等に関する課題の明確化を行い、支援内容が検討された。</p> <p>参加者：校長、教頭、長期欠席対策担当、学年主任、担任、副担任、養護教諭、S C、保健所職員及びS S W（2名）</p> <p>（課題の明確化）</p> <p>① 学校・家庭での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任感が強く、立候補して学級代表になった。学力は真ん中より下。芸術部に所属。休み時間は、自作の物語を書いたり、絵を描いたりしている。発達特性はないと思われる。物事をネガティブに考える傾向があり、体力的にも疲れやすい。2学期途中から学校を休みがちになる。 ・生徒の両親は離婚。兄弟姉妹は父親に引き取られる。父親は再婚相手とも離婚。離婚理由は不明。現在は父親と22歳の姉、高3の兄、高1の兄、小2妹の6人暮らし。生徒によると、継母からひどい言葉を投げかけられていたとのこと。父親も心が不安定なところがあり、安定的な職に就いておらず、経済的に苦しく準援護家庭である。 <p>② 考えられる背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒は、継母の暴言による心的外傷の可能性や家庭で悩みを受け止めてもらえていない可能性あり ・父親にも、精神的負担の可能性あり（精神的な不安定さを抱えながらの子育て） <p>③ 現在行われている学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任、副担任は、生徒の様子を観察したり、相談にのったりしている ・養護教諭は、生徒が疲れたときのケアをしたり、相談にのったりしている <p>（支援内容の検討）</p> <p>① 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒を精神医療につなぐ ・父親を精神的に支える <p>② プランニング（手立て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、家庭とは信頼関係を結べているので、機を見て、家庭にS S Wが関わることの了解を得る。 ・その上で、<u>S S Wは定期的に父と面談を行い、必要な福祉の支援を家庭に届ける。</u> ・また、父親のペースを尊重した定期的な面談を通して、父親との確かな信頼関係を構築した上で、<u>生徒を精神科医療へ確実につないでいく。</u> ・父親と生徒に対し、<u>S Cのカウンセリング実施の後押しをする。</u> ・<u>学校や関連機関と密に情報交換を行い、協働で生徒を支えるネットワークを作る。</u> ・S Cの協力を得て、<u>生徒の心の状況を踏まえた関わり方について検討</u>する。
③ 支援の実施	<p>① 学校から、S S Wについて「教員ではない専門的な立場の人」ということを強調して生徒の父親に伝えてもらい、父親はS S Wと会うことを承諾した。</p> <p>② 家庭の了解を得られたので、<u>S S Wは、学校に家庭訪問への同行を依頼し、実施</u>。父親から学校への思いや家庭での困りごとについて話を聞くことができた。今後、定期的にS S Wが訪問し相談を行っていくことを提案、了承された。</p> <p>③ S S Wは、<u>学校にてS Cと養護教諭を交えたケース会議を開催</u>。S Cのカウンセリング結果を踏まえて、生徒との適切な関わり方についてS Cから助言を受けた。</p>
④ 経過観察	<p>① 支援開始から数か月、父親からS S Wに相談の電話が入るなど、良好な関係が構築されたと判断できたため、<u>生徒の病院受診を提案した</u>ところ、了承された。</p> <p>② 確実に受診につなげるため、<u>病院予約の際、S S Wが父親をサポート</u>した。受診日は、翌年度4月の初旬となった。</p> <p>③ S Cのカウンセリングは3回連続で実施できた。S C面談日を除くと、学校に足は向かない。ただ、S C面談で自分のこと、家族のことをある程度言語化できるようになり、心を整理し始めているとの見立てがあった。</p> <p>④ 父親は、娘の状況と真剣に向き合うようになり、積極的に学校へ送迎するようになった。S S Wとの話の中で「最近、娘は死にたいと言わなくなった気がする」との言葉があった。</p>

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- イ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ウ 多職種が勤務する豊田市青少年相談センター業務の調整

（2）配置・採用計画上の工夫

- ア 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、派遣型で5人配置している。
- イ 中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 豊田市青少年相談センターに、会計年度任用職員として社会福祉士5人を配置している。
- イ 5人のうち、1人が精神保健福祉士、2人が教員免許状の資格を所有している。
- ウ 1日7時間 週5日勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成 （ 無 ）
- ガイドラインの内容、周知方法

<周知方法>

つぎのような活動方針について、以下3点によって周知している。

「いじめ、不登校、児童虐待、貧困、LGBTQなど複雑化、多様化する課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援することを目的とする。」

- ・学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引をデータ配信する。
- ・学校訪問時に管理職等に役割を説明する。
- ・教育相談主任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、スクールカウンセラー研修会等で役割の説明をする。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・現職研修訪問で「豊田市青少年相談センターの活用」をテーマとして選択した小・中・特別支援学校に対して、指導主事とともにスクールソーシャルワーカーが講師となって、事例を用いて活用方法や役割の説明をする。
- ・心の相談員研修や初任者研修（養護教諭対象）での講師として役割の説明をする。
- ・各学校のいじめ対策委員会、不登校対策委員会、子どもを語る会等に積極的に参加する。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施 （ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー研修対象者：スクールソーシャルワーカー、指導主事

相談部研修対象者：スクールソーシャルワーカー、青少年相談員（臨床心理士）、指導主事

(2) 研修回数（頻度）

ア 豊田市青少年相談センター内での相談部の研修（月1回程度）

イ 外部講師を招いてのスクールソーシャルワーカー研修（年5回）

ウ 外部講師を招いての相談部研修（年2回）

エ 外部機関（大学）が主催する研修会への参加（随時）

(3) 研修内容

ア 青少年相談センター内にいる青少年専門指導相談員、市スーパーバイザーをファシリテーターとして、毎月事例検討会を実施

イ 外部講師を招いての事例検討会及び学習会

(4) 特に効果のあった研修内容

・他機関との事例検討を交えた合同研修

・外部講師を招いてのスクールソーシャルワーク理論と実践についての講義及びグループワーク

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有）

○活用方法

青少年専門指導相談員（臨床心理士・元大学教授）、市SV（臨床心理士）が、スクールソーシャルワーカーの担当する事例に対して指導・助言をしている。

(6) 課題

豊田市は小学校75校、中学校28校、特別支援学校1校、合わせて104校ある。各学校での認知度が高まっていること、積極的に各学校のいじめ対策委員会や不登校対策委員会等に参加していることにより、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は増加している。不登校児童生徒の急激な増加がみられる状況もあり、今後も相談件数が増えていくことが予想される。そのため、スクールソーシャルワーカーの人数や配置形態について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校・貧困問題を抱える生徒のための活用事例

(①貧困対策、④不登校、⑪民間団体(NPO団体等)との連携) <SSWの配置形態:派遣型>

概要:中学生。母親と2人暮らし。母子家庭。母親は外国籍で日本語は片言。5月連休明けから宿題ができなかったことなどが理由で不登校となっていた。学校からの依頼で教育支援センターの見学対応と面接を行った。面接の中で、小児科を受診しているが、精神面での落ち込みが激しく夜も寝られない、希死念慮があることが分かった。母からの話で、コロナウイルスの影響で収入が減って生活が苦しいことや相談できる人がおらず孤立していることが分かった。

支援:市の相談機関の非常勤精神科医との面接で、早急に精神科受診が必要と判断されたため、児童精神科病院と連携して入院治療を行うこととなったが、入院に必要な費用の工面ができず社会福祉協議会の緊急小口資金の貸付を受けられるように支援した。また、児童扶養手当を未受給だったため市役所へ同行して受給できるように支援した。退院後は教育支援センターに通室できるようになり、地域の子ども食堂へのつながりも行った。孤立しないように地域の中での見守りも依頼した。学校はケース会議などで本人の理解を深め、声掛けなどを継続してもらった。

経過、改善状況:

通院により精神的に安定したこと、また経済的に落ち着いたことに加え、教育支援センターや子ども食堂などつながり、相談できる人が身近にできたことで、母子ともに元気をとりもどしていった。

【事例2】学校、児相と連携して本人の生きづらさを理解した関わりのための活用事例

(②児童虐待、④不登校) <SSWの配置形態:派遣型>

概要:中学生(女子)。継父、母、兄、弟2人の6人家族。小学校高学年のときに、小学校のスクールカウンセラーに継父からの性的な行為を相談したため、学校が児相に通告し、一時保護になった。自宅に戻ってからは不登校になり、中学校でも不登校が継続しているため学校が心配して、SSWに相談が入った。

支援:SSWが小学校から情報収集を行い、小学校の低学年の頃から対人関係の苦しさや、学習の苦しさもあったことがわかった。性的虐待の事案内容を含めて、本人をより理解するために、中学校(校長、教頭、担任、養護教諭、SC)、児相、SSWでケース会議を行った。①受診先の医療機関から心理的な支援の助言をもらうこと、②学校内で本人が安心できる居場所を提案すること、③学校へ登校することが辛くなったときに教育支援センターへの通室を提案すること、の3点を方針として確認し合った。

経過、改善状況:

担任の家庭訪問等で本人との信頼関係を築きながら寄り添いを行った結果、学校の相談室に登校し、数時間過ごしたり、教育支援センターに通室したりすることができるようになった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例

(①貧困対策、⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態:派遣型>

概要:小学生。特別支援学級在籍。父が受傷して入院、高次脳機能障害。退院し就労移行支援を受けている。母は軽度知的障害。これまでは父が学校の書類や対応をおこなっていた。母が仕事へ行き、父が家にいる日には、本人を学校に休ませることが多い。父は近所でも道に迷うため、家で見守りをさせている。

支援:小学校からSSWに相談。学校の懇談会にSSWが同席。母は生活費の確保に困るなど、不安を話していた。病院や市役所の手続きについては、把握していなかった。市役所、父の病院との情報共有の了解を得た。生活困窮の担当課を母に紹介した。関係機関と情報共有をおこない、情報の整理と家庭全体の把握をおこなった。学校、父の障害相談支援事業所、社会福祉協議会、病院、就労移行支援事業所とケース会議をおこなった。

経過、改善状況:

父の相談支援事業所は、本人が父の見守りをするのがないように福祉サービスの調整をおこなった。また、本人の障害

福祉サービスの利用が開始された。学校側は本人と母が書類を理解しやすくなるよう、配慮をはじめた。中学校でも支援が継続できるように中学校入学前に、小学校、中学校でケース会議を実施した。入学後すぐに父、母、本人、中学校、相談支援事業所、SSWで話し合いをおこなった。学校でできる支援や対応について話をすることで、継続した登校ができている。

【事例4】関係機関との役割分担のための活用事例

(⑪民間団体(NPO団体等)との連携、⑫教員とSSW等の役割分担) <SSWの配置形態:派遣型>

概要:小学生。母親、母方祖母との3人暮らし。両親の離婚後、母方祖母宅に転居し、本人は不登校となる。母親はパート(不定休)で就労。母方祖母が転倒による圧迫骨折で通院を開始。本人の不登校、母方祖母への支援について学校からSSWへ相談があった。

支援:教頭、養護教諭、母親と面接。母親の主訴は本人の不登校への対応、祖母の介護、経済的な問題(税金の滞納)であった。学校としては、本人のストレスや不安を出せる場所として、スクールカウンセラーとの面接、夕方登校や保健室登校の提案を行った。学校での本人の様子については、教頭、担任、養護教諭、スクールカウンセラーが主となり見守った。SSWは、母親の了解を得て、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーと情報共有を行い、支援内容について話し合った。その後、コミュニティソーシャルワーカーを母親に紹介。コミュニティソーシャルワーカーより、母方祖母のリハビリを目的とした介護保険の手続きを説明。また、税金の分割納付について納税課との調整、母親が手続きできていなかった就学援助、児童扶養手当の手続きについても案内した。本人の居場所づくりのため子ども食堂の紹介を行った。

経過、改善状況:

母親は生活面での支援者ができたことで、精神的に安定し、本人の不登校に対しても夕方登校の送迎をするなど協力する姿が見られるようになった。本人はスクールカウンセラーの面接に定期的に通うことができている。祖母の介護保険サービスの調整はケアマネージャーが行っている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 研修、講演活動 11回
- イ 訪問活動 773回(学校訪問680回 家庭訪問93回)
- ウ ケース会議 321回(教職員253回 関係機関68回)
- エ 継続支援対象児童生徒の抱える問題887件中 問題が解決394件(44.4%)、好転290件(32.7%)

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校数と広い市域に見合った人材確保と配置の工夫
- ・複雑化、多様化する問題に対応するための力量向上

<課題の原因>

- ・市内には小・中・特別支援学校合わせて104校あり、市街地の大規模校から山間部の小規模校まで様々な学校が広い市域に点在している。その上、不登校児童生徒の増加による相談件数で現状の5人ではオーバーワークになりがちである。
- ・スクールソーシャルワーカーが積極的に各学校の校内委員会に参加することで、学校が抱える様々な課題を早期対応できるようになってきた。しかし、その一つ一つの案件は様々な課題が絡み合う複雑で対応が難しいものが多くなっている。

<解決に向け実施した取組>

- ・一人が担当する学校数を減らすことができるようスクールソーシャルワーカーを1名増員する予算を確保し、採用試験を実施した。
- ・事例検討会と月1回の打合せ会でのミニ事例検討会の充実を図り、新規に対応する案件についての丁寧な協議に努めた。また、子どもたちを取り巻く課題についての見識を高めるため、外部講師を招いた研修を充実させた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・派遣型から拠点校型への移行に向けての人材確保と配置の工夫
- ・拠点校型となった場合の相談センター機能との連携についての仕組みづくり

<課題の原因>

- ・市内には小・中・特別支援学校合わせて104校あり、市街地の大規模校から山間部の小規模校まで様々な学校が広い市域に点在している。また、不登校児童生徒の大幅な増加もあり、現状の派遣型5人では手が回らなくなってきている。
- ・これまで、相談センター配置の派遣型を取っており、スクールソーシャルワーカーを中心とした連携システムであった。拠点校型になる場合、新たな仕組みづくりが必要である。

<解決に向けた取組>

- ・104校ある学校を、中学校区を基準としたブロックに分けて拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置することができるよう、予算と人材の確保を目指す。
- ・市の相談施設として、スクールソーシャルワーカーとの連携が必要な内容について整理し、新たな仕組みをつくり、混乱のない新体制への移行に努める。

豊橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市が抱える教育課題として、不登校対策があげられる。その中でも、家庭の問題や外国人児童生徒への指導については、学校だけではなかなか対応が難しい。関係機関、関係者と連携して対応できるように、学校のニーズに応じた専門機関への接続や情報交換の場の設定、ケース会議の開催など、充実した相談システムを構築し、問題の未然防止、早期発見、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

豊橋市役所と豊橋市教育会館の2か所にスクールソーシャルワーカーを配置し、一般教育相談員や外国人相談員と連携し、早期に課題解決に至るようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 正規職員2名、会計年度任用職員3名
- ・ 社会福祉士3名、うち1名保育士の資格も有する。
- ・ 資格を有していない者 2名（うち1名は外国人児童生徒教育支援コーディネーター。ブラジルの教員免許あり）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成 （ 有 ・ 無 ） ※愛知県のガイドラインを豊橋市で使用

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ 市内小中学校や関係機関、関係者との連絡・調整
（学校のニーズに応じた専門機関への紹介、情報交換会の設定、ケース会議の開催、生活サポート委員会を中心とした校内体制への支援・相談・助言、研修会の講師 など）
- ・ 校長会議で周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 生活サポート主任研修会（研修対象：生活サポート主任、研修回数：年3回、研修内容：活動事例の紹介）

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 （ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

学校教育課に配置したスクールソーシャルワーカー4名、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・ 豊橋市福祉部主催の研修が年に1～2回程度
- ・ 大学教員によるSVで年に7回
- ・ 必要に応じて月に1～2回程度

(3) 研修内容

- ・性的マイノリティに関する研修や福祉支援に関する研修。
- ・学校内での児童生徒の諸問題理解の講演と、ケース会議の持ち方を学ぶ研修
- ・実際に対応するなかで課題を感じているケースを共有・検討。また、ケース会議前にファシリテーション技術や整理すべきポイントの確認を行う研修。

(4) 特に効果のあった研修内容

③を通して、ワーカーが対応に苦慮するケースを共有・検討することで、ワーカー自身が抱える課題が明確化されるとともに、今後の具体的支援プロセスを整理できた。また、他のワーカーの視点を入れることにより、自己覚知と視点の幅を広げ、ワーカーそれぞれのスキル・資質向上につながっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有) ・ 無)

○活用方法

年 15 時間の予算で、大学教員にスーパーバイザーを依頼している。SVではスクールソーシャルワーカーが対応するなかで課題を感じているケースの検討や、スクールソーシャルワーカー主催のケース会議実施に向け、ファシリテーション技術の向上を図る研修などを実施した。

(6) 課題

若手が多い体制のなかで、SV以外の日常的な研鑽・検討に限界を感じる場面がある。また、SSW(あるいはSW)向けの研修が少なく、県内SSWが自主的に行っている研究会に参加している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の改善のための活用事例 (①貧困対策) <派遣型>

本人の不登校と保護者の養育能力の低さを主訴に、学校からの派遣依頼を受理。SSWの情報収集によって、本人の不登校の背景に、在宅で過ごす障害を抱えたきょうだいの存在があることがわかった。さらに、この状況によって保護者の就労が不安定となり、貧困状態に陥っている構造が見られた。一方で、きょうだいの面倒を自分でみたいという保護者の気持ちから、サービス利用への抵抗感も見られた。

以上の見立てから、SSWが家庭にアプローチを行い、保護者に対しては、まず利用できる手当やサービスへの手続き支援といった経済面のフォローを通して信頼関係を構築していった。保護者とSSWの信頼関係ができてきたことで、転居の際には関係機関もこの家庭の支援に入ることができた。これまでの支援経過により、保護者の受援力も高まっている。そのため家庭の生活状況も好転し、少しずつきょうだいへの障害福祉への利用についても前向きになってきている。

【事例2】身体的・心理的虐待に対する活用事例 (②児童虐待) <拠点校型>

身体的虐待・心理的虐待により要保護児童対策地域協議会にて管理されているケース。
本人は以前から発達面の特性により、学校の授業を落ち着いて受けることが難しい様子があった。愛着の課題も見られる児童だったため、学校では週に何度か1対1で勉強を見る時間をつくり、個別対応を行っていた。SSWが週に1回勤務する拠点校だったため、学校で落ち着ける居場所を増やす目的で、週に1回、1時間のSSWとの時間をつくった。本人とSSWが話をするなかで、本人が親からたたかれるという訴えがあったため、市に通告をした。同時期には主任児童委員からの怒鳴り声通告などもあり、要保護児童対策地域協議会で管理することになった。

その後も、SSWは学校で定期的に本人と面談し、家庭状況の把握を行った。学校と関係機関がこまめに情報共有を行うことで、虐待リスクを発見できる体制を整えることができた。

【事例3】登校支援のための活用事例（⑩ヤングケアラー）〈拠点校型〉

学校から最近欠席が増えている子どもがいるとSSWに相談が入る。きょうだいの面倒を見ることを理由にした遅刻も多く、学校として心配していた。

電話がつながりにくいが情報収集が必要との見立てから、学校とSSWで家庭訪問を行うと保護者と話をすることができた。そこで、保護者としても学校を休んで本人が子守りをしている状況に問題があるという自覚はあるものの、仕事のため任せるしかないという思いを抱えていることを掴んだ。また、外国籍のため、手続き等の際に言語面での障壁を感じている様子も見られた。そこで、SSWが市の就園担当部局に連絡を取り、本家庭が保育園を利用できる余地があるかリサーチをかけた。一方、家庭訪問で保護者に会える頻度は高くなかったため、民生児童委員と連携したり、手紙を届けたりして、情報が伝わるように努めた。また、本人には教員を中心に関わりをもち、本人の登校したい気持ちを認めることで、少しずつ登校の頻度が上がった。

【事例4】子どもとの関係づくりのための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）〈拠点校型〉

学校より夏休み明けから顔が見られない子がいるとSSWに相談が入る。両親や教員は欠席が多くなることで、勉強についていけなくなることを心配していた。

はじめに教員は本人の得意なテストを登校のきっかけにしてみようと家庭訪問してみたり、両親は宿題をコミュニケーションツールとして関わろうとしてみたりしたが、本人との関係づくりでうまくいかず悩んでいた。

そこでSSWは本人にとって大人からの勉強の焦りが本人としてプレッシャーになっているのではないかと見立て、勉強以外で教員や両親の関わりを強くすることを確認した。それ以降、教員とは本人の顔が直接見えなくても、壁から足だけ覗かせてみたり手だけ伸ばしものを渡してみたり本人からのアプローチがみられるようになった。本人の現状を教員と家庭訪問するなかで確認し、本人のペースに合わせた関わりに変化させた。そうする関わりから、本人の変化を家庭や学校と喜びを共有できるようになり、本人をエンパワメントできる環境にかわった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

$(\text{問題が解決(件数)} + \text{支援中で好転している(件数)}) / \text{継続支援(件数)} \times 100 = \text{効果指数}(\%)$

$(48 + 59) \div 232 \times 100 = 46.12\%$ （豊橋市の目標 40%）

- ・小学校の対応校数及び対応人数の増加

校数：17校→26校 人数：→138人

SSWとしても、学校教育課としても早期対応・未然防止を意識した表れと言える。

- ・家庭環境を主訴とするケースの割合の増加（約32%→約45%）

継続支援人数が増える中で、家庭環境を主課題とするケースの割合が顕著に増加

不登校支援から、幅広い福祉的支援への活用のための支援依頼が増加したともとらえられる。

- ・児童家庭福祉以外の関係機関との連携の増加

医療機関や保健分野、障害福祉など、こども若者総合相談支援センター・児相以外の機関とSSWが連携を図るようになった成果といえる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ケースへの対応をスピーディに行うことが難しくなりつつある。

<課題の原因>

S S Wの増員がかなわず、一人が抱えるケースは増えている。

<解決に向け実施した取組>

- ・ S S Wの増員
- ・ S Vや自己研さんにより各自のスキルアップを図ることで、より多くのケースの支援に入り、効果を上げられるようにしていく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・家庭が抱える問題が複雑化しているため、ケースに丁寧に向き合う必要がある。市内74校に対応するためには、S S W4名では困難である。
- ・ S S Wの有効性が周知されてきているものの、中にはS S Wの活用の仕方を十分に理解していない学校がある。

<課題の原因>

- ・社会福祉士といった福祉に関する免許を取得している人材確保が困難。増員が困難。
- ・活用例の周知不足。

<解決に向けた取組>

- ・国や県に対して、福祉に関する免許を有するS S Wの全校配置を要望。
- ・校長会議や担当者研修会において、事例を紹介。

一宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、学校生活における悩みなど児童生徒が抱える様々な問題に対して、彼らを取り巻く様々な環境に働きかけて問題の解決を目指し、彼ら一人ひとりの生活の質を向上させるためにSSWを配置する。SSWは児童生徒や保護者、学校関係者との面談のほか、児童生徒と家庭が必要とする支援の実現に向けて関係機関等と連携・調整を進め、問題解決を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

前年度に市内小中学校に対してSSWの配置に関する希望調査を実施し、拠点校を決めている。重点的な配置によってSSWが学校でのソーシャルワークを丁寧に展開できるようになったほか、拠点校以外からSSWへの応援要請があった場合にも、拠点校から近隣校へとすぐにSSWを派遣することができている。加えて令和2年度からは学校とSSWとのオンライン面談方式を取り入れ、切れ目のない支援を目指した。

SSWの採用では、ソーシャルワークの価値・倫理・知識・技術を基盤に活動できる人材を確保するために、社会福祉士の資格を有する者を採用している。また、ソーシャルワークの場が学校であることを考慮し、学校や教育について専門的な知識を有する教員経験者（校長経験者等）も採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数・資格 5名（社会福祉士4名、教員免許1名）
- ・勤務形態 正規職員1名（社会福祉士）
会計年度任用職員4名（1日7時間、週5日間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSW活動プランを作成し、年度当初の教頭会にて資料を配付している。活動プランには活動の方針や配置体制とその意図、拠点校と拠点校以外での想定される活動を掲載することで、SSWの具体的な活動と活用方法についてイメージしやすくなるよう工夫している。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・各拠点校において校内研修を実施し、SSWの役割や視点、活動内容について周知している。
- ・生徒指導主事者会の中で、SSWの活動や視点について事例をもとに研修を実施している。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

- ・教職員を対象にしたSSWによるオンライン面談を実施。

※SSWによる「カウンセリング」は実施していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 スクールソーシャルワーカー 5名

（2）研修回数（頻度） 年42回（月2回程度の定例会議および新年度・夏季休業期間を利用した研修）

（3）研修内容 事例をもとにしたピアスーパービジョンやソーシャルワークの価値・知識・技術に関する研修、学校や教育の理解、多職種連携の理解や方法の検討

（4）特に効果のあった研修内容 事例をもとにしたピアスーパービジョン

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）・無）

○活用方法

年12回実施。事例をもとにしたアセスメントや動き方についてのスーパービジョンや、学校・地域アセスメントをもとにした活動戦略、事業や配置体制についてのスーパービジョンを行う。

(6) 課題

- ・SSWの資質向上のため、研修およびスーパービジョンの機会を確保していくこと。
- ・他機関や多職種との研修機会を設けること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】本人の不登校、校内での暴力行為等に対する活用事例（②児童虐待、④不登校、⑤暴力行為、⑥非行・不良行為）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学2年男子。夜間徘徊や喫煙があり、不登校傾向があった。時々学校に登校するものの教職員の指導に反発し、暴力的なふるまいが見られた。本人は過去に、父親から暴力を振るわれた経験があった。

学校から相談依頼を受けたSSWは、本人と面談や交流を継続的に実施した。本人と関係を構築するとともに、本人の学校に対する思いや生きづらさを聞き取った。それをSSWから教員に代弁し、校内での支援の輪を広げていった。同時に、校内でのケース会議を定期的に変更した。SSWは教員の疲弊感に寄り添いながらも、本人・家族についてソーシャルワークの視点に基づいた見立てを伝え、教員と校内でできる支援を検討した。さらに、母親を支援している地域の社会資源と連携を図り、学校と地域で互いの強みを活かしながら、子ども・家庭へ働きかけを行うよう調整した。

現在、本人は少しずつ登校日数が増えている。本人ができる作業を信頼できる教員やSSWと一緒に取り組む中で、自らを肯定的に捉える言葉が聞かれている。教員との関係は少しずつ改善され、教員への暴力的な態度はなくなっている。

【事例2】校内における生活環境改善のための活用事例（⑧その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学4年男子。1・2年生の頃は学校を休みがちであったが、現在は登校が安定し、学校の中で特に心配な様子は見られない。しかし、学校に安定して登校できるようになってから、家で突然大声を出したり、家の中を走り回ったりする行動が見られるようになった。その対応で母親が疲弊していると、母親から学校に相談があった。

SSWは学校からの支援要請を受け、本人・保護者それぞれと面談を実施し、現在の状況や生活の困り感を把握した。その過程で、授業中じっとしていることが苦痛であること、そのイライラを家庭の中で発散していること、家での行動で家族に迷惑をかけていると思っているが、どうしてよいか分からないことが把握できた。そこで「学校生活での居心地をよくする方法」を考えるために、本人、母親、担任、SSWで定期的にケース会議を開催した。本人の困り感について、学校としてできること、家庭でできること、本人自身ができることを話し合いながら、学校・家庭の生活環境の調整を行った。

ケース会議を通して、学校の中において、本人の苦痛が軽減され、家庭の中で、発散する必要性が少なくなっていく。母親は少しずつ余裕が生まれ、本人と「楽しい会話」をする機会が増えた。校内ではこのケース会議を通して、支援過程に本人自身が参画することの効果を感じられ、他のケースにおいても本人の参画が検討されるようになった。

【事例3】不登校やヤングケアラーの背景にある生活課題に対する活用事例（①貧困対策、④不登校、⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学2年女子。中学校入学を機に不登校となり、1日も登校できていない。きょうだいが多く、本人は日中弟・妹の面倒を見ている。また母親の体調が悪い時には病院に付き添うことも多い。学校の中では、きょうだいや母親の面倒を見るために不登校になっていること、母親への指導の必要性が考えられていた。

SSWは家庭訪問を通して、本人や母親と関係を構築するとともに、本人・母親の了承を得て、この家庭を支える多職種（小学校や保育園、保健師、福祉事務所）と連携を図り、それぞれの機関・専門職から見える家族の状況を把握した。その中で、家族が地域での孤立や、貧困の課題を抱えていること、単純に母親にだけ原因を求めて指導をしても解決は難しいことを確認した。それを校内で共有し、中学校が本人にどのようにアプローチをするのか検討した。SSWは家庭訪問を通して母親に寄り添い、子育てや生活の困り感について、母親と協力し、また多職種と連携し、改善を目指していった。

学校の中ではこれまで、多職種の存在が見えず、「家族が変化しないから本人への支援が難しい」と捉えていた。しかし、家族に関わる多職種の存在が可視化されることで、学校の役割が明確になり、本人への働きかけに焦点を当てることできるようになった。現在も安定した登校には至っていないが、夕方に登校し勉強をするなど、本人は学校に目が向くようになっている。

【事例4】夕方登校をする生徒に対するオンライン面談の活用事例（④不登校、⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学1年女子。小6の2学期に入院後、退院をしても不登校となる。学校の働きかけで夕方に母親や歳の離れた姉と共に夕方に登校することができるようになる。しかし、夕方登校から日中の登校につながらないこと、本人の思いを十分に聞けないことから支援の停滞感を学校は感じていた。SSWは学校から教員とは違う視点でアドバイスが欲しいと依頼を受ける。SSWはオンラインで担任・教頭と面談を行う。オンラインを活用したのは、①物理的な距離を取ることで俯瞰的に本人・家族を見ることができ、②SSWに対しての相談依頼のハードルを軽減することを目的とした。

オンライン面談において、SSWは担任や教頭の話ホワイトボードに整理し可視化した。加えて、エコマップ・成育歴を整理し、現在の本人・家族の強みや困り感の背景にある生活課題の見立てを伝えた。また「夕方登校しかできない」という相談に対して「なぜ夕方登校できているのか」という視点から担任・教頭と話し合いをした。結果、本人・家族だけでなく、学校が持つ強みを参加者で確認をし、それぞれの強みを活かした支援を考えることができた。

オンライン面談をもとに、学校はこれまでの夕方登校を継続するとともに、そこで本人・家族が自己肯定感を高める働きかけを行った。学校の職員と本人・家族が関係を深める中で、母親が福祉的なニーズを表出するようになった。SSWは学校と連携し、支援を実施した。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度における支援人数は右の通りである。

拠点校の中では、日常的な情報共有やアウトリーチを通して、いじめ・不登校等の未然防止の機能をSSWが担うことができた。拠点校以外の学校においては、オンラインを活用した面談を実施した。ホワイトボードを用いて、ケースの見立てを丁寧に行うことができた。

学校種	支援人数(人)	
		内 継続人数
小学校	174	109
中学校	128	68
合計	302	187

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
昨年度記載なし

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

相談ケース数が多く、一つひとつのケースへ丁寧に対応をしていくことが難しくなっている。

＜課題の原因＞

SSW活用に対する理解が広がっていくとともに、相談件数が増加している。しかし、SSWの数が市内61校に対して5名と少なく、SSW一人あたりの対応ケース数が多くなっている。

＜解決に向けた取組＞

SSWを増員し、より丁寧に活動を行うとともに、ケース会議やオンライン面談を実施することで、共通の見立てにより、支援の方向性や方法を明確にして活動していく。

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 定期的派遣（前年度に申請のあった学校に配置）※令和3年度は30校
- ・ 事案対応派遣（校長が依頼したもので事務局が必要と認めるものについて派遣を行う）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：スクールソーシャルワーカー17名（内1名チーフスクールソーシャルワーカー）
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名
- ・ 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、公認心理師、臨床心理士、保育士、特別支援教育士、准看護師、学校心理士
- ・ 勤務形態：原則として1校につき週1回、1日6時間以内、年間240時間以内

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ 『スクールソーシャルワーカーの活用について』等を作成し、活用のねらいや職務内容などを連絡会にて、スクールソーシャルワーカーや配置校に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

新規配置校には、配置SSWを中心にチーフや指導主事がフォローしながら校内研修を実施。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー、チーフスクールソーシャルワーカー、
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年間12回（月に1回）

（3）研修内容

- ・ 事業についての市の方針、目的等の共有 ・ ケース検討会 ・ 定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・ 教職員対象の不登校対応研修に参加 ・ 関係機関マップ作成
- ・ 児童福祉部局、コミュニティーソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報交流会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 事例検討会…実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行っている。
- ・ 交流会…コミュニティーソーシャルワーカー等福祉部局と円滑な連携を図るため、情報交流を行った。
…スクールカウンセラーとの連携を深めるために、共に関わった事例紹介や情報交流を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- ・ 実践、事例検討における指導と助言 ・ ケース会議参観における助言 ・ 困難事案に対する助言、対応

（6）課題

- ・ 市長部局、他機関連携方法などの研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上保つための研修内容を考えていくこと。
- ・ 教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：単独校型＞

○不登校児童Aの対応について

母親を交えて定期的にケース会議を行いSSWが参加した。SSWが見立てを行い、学校と保護者が同じ目標を共有することで、手立て、支援についてそれぞれの役割を明確にすることができ、効果的な対応をすることができた。その結果、児童の登校状況は大きく改善した。今後、中学校に向けての話し合いを行い、準備を進めていく。

○行き渋り児童Bの対応について

母親を交えて定期的にケース会議を行いSSWが参加した。SSWとともに聞き取りの中でBの見立てを行い、手立てを考えた。校内がチームとなることができることを確認しあい、実践してきた。その結果、母親一人で課題を抱え、悩んでいる状況を改善することができた。

【事例2】貧困対策・不登校のための活用事例（①貧困対策・④不登校）＜SSWの配置形態：単独校型＞

①貧困対策について：

SSWが、家庭環境について福祉事務所へ問い合わせを行い、ケアワーカーから家族の近況や変化などの情報の詳細を聞き取ることができた。その内容を校内での会議等で情報共有し、学校で把握していた情報と照らし合わせ、重層的に児童や家庭の状況を理解することができた。

④不登校について：

会議等での情報をもとに、SSWが校内担当者とともに家庭訪問を行い、児童本人及び保護者との対話を通じて信頼関係を築きながら、登校に向けた課題点の具体的な改善方法を提案し、取り組むことができた。また、保護者の来校時（児童の遅刻時の付添など）にも声掛けを行い、継続的に取り組むことができた。

【事例3】児童虐待のための活用事例（⑨性的な被害）＜SSWの配置形態：単独校型＞

○担任が女子児童より家庭での父からの性的虐待を受けたとの報告を受ける。

- ・早速校内で協議し、こども相談課に連絡。翌日にこども相談課と子ども家庭センターの職員が来校し、女子児童から聞き取りを行う。その後、女子児童が一時保護を強く拒否したので、学校に母親を呼び、子ども家庭センターより指導を行う。
- ・その後、女子児童から「家に帰りたくない」という訴えが頻繁に聞かれるようになったので、担任と児生加配で家庭訪問を行うが、時間が合わず、母親とは話せなかった。

○一学期には見られなかった発言という事もあり、SSWの提案により児生加配主体でケース会議を行う。

- ・ケース会議のメンバーとして担任、管理職、養護教諭、支援担、SSW、児生加配が参加した。
- ・SSWより、今回共有した情報をこども相談課、子ども家庭センターにも伝え、こども相談課から子ども家庭センターに家庭訪問などの対応をとってもらふ要請すべきだと指摘を受ける。
- ・SSWより、時系列に則ったAの情報が必要であるという旨の指摘を受けたので1～2週間ほどの聞き取った情報をまとめ、管理職より子家相へ直接出向いてわたしてもらふ。

SSWからの的確な指示が得られ、適切な対応を取れたことにより、学校として円滑かつ迅速な対応が行えた。

【事例4】校内SSW連絡会の活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：単独校型＞

月に一回の連絡会を新設した。いじめ対策会議とは別にSSW、管理職二名、養護教諭、生指、各学年から一人の出席者でそれぞれの学年で起こった事案の共有をした。その場でSSWが知っている情報やいじめにあたるかどうか、事案に対する手立てのアドバイスをいただけた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

前年度と比べ、支援件数が479件、解消件数が33件増加。支援解消率についても複数の項目で増加が見られ、特に結果が見られたのは、「いじめ、暴力行為、非行等の問題行動」で56%⇒64%だった。昨年度は課題として同項目の数値が低下していたが、今回数値改善された。要因の一つとして、SSWへの「いじめ対応への研修」等、適切な対応・理解を推進したことが考えられる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

「いじめ、暴力行為、非行等の問題行動」における支援解消率が前年度に比べ低下している。（73%⇒56%）

<課題の原因>

各学校でのいじめの認知が増加したことで件数自体が多くなっているが、ケースが複雑化・長期化しているため解消まで至りにくい。

<解決に向け実施した取組>

解消に向けたケース会議の持ち方などの研修を行った。

いじめに関する市教委担当係との連携を深め、解消に向け協議を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

関係機関によっては、連携が円滑に行えない。

<課題の原因>

- ・勤めるSSWの内、大半が本市経験3年以内であり、本市リソースの把握ができていないこと。
- ・近年の本市SSW拡充に伴って、関係機関からのSSWに関する理解が進んでいないこと。
- ・関係機関連携をする上の、SSWが活用指標とするガイドライン等がないため、手段がわからないこと。

<解決に向けた取組>

- ・チームを中心に、SSWの育成を行い、本市リソースの把握や連携スキルの向上をめざす。
- ・関係機関との交流会を実施し、円滑な相互連携について協議を行う。
- ・事務局を中心に関係機関連携ガイドラインを策定し、SSWの連携を支援する。

高槻市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等は教育上の大きな課題となっている。こうした児童生徒の問題行動等の背景では、児童生徒の心の課題のみならず、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているため、学校だけの取組では解決が難しいケースが存在する。そこで、学校の枠を超えて、関係機関等との連携を強化し、社会福祉士等の専門的な知識やスキルを活用しながら、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーターとして、学校や児童生徒を支援すること。

（2）配置・採用計画上の工夫

【配置】 教育委員会に配置

【採用等】 市の非常勤職員として採用し、市の関係機関との組織的な対応の強化を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 3名

【資格】 社会福祉士、社会福祉主事任用資格、幼稚園教諭2種免許

【勤務形態】 週4回、週29時間（1日あたり7時間15分）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

【活動方針等】

- （1）学校における生徒指導体制、支援体制の充実（関係機関とのコーディネート機能の充実）
- （2）福祉的視点をいかした教職員に対する支援、コンサルテーション、情報提供
- （3）関係機関とのネットワークの構築
- （4）問題を抱えている児童生徒が置かれている環境へのアプローチ
- （5）中学校区の担当SSWの紹介
- （6）中学校区のSCとの情報共有、連携

【周知方法】

校長会、教頭会、小中生徒指導担当者連絡会等で活動方針や勤務形態の説明とSSWの紹介

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導及び教育相談担当教員（生徒指導担等）や要保護児童生徒の担任等を対象とした研修の実施。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

高槻市スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数（頻度）

- ・ 市のSV研修（1回／月）
- ・ 市内の社会福祉士等で構成する研修会（2回／年）
- ・ 府のSSW養成研修（7回／年）
- ・ 府の課題別研修（4回／年）
- ・ 高槻市SC・SSW連絡協議会（2回／年）

(3) 研修内容

- ・ 市のSV研修の中で、各SSWが対応しているケースの検討と交流
- ・ 市内の社会福祉士として採用された職員を中心に、福祉関係に所属する社会福祉士の知識と技術の向上により専門性を高めるための合同勉強会に参加している。
- ・ 府のSSW養成研修や課題別研修で、「児童虐待」「いじめ」「貧困」「発達障がい」等をテーマに講義、グループワーク、ケース会議の進め方のロールプレイ

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ SSW個人で対応が困難な事例も、SVによるスーパーバイズを受けることで、学校でのチーム体制の構築、関係機関との連携がスムーズになり、解決や好転に近づくプランニングまで行うことができた。そのことにより、学校に対してよりよい支援を行うことができた。
- ・ 府のSSW研修では、実践的なテーマについて、SV及びチーフSSWによる講義やグループワーク等を通じて、SSWに求められる役割について認識を深めることができた。
- ・ 実践交流等から、SSWとして児童生徒への支援や健全な育成のために必要な力を具体的に理解することができた。
- ・ 市内の社会福祉士等で構成する研修会では福祉関係法の制度、各関係課の事業の理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

困難な事案に対してのスーパーバイズ、直接支援や月1～2回のSV会議での指導助言

(6) 課題

- ・ SSWの知識や技術をさらに向上させるための研修プログラムの検討
- ・ より効果的なスーパーバイズの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】母の孤立と虐待防止、育児・家庭支援に関する活用事例（②児童虐待、④不登校）

<SSWの配置形態：派遣型>

父親が単身赴任、母親と本児、園児の3人の生活。入学当初から遅刻・欠席の多い本児への支援を検討するため、SSW派遣に至る。

●SSWの関わり

①校内で情報共有、学校での母親面談で家庭状況を把握。母親は家事ができず、各支払いも滞っており、父親は現状を把握していない様子。母親は療育手帳取得。言い聞かせるために子ども達に暴言・暴力で解決。子どもの気持ちに寄り添う余裕もなく、孤立状態。

②校内で支援プランを作成。障がい福祉課で、母親の相談支援事業者を依頼、家事・育児支援のため訪問介護の利用申請を行う。母親の気持ち理解のために、母親の主治医・支援機関との連携を強化。父親へのアプローチと虐待防止のため、児童家庭相談事務所に母親をつなぐ。学校は、本児と関係構築し安心できる居場所を作った。

●その後の経過

支援機関との連携により、家庭のSOSをキャッチし、母親は家事・育児の相談ができ、子ども達と楽しく過ごせる時間が増えた。本児は、学校で安心できる関係と居場所ができ、登校状況が改善。現在は各機関から父へ、いいエピソードを伝えるアプローチを引き続き行っている。

【事例2】ヤングケアラーについて要対協連携を活用した事例（②児童虐待⑩ヤングケアラー④不登校）

<SSWの配置形態：派遣型>

母親、本児の二人暮らし。本児が母の通院に付き添い、欠席が増えている。

●SSWの関わり

①ヤングケアラーの可能性があり、SSWの派遣、校内ケース会議に参加した。ヤングケアラーの疑いで児童家庭相談事務所と情報共有。過去にも養育ネグレクトでの通告歴があり、母は精神保健福祉手帳取得、現在も訪問看護・訪問介護を利用しているのがわかった。生活保護を受給中。

②虐待防止（ヤングケアラー）の為、要対協連携ケース会議を設定。母親が本児に通院同行させている要因や家庭状況をアセスメントし、「通院同行と家庭支援を支援機関から提案する」等、目標設定と役割分担を行った。学校は本児の変化を見守り、本児自身が登校意欲を持てるようにエンパワメント。母へは様子を伺うアプローチをプランニング。

●その後の経過

本児が通院同行することはなく、登校状況が改善。母親は支援機関との関係を深めることができた。

【事例3】母子家庭への相談支援と福祉的支援に関する活用事例（⑥非行・不良行為、⑧発達障害）

<SSWの配置形態：派遣型>

①家庭環境…母、本人(小6男児)、弟(小4)

②経過…R2.7月、本児の家出で警察に保護され虐待が発覚、一時保護される。その後、家庭引き取りとなったが、家からの金銭持ち出しが度々あり、母からの暴力はないものの対応に苦慮していた。R3年夏休み中に兄弟で母のお金を盗っていたことや、嘘が発覚し、SSWが母との面談で課題解決に向けた取り組みを考えていく事になった。

●SSWの関わり

①9月に第1回目の母との面談。母は本児がお金を盗ること、嘘をつくことに困っている。またかわいいと思えないと言う。母の気持ちを受容的に聞くことと、福祉的な手立てを提案することを目的に継続して面談をしていく事にする。

②本児は支援学級に入級しているが、発達障害の診断はしていないことから、病院受診を勧める。また選択肢とし

て教育相談も紹介する。

- ③これまでの家庭内の状況話をもらい、遊びを通して母子の関係性の再構築を試みてもらうようお願いする。
- ④母は仕事の都合で土日出勤があり、その間の兄弟の行動を不安に思っていることを受け、本児に家以外の居場所を提供し、小集団での体験を通して成長を促すことを目的として、放課後等ディサービスの利用を提案。関係機関に連絡を取り、手続きを進めた。

●その後の経過

- ①母が心配していた修学旅行での金銭管理のことを学校に伝え、全体の取り組みを通してトラブルなく参加できた。
- ②家庭での母のかかわりが変化し、家からの金銭持ち出しが起こらなくなった。
- ③冬休み明けに放課後等ディサービスの見学に行き、利用をスタート。本人も気に入った様子で通所している。
- ④病院受診は予約の日がちがわず叶わなかったが、問題行動がなくなったことで一旦様子見となる。

【事例4】不登校児童を支援するために関係機関と連携を図った活用事例（④不登校、①貧困対策、⑧発達障害）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

父母の離婚により、母子世帯となり生保受給開始。転居をしなければならなくなり、転校を余儀なくされる。これまで在籍していた学校でも不登校状態。本人が知的な遅れ(療育手帳 B1)、兄は身体障害と知的障害で作業所に通所。訪問看護を受けている。

- ①家庭環境…父（離婚後別居も援助はあり）、母（養育能力低く支援が必要）、本人、兄
- ②経過…転校前の学校では、放課後等ディサービスや相談機関との連携で情報共有し、登校支援の体制を作っていた。母と学校の関係性も良かったが、転校後も継続的な支援は不可欠だったため、転校前にケース会議を両校の職員参加で開き、丁寧な引継ぎを行なった。

●SSWの関わり

- ①転校前に母との顔つなぎをしてもらい、母の困りごとに対し、相談をいつでもできるようにした。
- ②転校後のモニタリング、外部関係機関の情報収集。

●その後の経過

- ①転校後も登校支援を学校内で継続して行った。
 - ②放課後等ディサービスにも定期的に様子を聞き、長期休みなどの見守りができた。
- 本児の登校は毎日ではなく遅刻もするが、長欠にはならずに登校できている。

【事例5】不登校児童を支援するために関係機関と連携を図った活用事例（④不登校）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ①家庭環境・・・父 母 本児 園児の4人暮らし。
- ②経緯・・・本児は就学前から登園をできなかった様子が見られ小学校入学してからも不登校で、母は本児の養育のしんどさや困り感があるため学校からSSWに派遣依頼が入り、SSWは学校訪問をしてから母と面談することになる。本児は発達課題があるため母に思いが伝わらないと手を出すようになり問題行動をするようになったため母のしんどさや困り感が次第に増すようになった。このまま不登校ではないか等不安があり、母の思いに寄り添いながら面談を行なった。母は本児が通院されているためSSWとMSWは情報共有をしながら関係機関と連携を図り支援体制を構築している。

●SSWの関わり

- ①母の養育のしんどさなど気持ちに寄り添い定期的に面談をしながら信頼関係を構築する。
- ②支援学級担任・学級担任とSSWは母と本児の様子など状況確認をして情報共有をした。
- ③学校での今までの状況、本児の様子、家庭での様子、関係機関等の状況確認と課題整理をする。
- ④母は本児が医療に通院しているためMSWとSSWは情報共有をさせていただきながら関係機関とのケース会議が

あり共通理解と関係調整を行い支援体制を構築した。

⑤ケース会議後は関係機関との方向性の確認を行い今後の対応について検討した。

●その後の経過

① 学校が母と本児に定期的に家庭訪問と連絡をしながら関係を構築できていった。

②SSW が母と定期的な面談を行いながら母の思いを受けとめることで不安が軽減され、本児の様子など医療と関係機関と情報共有し確認することができた。

③ケース会議を行い関係機関で情報共有を行いながら学校・医療・福祉との連携を図ることができ支援体制を構築することができた。

ケース会議後は関係機関と情報共有し方向性を確認できたことで、学校とSSW が本児と母との関係や支援についてさらに検討し対応していくことができるようになった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

小学校での配置型から、派遣型に変更して5年目となる。市職員として活動することで、子育て総合支援センター、社会福祉協議会、市の関係諸機関等との連携がスムーズに行えている。総支援件数についても、令和2年度の4885件から令和3年度は4987件と増加している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SSWが行うべき援助活動と学校が求める支援が一致しない場合がある。

<課題の原因>

学校現場におけるSSWに対する認知は広がりつつあるが、その役割に対する認知がまだ十分でないことが原因として考えられる。

<解決に向け実施した取組>

SSWの役割を周知するための研修等を実施する。また、市の生徒指導担当者連絡会などでSSWの役割について周知する機会を設ける。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクールソーシャルワーカーと学校、関係機関とのより一層の連携強化。

<課題の原因>

長引くコロナ禍の影響が、児童生徒の抱えるストレスを増大させ、新たな不登校や、その他様々な学校問題事象の原因となっていることが推察される。学校におけるスクールカウンセラーによる心理的な支援や、スクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援への接続の必要性が、今後、より一層増していくことが予想されるから。

<解決に向けた取組>

各校生徒指導担当者を対象とした連絡会を行い、スクールソーシャルワーカーの役割や活用事例について周知し、学校が、スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、より効果的な活用ができるよう努める。

枚方市子ども未来部 子ども相談課

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして採用している。
- ・中学校区からの申請に基づき、6中学校区に1名ずつSSWを配置し、各中学校区の中学校または小学校を拠点校とし、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、他の小中学校からの要請により、SSWの派遣を行う。
- ・拠点校以外の学校（各SSWの担当校）を学期に1回程度巡回訪問を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：SSWSV4名、SSW6名
- ・資格：社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許・公認心理士
- ・勤務形態：SSWSVは4名の合計時間が年間144時間

SSWは週3日（3名）または週4日（3名）勤務（1日7.75時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

SSWが拠点として配置している学校（拠点校）において活動の目的等を記した実施要項を示すとともに、SSW担当指導主事や職員が学校に出向き説明を実施した。また、SSWSVが個別のスーパービジョンを拠点校で実施する際に拠点校の教職員に対してSSWの活用や「チーム学校についての説明を行った。また、SSWを配置する拠点校以外においては、1学期に全ての学校へSSW担当指導主事や職員とともに、SSWの活動について説明を実施した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWの活用について校長会等で周知するとともに、小中学校の生徒指導担当教員向けに研修を実施した。拠点校については、SSWSVが1学期中に研修を実施し、SSWを活用した校内支援体制の充実などの研修を実施した。その他にも、研修の依頼のあった学校へSSWを派遣し、SSWについての研修を複数回実施した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW

（2）研修回数（頻度）

- ・枚方市SSW連絡会（年間4回）
- ・大阪府SSW育成支援研修（年間6回）
- ・SSWSVによる事例検討（月に1回）、その他SSWSVによる各種研修（年間5回程度）
- ・関係機関や市職員による研修（年間5回程度）

(3) 研修内容

- ・ S S Wとは。学校における S S Wの役割。
- ・ いじめ、不登校、暴力行為等における S S Wの役割
- ・ 関係機関の紹介。サービス（市の条例やコンプライアンス、法令の遵守）について。

(4) 特に効果のあった研修内容

・ 今年度より市教育委員会から市長部局へ S S Wの事業が移管されたため、活動形態も変わり S S Wも一新され、全員が S S W経験のない一年目の方ばかりとなった。そのため、最初の意識の統一という意味でも、S S W S Vから研修していただいた「S S Wの役割」については S S W、S S W担当指導主事、S S W担当職員がしっかりと意識の共有ができたため、年間を通して活動がしやすかった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置 (有 ・ 無)

○ 活用方法

- ・ S S Wへの指導・助言及び研修。
- ・ 支援を要する児童・生徒に関する情報共有や支援方針の確認等を行う会議等への参加。
- ・ S S W活用事業に関する助言。

(6) 課題

- ・ S S W S Vの活用時間が4人で144時間とされているため、予定していた時間を超えるとその後のスケジュールの調整を行わなければならない。
- ・ S S W S Vが多忙なため、年間を通しての予定が立てられず、学校との調整も難しいため工夫が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <拠点校型 (貧困対策の重点配置) >

6月に離婚。一学期途中より欠席が増え始める。離婚に伴う家探し、引っ越しなど。家庭環境なども大幅に変化。母子関係の結びつきが強く、役所の手続きなどに本人を連れていくため欠席することもあった。担任は家庭訪問を続け、二学期は手紙を届け、玄関で話をするをつづけ、三学期からは、電話連絡で登校を促すと夕方に登校するようになってきた。2月、3月は毎日の電話連絡と週一回の夕方登校というペースになってきている。

【S S Wの活用】

- 担任・S S Wで家庭訪問 (7～8回程度 S S W単独での家庭訪問も1度)
- ・ 本人の思い確認・保護者および家庭環境アセスメント、担任と不登校背景のアセスメント共有とプランニング、助言
- ・ 家庭環境の把握から就学援助の学校長委任にむけて、担任・事務職員とも情報共有と役割確認を行った。

【機関連携】

- ・ D Vセンター担当者と情報共有を行い、家庭環境の把握と支援プランの共有、役割確認

【事例2】 児童虐待のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、④不登校) <拠点校型>

週に1回、事案が起ってからではなく未然防止・予防として、気になる生徒について話をする時間としてケース会議を行い、福祉の視点から助言、アドバイスをいただいた。教員同士では気づいていなかったことに気づくきっかけとなるようなアドバイスもあり、関係機関に繋げることになったケースもあった。

実際の生徒への関わりは教員がしていく中で、福祉という教員とは別の視点でご意見をいただくことは非常に参考となり助かった。また、「福祉の制度」を利用することを学校側が紹介していいのか判断に困ることも、S S Wから紹介してもらうことでリスクを避けることができる。残念ながら、保護者とS S Wを繋げるまで至らなかったが、学校側ができることを保護者に提示することができた。

また、放課後には生徒支援交流学年会を行い、ケース会議の内容や、ケース会議をしていない生徒の気になる様子や支援につ

いて情報共有する機会を設け、そこにSSWにも参加していただき助言・アドバイスをいただいた。

【事例3】性的な被害のための活用事例（②児童虐待、⑨性的な被害）〈拠点校型〉

父親からの性的虐待の疑いのある中学女子生徒についてのケース会議にSSWにも参加していただいた。本人が教師との会話の中で「身体に触られることがある」等の話をすることがあったため、家庭児童相談担当課の連携のなかで、SSW・家庭児童相談担当・担任・生徒指導主事・校長・教頭による機関連携のケース会議を実施した。その中で、家庭児童相談担当が家庭訪問をして、父親と面談することが出来、父親に対して注意を促した。

学校としては、今後も見守りを続けていくことになっている。

【事例4】教員とSSW等の役割分担のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）〈拠点校型〉

ケース会議、情報共有のあり方（チーム学校）

勤務日に教室を巡回していただき、SSWが気になった児童（事前に担任から、気になる児童を伝えている場合もある）の様子を観察していただいたり、個別対応もしていただいた。また、クラス担任や支援担任と相談、連携を積極的にしていただき、個別の情報の共有が行えただけでなく、多角的な視点でのアドバイスもいただけた。

ケース会議において、会議全体の進行を担当していただき、スムーズな会議となった。さらに、外部機関の紹介を兼ねた職員研修も開催していただき、保護者の困り感に寄り添った対応例や関係機関の知識が増え、職員の安心材料となった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・令和3年度よりSSW活用事業が市教育委員会から市長部局へ移管されたことにより、SSWの活動日数が週に1日から週に3日、または4日に増えた。また、活動時間が1日6時間だったのに対し7.75時間のフルタイムでの活動となり1日を通して児童・生徒や教職員との関わりが増えた。

そのため、これまで派遣要請の連絡がきてもすぐに対応することが難しく、担当しているSSWではないSSWが行くことも度々あったが、担当しているSSWが勤務の中でスケジュールを調整し、早期対応が可能になった。また、今年度から拠点校以外の担当校にも、巡回による訪問を学期に1回程度訪問し、児童生徒の行動観察やケース会議への参加、児童生徒・保護者との面談や家庭訪問、教職員への研修など、幅広い活動が可能になり、SSWという専門職への認知も高まった。

その結果、令和2年度の支援対象児童生徒数が378人（うち継続者数275人）だったのに対して、今年度は支援対象児童生徒数が884人（うち継続者数411人）と大幅に支援対象者が増やすことができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

- 1) ソーシャルワーク提供体制の継続性
- 2) ソーシャルワーク提供体制の脆弱性

〈課題の原因〉

- 1) 子どもやその家庭に支援を届ける部局が、就学前（市長部局：福祉部局）と就学後（教育委員会：小中学校）と代わることで、切れ目のない支援が困難である。
- 2) SSWの体制が週1回6時間の勤務（現行9名）

〈解決に向け実施した取組〉

- 1) 就学前・就学後の支援の継続性の確保・連携強化を図る観点からスクールソーシャルワーカー活用事業を市長部局へ移管（補助執行）した。
- 2) 週3～4回7.75時間6名の体制にし、子ども・家庭への直接的・継続的支援の強化を図り、学校からの要請に対応しやすい環境を整えた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 1) 拠点校における組織体制の構築
- 2) 支援ネットワークの構築

<課題の原因>

- 1) 毎年拠点校が変わり、また、拠点校への出勤が週に1回程度のため、直接的な支援が難しい。そして、校内のいじめ・不登校等の生徒指導などの重要な分掌や会議等になかなか参加することができない。
- 2) 拠点校での活動や派遣要請、巡回訪問等を実施していたが、SSWが全員1年目ということもあり、目の前の業務に追われ、支援ネットワークが構築できなかった。

<解決に向けた取組>

- 1) 拠点校の複数年設置を計画し、また、拠点校への出勤日数を週に1日ではなく、複数日設けるようにしていく。そして、拠点校が決まったときに、SSWの校内への位置づけを明確にするように管理職やSSW担当職員と話す場を設ける。
- 2) SCやCSWと顔の見える関係づくりを構築するため、連絡会等に参加させていただく。また、その他の関係機関においても施設見学やお話できる機会を積極的に設けることにより、関係構築を図っていく。

東大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えている。子どもの些細な変化やSOSを見逃すことなく早期発見・早期対応を行う必要があり、その上で関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、環境改善を図る必要がある。そのため、東大阪市ではSSWを小学校に継続的に拠点校配置することで、中学校区の学校園での相談対応や、ケース会議における福祉の視点からのアセスメント、教職員等への研修などを実施し、園児児童生徒・保護者への支援体制の充実を図ることを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、希望する小学校より提出された「令和3年度SSW活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校12校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：12名

資格：社会福祉士11名、精神保健福祉士4名、学校心理士1名、公認心理師1名、教員免許状4名、通訳案内士（韓国語）1名、介護支援専門員1名

勤務形態

「拠点校活用」：週2回勤務、1回6時間の年間840回の活用（年間70回×12校）

「派遣活用」：市教委が学校からの派遣依頼を受け、1回3時間を基本とし、年間100回の活用

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

・市教委策定の「小学校におけるSSW拠点校方針」を全小学校へ送付し、拠点校申請募集を実施

○ガイドラインの内容、周知方法

・教育施策連絡会において校園長に対し、SSWの紹介及び活用について周知

・拠点校区以外の学校園に対してSSWの派遣活用について周知

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会においてSSWの活用について周知及び研修の実施

・拠点校の中学校区におけるケース会議やいじめ対策委員会、校内体制会議等への参画

・拠点校の中学校区で行う「長期欠席、不登校対策ブロック会議」への参加

・新規配置校に対し、SSWに対する理解の促進と活用に関する研修の実施

・拠点校以外の学校園の要請に応じ研修の実施

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSWや拠点校SSW担当教員を対象に、東大阪市SSW連絡会を開催

（2）研修回数（頻度）

年間11回

（3）研修内容

- ・支援方法の確認
- ・校内支援体制の構築について
- ・社会資源、機関連携等について
- ・事例報告、事例検討
- ・年間総括

（4）特に効果のあった研修内容

- ・社会資源、機関連携等について
- ・事例報告、事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

(6) 課題

- ・ S S Wのスキルアップのための研修の充実
- ・ リーダーとなる、専門性の高い S S Wの確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】⑧発達障害のための活用事例< S S Wの配置形態：拠点校型 >

低学年女兒。中国籍の母子家庭。夫からのDVによる離婚されている。生活保護受給家庭。お母さんは渡日歴が長い日本語の理解に少し難がある。子どもについては入学以来学習についていけず、支援学級に入級。教室での発語も少なく表情も暗い様子。校内特別支援委員会で本児の発達の課題を明確に把握する必要があるのではと話し合いがなされ、発達検査をお母さんに提案するが明確な返事がなく1年が過ぎる。

その後、学年が変わり本児に関わるケース会議が行われた。ここで、お母さんは学年末懇談で、本児の学習の遅れを随分気にされていたことが報告され、お母さんには相談ニーズがあるが、お母さんの日本語の理解の難しさと、それゆえに一人で手続きをすることに抵抗があるのではと話し合われ、S S Wを手続きのサポート等の役割を担ってもらえる人として、担任と支援担任からお母さんにつなげることになった。

担任・支援担任からお母さんに話をすると、やはりお母さんも本児の発達課題については感じておられたが、手続等に不安あがった(億劫であった)ので、サポートしてもらえたらということ、S S Wが同席しての面談が行われることになった。

面談では担任と支援担任からお母さんに本児の発達検査とその後の福祉サービス(放課後等デイサービス)利用の提案があり、お母さんからも同意を得ることができ、S S Wが手続やサービスの内容の説明を行った。

面談後、S S Wが行ったのは、発達検査の予約のサポート。検査のための病院へ同行支援。検査結果の聞き取りと療育が必要な旨の診断書を発行してもらうための病院への同行。放課後等デイサービス利用のための代理申請。計画相談所との連絡などである。

放課後デイ利用開始後のS S Wの役割は、本児の観察。学校で学期に1回行われる保護者、支援担任、S S W、計画相談員が集まったのケース会議のコーディネート。支援担任・担任へのコンサル。本児の療育手帳取得のサポートなどである。

本児はその後、放課後デイで好きなダンスを習うなどして、対人関係も明るくなり、学校や教室でも発語が増え表情も豊かになってきている。お母さんも子育てに積極的になってきており、持ち物や提出物に不備がなくなっている。

【事例2】④不登校のための活用事例< S S Wの配置形態：拠点校型 >

教室に入らず身体症状も出始め、登校が日が減ってしまったケース。保健室なら少し登校が出来、そこで養護教諭とS S Wと一緒に話を聞く日を作る。他にその教室に入れない児童もいたことから数名で保健室で話をすることも。子ども同士で支え合う場面もあり、その後少しずつ教室に入れる日も増え、S S Wも教室の観察に行き辛い時に教室を出ることも保証。行事の参加や授業を選んでの参加も出来るようになった。教室では他の児童のフォローにも回った。

【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例< S S Wの配置形態：拠点校型 >

ヤングケアラー問題の懸念がある児童生徒について、当該児童生徒に関わる全ての教員とS S Wが連携して、保護者への助言・支援の検討を行っている。関わる教員がヤングケアラーの理解をすすめられるよう、事例検討等にS S Wが帯同している。

【事例4】⑫教員とSSW等の役割分担のための活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

毎月1回定期的に行われる校内（小学校・中学校）の不登校対策委員会及び、学期に1回行われる中学校区の不登校対策ブロック会議にSSWが参加。

[対策委員会でのSSWの役割]

- それぞれのケースに関するコンサルテーション（特にアセスメントに関して）。
- 直接支援が必要なケースでは、見立てに基づいてSSWが担うべき役割を話し合う。（保護者面談が必要と判断するケースでも、SCは保護者とのカウンセリング、SSWは福祉サービスの手続の説明など、目的別に保護者や子どもを支援する役割の分担を決定する）
- 対策委員会で、別途、ケース会議を開くことが決まったケースについては、会議後、ケース会議開催のための調整役を担う。

中学校で対策委員会が行われる場合は小学校の、小学校で行われる場合は中学校の情報を伝える、小中の情報共有のパイプ役。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度にSSWが参加したケース会議は745件であった。SSWの配置を年々拡充していることにより、その有効性について認知が進んでいる。SSWが関わることで状況が改善した問題行動や不登校ケース、虐待通告やDV相談につながったことで、環境改善につながったケースが増えてきている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SSWのニーズが高まる中、日程調整がうまくいかず、すぐさまSSWを派遣することができなかったケースも多くあった。また、子どもと家庭の課題が多様化・複雑化していることから、対応困難なケースも多々あった。

<課題の原因>

SSWの配置人数や専門性の高い人材の不足、緊急の派遣要請が多く日程調整が困難であったことなど。

<解決に向け実施した取組>

- ・SSWの専門性の向上や効果的な活動につなげるために、経験豊富なSSWをリーダーとして、経験の浅いSSWの育成のために、様々な相談事やケースの進め方等について相談する機会を設けた。
- ・SSW募集選考によって福祉の専門家としての経験豊富な人材を獲得した。
- ・拠点校配置を拡充し、SSW派遣のニーズに応えられるよう努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

専門性の高い人材の確保

<課題の原因>

専門性が高く、SSWとして経験豊富な人材は、より雇用条件の良いところへ流れていってしまうため、確保することが難しい。

また、会計年度任用職員として雇用する自治体が増えており、本市と兼務してもらう事が難しくなっている。そのため経験年数の浅いSSWを採用せざるを得ない状況があり、SSWの育成が急務である。

<解決に向けた取組>

本市で継続して活動しているSSWをリーダーとして位置づけ、研修の実施や、リーダーを中心としたSSWのフォロー体制を構築することで、学校園での活動の充実を図る。

八尾市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等課題のある子どもの課題解決のため、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を、学校へ配置・派遣し、ケース会議や教職員研修を通して、配置・派遣校における生徒指導体制の充実を図るとともに、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童・生徒・保護者への支援体制の充実を図る。
- ・学校と教育委員会が連携し、SSWを学校へ派遣のうえ、各学校でのケース会議を開催し、諸課題解決に向けた体制整備を図り、課題のある子どもの健全育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・生徒指導上の課題の大きい小中学校6校に拠点校として配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- ・拠点校以外の学校からケース会議派遣依頼要請があった場合や中学校区不登校対応委員会への派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣することによって、広域的に対応できるようにする。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援していく。
- ・教職員研修の講師として派遣することによって、SSWの視点を幅広く広める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：7名
- ・資格：社会福祉士6名、精神保健福祉士1名（そのうち5名教員免許状）
- ・勤務形態：拠点校型〔6名〕、年間35週、週1日（1日6時間）
派遣型〔1名〕、各拠点校へ学期に最低1回SV、その他ケース会議など派遣依頼要請があれば依頼校へ派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法
- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」要項などの資料を作成し、八尾市SSW連絡協議会や学校訪問などにおいて周知。
- ・配置初年度には、「スクールソーシャルワーカーの活動」についての校内研修を実施。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・「家庭の教育力レベルアップ事業」の指定校に対して、SSWを講師とした校内研修の実施。
- ・家庭教育支援コーディネーター会議において、SSWを講師とした研修の実施。
- ・配置拠点校以外の学校へも、SSWを巡回という形で派遣し、ニーズに応じた対応をしている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

八尾市SSW、教育委員会指導主事・主査

（2）研修回数（頻度）

八尾市連絡協議会（年6回）・大阪府教育委員会SSW連絡会（年5回）
大阪府育成支援研修（年6回）・大阪府ミドルリーダー研修（年4回）

（3）研修内容

事例検討や情報交換・参加した研修会の内容について全SSWへの共有・教職員研修に向けて、講義内容などの検討や勉強会。

（4）特に効果のあった研修内容

大阪府主催の連絡協議会や研修に参加することによって、SSWの活用方法や、さまざまな事例に対する対応や支援方法を学ぶことができた。また、八尾市連絡協議会にて、それぞれが関わっている事案について、支援方法の検討や助言、情報交換、意見交流を行うことによって共通認識を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

上記の研修会や学校からの相談などにおいて、必要に応じて各S S Wへ指導助言や各種研修等の紹介、教職員研修の検討・資料作成などを行う。

(6) 課題

S S Wの資質向上に向けた研修内容の充実。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困・虐待が要因の不登校に対する早期対応のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑤暴力行為) < S S Wの配置形態：派遣型 >

母子家庭。父親からのDVで離婚している。母親の精神状態が不安定で感情的になり、子どもが言うことを聞かないと、手が出ることもある。夜、子どもだけ残して家を出ることもある。子どもは母から叱られると、母だけでなく妹2人にも手が出る。今は力で押さえつけている状態。母親は感情的になると、子どもに「施設に入れる」と脅かすようなことを言っている。

学校では、感情の起伏が激しく、思い通りにならないと暴力をふるい、友だちに止められても止まらない。2学期末から欠席が増えている。夜遅くまでゲームをしているため、昼夜逆転の生活になっている。自己肯定感も低い。

S S Wを派遣したケース会議で以下のことを確認し、チームとして対応を続けた。

本児が行動を学んでしまっているため、親の暴言・暴力をなくす必要がある。また、ゲームが友だちと繋がるための手段になっているので、取り上げるのではなく、どうすれば正しくゲームができるのかを学ばせる。取り上げる⇒暴れる⇒ゲームが戻ってくる、という負のループを断ち切ることが大切。

家児相などと連携し、放課後等デイサービスに繋げる。そこで成功体験を積み重ねることが大切。本児にとって安心できる場所で過ごす時間を増やしていく。母親にも丁寧に話を聞いて、一緒に今後の対応を考えることも大切。

現在は、学校で落ち着いて過ごせるようになり、欠席も減ってきている。

【事例2】 家庭環境改善のための活用事例 (②児童虐待、④不登校、⑦小中連携、⑧その他) < S S Wの配置形態：拠点校型 >

1年生の終わりに他県から転入。当時3年生。実母は新しい夫とその間にできた子どもと他県に在住。実祖母が養子縁組をして姉(中2)弟(府立支援学校1年)と一緒に暮らしている。小中ともに養母との関係が悪く、学校に行かせていない状況が続いていた。本児は他県に住んでいた1年生の時から不登校で、ADHDの診断も受けている。登校した時は、学校体制の中で個別に対応していた。

S S Wは1小1中の校区の小学校に週1で配置されている。保護者と学校との関係を修復するためにキーマンとなる教師をつくること、小中の片方の状況が良いときはもう片方が悪いという状況であったので小中で密に連携をとることなどを助言し、チームで対応を続けた。また、小中の合同ケース会議を開き、家児相や教育委員会の関係各課からも出席し、対応策を検討した。放課後等デイサービスなどとも連携して家庭との繋がりを切らないようにしている。また、姉については教育支援センターにも通い、少しずつ放課後登校もできるようになっている。

【事例3】 事例なし

【事例4】 事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・活動件数は、平成 29 年度 654 件、平成 30 年度 888 件、令和元年度 1252 件、令和 2 年度 1759 件、令和 3 年度 1688 件と令和 3 年度で少し下がってはいるが、ニーズは高くなっており「チーム学校」の一員として教職員とともに活動することができた。また、不登校のみならず、家庭環境や発達課題、友だちとの関わり等、子どもを取り巻く様々な課題に対して教職員や関係機関と連携して支援にあたることができた。
- ・ S S W の周知が進み、ケース会議だけではなく、校内研修の講師依頼なども増えており、S S W の配置を希望する学校も増えている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和 2 年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

全市立学校に対する S S W のさらなる周知と有効活用。S S W の資質向上。

<課題の原因>

- ・ S S W の関わりが少ない学校では、周知度が低いところがある。
- ・ S S W に対する研修が充実していない。
- ・ 予算の確保

<解決に向け実施した取組>

- ・ 様々な教職員研修において、S S W を講師として活動内容等の周知を図り、また全市立学校への S S W の巡回を実施した。
- ・ 府の研修等も活用しながら、資質向上を図った。
- ・ S S W 1 名増員。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

全市立学校に対する S S W のさらなる周知と有効活用。S S W の資質向上。

<課題の原因>

- ・ 未だ全中学校区に S S W が配置されていない。
- ・ S S W に対する研修が充実していない。
- ・ 予算の確保が十分でない。

<解決に向けた取組>

- ・ 引き続き、市内全小中義務教育学校に対して S S W の活動の有用性を周知してもらうために、派遣・巡回等で学校のニーズに合わせた対応をしていく。
- ・ 府のミドルリーダー研修や府の連絡会への参加を積極的に促し、経験の浅い S S W には、市の連絡会や研修、S V 等も活用しながら、資質向上を図る。
- ・ 府の S V や学識へ、市の連絡会の出席や配置校の管理職やコーディネーターに向けた研修を依頼する。
- ・ S S W の配置校における実績を積み重ねて、S S W の有用性の根拠となるものを整理する。

吹田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・児童虐待等の個別課題を抱える市立小中学校の児童・生徒、保護者および学校への環境整備等の支援や、事案の未然防止・早期解決のため、チーム学校の一員として、福祉の専門的な見地からの助言・支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

全18中学校ブロック毎に1名配置。各中学校ブロックは、中学校1校と小学校2校で構成。週20時間をSSWと各ブロックの小中学校で協議の上、ブロック内での時間の割振りを決める。小学校8時間、中学校4時間が基本。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・12名（内6名は中学校ブロックを複数担当している。）
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、臨床心理士、公認心理士など（社会福祉士あるいは精神保健福祉士必須）
- ・拠点校型（中学校区配置）で、週20時間×43週勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・ 無）
- ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインは策定していないが、「子どもサポートチーム（SSW配置事業）の業務内容」は作成しており、校長指導連絡会で周知している。また、新任校長研修において、SSW配置事業について研修を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各校にSSW担当者（教員）を校務分掌として配置し、SSW担当者会を年3回実施。また、SSWやSSW担当者による校内研修も実施している。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・ 無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象及び（2）研修回数（頻度）

- 市内全SSW<SSW連絡会>（市主催）・・・月1回
- 吹田市新規採用SSWに対するオリエンテーション研修（市主催）年1回
- 市勤務3年以上のSSW<ミドルリーダー研修>（府主催）・・・全5回
- 経験1～2年のSSW<育成支援研修>（府主催）・・・全6回

（3）研修内容

SSW連絡会（市主催）

- ・SSWの業務内容について
- ・関係諸機関について
- ・生徒指導調査から見えること
- ・吹田市教育長からの話、質問
- ・各校の生徒指導調査に関する報告
- ・現在各校で起こっている事例の報告、検討
- ・吹田市SSWに求めるもの
- ・模擬ケース会議（校内ケース会議）
- ・アサーティブ（理論編・実践編）
- ・いじめ対応におけるSSWの役割（保護者アプローチ、学校がチームとして動くために必要なこと、コロナ禍でのいじめ）

ミドルリーダー研修（府主催）

一定の経験を積んだ市町村のSSWが、ミドルリーダーとして、より高いレベルでのアセスメント・プランニング力をつけるとともに、効果的な研修を企画するなど、学校の校内体制の構築に関与できる力を身につけるための研修。（事例報

告・事例検討・校内ケース会議を根付かせるための模擬校内プレゼンテーション・模擬研修・SSWミドルリーダーとしての市町村SSW活用体制等への関わり)

育成支援研修（府主催）

経験年数の少ないSSWが、校内体制に位置づくSSW活動を展開する力を身につけるための研修。（大阪府におけるSSWの役割について・模擬ケースのアセスメントとプランニング・ケース会議の進め方（ロールプレイ）・法的視点、SSW視点からのいじめ対応のポイント及び事例検討・面接の技術について（ロールプレイとグループ協議）・1年間のSSW活動における成果と課題について報告）

（４）特に効果のあった研修内容

本市主催のSSW連絡会にて、「吹田市SSWに求めるもの（ミッション）」について共有し、SSWとしての方向性を確認したのは重要であったと感じている。内容は次の通り。

①吹田市のすべての子どもにチーム支援を届ける

*ケース対応をこなすだけの役割ではなく、子ども支援がメイン！保護者支援はあくまでサブ！

②校内外に包括的セーフティネットワークを構築し、チーム支援の充実を図る

*学校では範疇を超えるから「SSWよろしく」ではなく、学校・機関との協働をはかる！

③「SSW専門職チーム」として、子どもが抱えるあらゆる福祉的問題に精通する

*SSWが個人的に頑張るのではなく、専門職として現場に立つ！専門職チームの一員としてミッションに取り組む！

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

○活用方法

- ・全市的な研修および研究会での講師 ・各学校を巡回し、SSWの業務についての確認及び支援
- ・関係機関との調整、虐待ネットワーク実務者会議への参加 ・SSWへの情報提供
- ・要対協SV・関係諸機関のSVとの連携会議 ・学校教育室内でのSV会議の実施
- ・チーフSSWの相談及び支援。 ・SSW連絡会でのSSWの資質向上を目指した指導
- ・緊急事案での学校対応
- ・市教育委員会のいじめ・不登校・虐待防止対策推進委員会への参加
- ・市の生徒指導主事会・主担者会、学警連絡会への参加

（６）課題

- ・活躍に見合った待遇が確保されておらず、SVの善意に頼っているところが大きく、課題である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】児童虐待のための活用事例（②児童虐待⑧その他 発達障害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学校中学年男子。支援学級在籍児童。体育の更衣時に担任があざを発見、管理職に報告。本人への聞き取り後、家庭児童相談室へ通告。その日のうちに一時保護。在宅に戻るまでの間、SSWを中心に児童と保護者へのアセスメント及び環境整備を行った。当該児童の発達特性（ADHD）に保護者が困り果て、追い詰められていることが虐待の原因の一つにあると見立て、休日も利用可能な放課後デイサービスを複数探し、一時保護解除後に本人の同意を得た上で見学に同行。児童の特性を理解してくれ、安全に過ごせる居場所を確保。保護者の負担が軽減し余裕が生まれたことで、本人と保護者との関係も良好になり、学校で落ち着いて過ごせる時間も増えた。

【事例２】心の健康および児童虐待のための活用事例（②虐待④その他心の健康）＜SSWの配置形態・拠点校型＞

小学校高学年男子。クラスで居場所があるように見えた本児が、時折欠席をするようになった。保護者ケース会議を開き、父親に実情を確認すると、母親からの過プレッシャーが明らかになった。暴力や激しい叱責はないものの、長時間説諭するなどの歪な関わりが長きにわたり続いてきたことがわかった。仲裁をしてもむしろ口論になる母親の状態に、父親も疲弊し、諦

めるようになっていた。本児は、幻視・幻聴等の精神症状を訴えるようになり、同時に不眠等の抑うつ症状が顕在化するようになった。

本児と学校のつながりを絶やさないように放課後登校・担任による家庭訪問を継続した。また、本児のメンタルヘルスの状態悪化を危惧し、SSWが医療機関の紹介・受診同行を行った。幻覚・妄想の症状が定着する前に静養期間を確保するようにと医師から助言があり、校内ケース会議で共有した。あわせて、母親の理解・協力をはかるために、両親参加ケース会議を実施した。今後の支援方針を共有しつつ、家庭内での対応を労った。SSWが医師の見立てをもとに本児の状態を解説すると、母親も心情を吐露し、本児のつらさに共感を示すに至った。SSWによる親子コミュニケーションの心理教育、適応指導教室の活用をプランニング・実施したことで、親子関係の変容・本児の精神状態の改善が見られた。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学校高学年男子。転入に際して前市・本市の関係機関で連携ケース会議を実施した。実母による養育継続が難しくなったため、きょうだいを母方祖父が引き取ることになり、本児とあわせて就学前のきょうだい二人が本市に転入することになった。転入前の家庭はネグレクト・心理的虐待が常態化しており、前校では断続的な欠席・学業不振が深刻化していた。転入後、祖父は3人の世話に奮闘するが、次第に衝動的な言動が増す第二・三子の対応に疲弊していく。祖父は関係機関からの支援を拒む一方で、子守りや日常の世話を本児に頼るようになり、本児の遅刻・早退・欠席が増していった。

まず校内ケース会議を開き、①個別の学習支援、②登校支援、③祖父とのホットラインの構築をプランニングした。担任・管理職が窓口となり、祖父の困り感をタイムリーにキャッチすることで、信頼関係を築くことができた。SSWは学校と関係機関の連携窓口となり、家庭訪問やショートステイ・デイサービス導入の機会を協働してつくった。祖父が学校・関係機関を頼るようになると、本児はきょうだいの世話から解放されて、安定した学校生活を送ることができるようになった。

【事例4】要対協児童モニタリングのための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

各校週1回程度行われている管理職・養護教諭・生徒指導主事・SC等参加のコア会議に出席し、支援が必要な児童生徒の情報を把握するとともに、必要に応じて助言やケース会議を行う仕組みを設けている。教員や管理職だけでは把握・報告しきれないモニタリング児童について、教育委員会・家庭児童相談室・子ども家庭センター・医療機関・生活福祉室・障がい福祉室等と連携するハブのような役割も担い、タイムリーな見守りと支援につなげている。また、教育と福祉の立場の違いから起こる方針のズレの間に入る調整役としても機能している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・改善ケースの増加（R2年度1033件→R3年度1140件）
- ・学校からの虐待通告件数やいじめの認知件数の増加
- ・校内チーム体制の確立、教職員の意識向上。子ども中心の視点の普及。
- ・子ども虐待や虐待的養育環境にある子どもに対して、学校の組織的対応による早期発見、早期対応、他機関との連携等に寄与している。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞ ・SSWの力量の差 ・専門性の向上

＜課題の原因＞ ・経験年数の差 ・勤務形態や雇用体制の限界

＜解決に向け実施した取組＞ ・実践的な内容の研修を継続して実施 ・研修会中に情報を共有する時間を確保

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞ ①経験の浅いSSWの育成とフォロー ②改善ケースの割合（解消率）が76%に留まっていること
③SVやチーフをはじめとするSSWの待遇改善

＜課題の原因＞ ①中学校ブロックに1名配置のため孤立しやすい ②配置時間の限界、関係機関とのミスマッチ
③SSW拡充の過渡期による

＜解決に向けた取組＞①吹田市新規採用SSWに対するオリエンテーション研修の継続・ゆるやかなメンター制度の導入

②関係機関との連携の質を上げるため交流の場を積極的に設ける ③適切な雇用の在り方について働きかけを行う

尼崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

要支援の子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、教育現場に福祉の視点を導入して、学校の対応力向上の側面的支援、学校と他の社会的資源とのネットワーク構築などを図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

9名のSSWを17中学校区（小学校・中学校）、3高校に配置し、その他の学校については派遣活動で対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

12（2名は途中退職）名のSSWを17中学校区（20小学校・11中学校）に配置し、その他の学校については派遣活動で対応している。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールソーシャルワーク推進事業実施要項」を策定し、指針とするとともに、活用のねらいやSSWの職務内容などを、配置校や小中学校長会・教頭会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

配置校担当者会にて、SVによる効果的なSSWの活用法についての研修を実施した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、教育委員会事務局関係職員、福祉局関係職員、教員を対象にSSW連絡会や事例検討会を開催

（2）研修回数（頻度）

毎月開催

（3）研修内容

・配置校や派遣校での活動報告、・事例検討（SVによる研修）

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、心理分野、法曹分野の3名のSVからの各専門分野の研修と事例へのスーパーバイズ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法・SSW連絡会や連携会議、事例検討会での指導助言、・SSWおよび教職員向け研修の講師

（6）課題

SSWの資質向上に向けた研修内容の充実

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1 虐待、問題行動の活用事例（例：①貧困対策、②児童虐待）＜SSWの配置形態：巡回型＞

中学生Aは入学式に派手な髪型、ボタンを外して登校してきたので学校が指導した。生徒指導担当が保護者に理解を求めますが、学校のルールを守らせるつもりはないとのことで、数日後から不登校となった。小学校でも、保護者と学校の意見が合わず対応に困ることが多かった。小学校には妹が在籍しており保護者は可愛がっていたが、コロナ不安も重なり妹も不登校だった。

家庭は生活保護世帯であり、父は健康に少し不安を抱えていた。学校の方針には反発していた。子どもに対しては厳しく、小学校のころは子どもが「父に叩かれた」などと学校で言っていたこともあったが、次第に言わなくなったのは口止めされていることが疑われる。母も父に逆らえない様子である。

SSWは、小学校も巡回校だったため、小学校のころのAや妹のことも知っており家庭の状況もわかっていた。不登校が続き、Aの安否確認ができにくくなったこともあり、SSWが中心となって教育委員会、福祉などの関係機関、小学校、中学校の関係者を集めてカンファレンスを行なった。またSSWはSVにアドバイスを受けながら、法的な根拠から学校ができることを明確にして、それぞれの関係機関の役割分担を行った。家庭支援の体制を整え、近隣住人からの情報提供もあり、学校はタイミングよく迷いなく父と話すことができた。当初は、父は警戒心から子どもと一緒に登校し、職員の言動を監視している様子だったが、今では子どもだけで登校するようになり、教室で授業を受け友だちと過ごすようになっている。

【事例2】小中連携のための活用事例（④不登校、⑧家庭環境）＜SSWの配置形態：拠点校型・巡回型＞

中学校A（女子）は、家庭の相談について本課にメールを送ってきた。内容は、父との関係がうまくいかないこと、再婚して出て行ってしまった母に会いたいが、母とは暮らしたくないこと、父の妹に対する態度と自分に対する態度の違いを感じ、苦しい思いをしていることなどである。数日にまたがり、時々気持ちが乱れているようで、文章が読み取りにくいこともあった。心理士による返信には答える様子があったが、あるときからプツンとメールがなくなった。学校と学年はわかったので教育委員会から学校に連絡すると、本人が特定でき学校（巡回校）はSSWに相談した。すると、その子は小学校時代にこのSSWと関わりがある生徒だった。SSWと学校とカンファレンスを行いアセスメントをした。妹も小学校（配置校）にいたので、SSWは小学校に出勤のときにこのことを管理職に相談した。父は姉のことには無関心であるが、妹の参観日に行くなど子煩悩な様子が伺えることがわかった。

SSWは、妹との関わりから父に会うことができた。その後、父は、姉をつれて学校に来て今後のことを相談するようになり、少しずつ父と本生徒の関係も良くなりつつある。

【事例3】職員のための活用事例（⑨性的虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

前年度に性的虐待が問題になった中学校に対し、SSWのSV研修として「トラウマ イン フォームド ケア」の職員研修を行った。性的虐待については一部の職員にのみ共有していることが多いため、性的虐待に特化した研修ではない。様々な生活背景をもつ子どもと接する中で、子どもなりにがんばっているなどと思うことを再確認し、生徒や保護者の成育歴の中に原因があること、「なぜ？」と聞かれると脅迫されているように聞こえること、幼少期のトラウマが引き起こす感情や行動、学校としての6つの主要原則「安全・信頼性と透明性・ピアサポート・協働と相互性・エンパワメント・文化、歴史、ジェンダーの問題」についてなどを研鑽した。今後も、他校でもこのような研修を行う予定である。

【事例4】居場所づくりのための活用事例（⑩民間・NPO団体との連携）＜SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型＞

市内には子ども食堂が数多くあり、定期的に無料または安価で食事やお弁当を提供しているところがある。子どもたちは食事をするだけでなく、その世話をしてくださる地域の方々と言葉を交わし、時には学習を見てもらうこともある。SSWは、子ども食堂へ引きこもりがち子どもたちを連れていってだけでなく、そのお弁当を持って家庭訪問に行くこともある。お弁当があることで、家庭訪問に行きやすく保護者や子どもとの会話の糸口にもなる。また、『地域連携』として、子ども食堂の方、学校の管理職、SSW、社会福祉協議会などが集まり、子どもたちの支援について話し合う機会もある。

ヤングケアラーを対象とした催しを定期的に行い、NPO法人の団体や大学生のボランティアとSSWが協力して、楽しく遊ぶ、食べる、癒される時間を提供する。コミュニケーションが苦手だったり、集団に入るのが苦手だったりする子ども、気さくに話してくれるお兄さんお姉さんに囲まれて、帰るころには明るい表情になっていることが多い。家から一歩外に出るまでに、SSWは何度も連絡し足を運び対話し信頼関係を築く。そしてまた、集うことを楽しみにしている子どもたちがいる。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・全中学校区への配置を実施することができた。
- ・学校での認知度が向上し、活動件数が急増した。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・全中学校区へのSSW配置が実現できていないこと

＜課題の原因＞

- ・本市に勤務するSSWの人員不足

＜解決に向け実施した取組＞

- ・SSWの増員

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・全中学校区、における拠点校巡回型配置の継続
- ・SSWによる幼小中高の一貫した学校園支援体制の構築

＜課題の原因＞

- ・人員不足

＜解決に向けた取組＞

- ・SSWの勤務形態の改善による優秀な人材の確保

姫路市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に資するとともに、学校園や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校園を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、迅速かつ適切な問題解決を図る。また、スクールソーシャルワーカーを学校の職員として位置づけ、「チームとしての学校」の体制を構築することで学校園の教育力・組織力の向上を図り、幼児児童生徒へのきめ細やかな支援や教職員の負担軽減につなげる。

（2）配置・採用計画上の工夫

義務教育学校後期課程を含む全ての姫路市立中学校への配置とする。拠点校配置方式とし、市立幼稚園、小学校、特別支援学校、高等学校についても定期的な訪問、要請による派遣等により対応する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数：17名配置

② 資格：社会福祉士13名、精神保健福祉士7名、認定心理士1名、公認心理師1名、臨床心理士1名、児童福祉司1名、介護福祉士1名、介護支援専門員4名、メンタルヘルス専門員1名、音楽療法士1名、教員免許状4名、保育士3名

③ 勤務形態：

ア 勤務日は、原則として、同一曜日を指定するものとするが、特に必要があると認めるときは、指定した曜日以外の日を勤務日として指定することができるものとする。

イ 勤務時間は、原則として1日7時間とし、年間140時間とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールソーシャルワーカーの配置目的や役割、活用方法等を記した「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定し、市立の全ての学校園に配布し、教職員への周知を図っている。また、生徒指導に関する研修の際には、組織的な生徒指導体制の在り方について、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用した具体例を提示し、教職員の理解促進に努めている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全ての学校園に、スクールソーシャルワーカーの具体的な活用方法を記した「教職員向け資料 スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について」を配布し、教職員への理解促進を図っている。

拠点校においては、スクールソーシャルワーカーが配置目的や活用方法等について全教職員対象に研修等を実施している。また、連携校においては、スクールソーシャルワーカーが年度当初に訪問し、全教職員に周知を図っている。加えて、スクールソーシャルワーカーが作成した「スクールソーシャルワーカーだより」を、教職員や保護者向けに配布し周知している。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

配置する全てのスクールソーシャルワーカー（17名）

（2）研修回数（頻度）

全体研修：年1回（10月）

（3）研修内容

本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学教授）による講演及び指導・助言

（4）特に効果のあった研修内容

各スクールソーシャルワーカーが対応困難な事例を持ち寄り検討した上で、本市のスーパーバイザーからの確かな指導・助言を受けたことが、スクールソーシャルワーカーの資質向上に繋がった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

研修会に招聘するとともに、年3回のスーパービジョンを実施し、各スクールソーシャルワーカーが必要に応じて、支援方法等についての指導・助言を受けている。

(6) 課題

他職を兼務しているスクールソーシャルワーカーが多く、全員参加できる研修日程を組むことが困難である。また、年間の勤務時間が限られているため、頻回の研修は実施困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策・不登校支援のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <拠点校型>

適切な養育がなされておらず、不登校の状態にある子供への支援について、当初より、スクールソーシャルワーカーに相談し、福祉部局にも相談の上、各関係機関が本人や保護者と関係構築する機会を増やすように働きかけ、食糧支援等に結び付けた。また、管理職、関係教職員、教育委員会、福祉部局の関係者、スクールソーシャルワーカーで、ケース会議を行った。家庭との繋がりを維持しながら、関係機関が協力し対応を継続している。

【事例2】 虐待対応のための活用事例 (②児童虐待) <拠点校型>

虐待により保護歴のある子供について、家庭復帰後も、不安定な生活や過去の虐待によるストレスから体調不良が続いており、スクールカウンセラーによる定期的な面談を繰り返し心のケアを続けている。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが情報共有し、ケース会議を開きスクールソーシャルワーカーが家庭の問題への対応を引き継いだ。「本人の身の安全」と「精神的安定」の支援計画を立て、関係機関や病院などとの協議・連絡調整を行った。また、保護者との面談を開始し、本生徒や保護者の病院受診にも同行するなど、支援を継続している。

【事例3】 ヤングケアラー支援のための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <拠点校型>

家族の世話や介護を理由に欠席が続いたり、衣服や頭髮・住居が不衛生であったりするなど、不適切な養育環境にある子供について、家庭への福祉的支援が必要な案件として、スクールソーシャルワーカー及び福祉部局の関係者が連携し対応してきた。スクールソーシャルワーカーによる定期的な家庭訪問等を実施し、家庭に様々な福祉支援の情報を提供した結果、デイケアの利用回数が増えた。子供に関しては、卒業後も支援がつながるよう、関係機関と継続的に連携している。

【事例4】 家庭支援のための活用事例 (⑫教員とSSW等の役割分担) <拠点校型>

発達特性のある子供について、学校からスクールソーシャルワーカーを紹介し、保護者との面談を実施したところ、日常生活における子供への対応や将来について不安を訴えた。スクールソーシャルワーカーは家庭での状況を詳しく聞き取り、日常の困りごと、将来への不安内容について、保護者とともに課題を整理し、解決に向けて学校と協力して取り組むこととした。また、卒業後に利用できる支援について具体的に保護者に説明するとともに、相談支援事業所等の外部機関の利用についても紹介した。

【4】 成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

(表1)

	令和2年度	令和3年度
総相談件数	4 2 4 5 件	4 6 3 0 件
延べ面談者数	1 2 5 5 0 人	1 3 3 3 5 人
拠点校外の相談件数	1 2 2 0 件	1 5 5 3 件
支援対象幼児児童生徒数	9 3 5 人	1 0 3 9 人
問題が解決及び支援中であるが好転	1 2 7 件	1 0 9 件

学校、保護者へのスクールソーシャルワーカーの認知が高まってきていることもあり、総相談件数は約9%、延べ面談者数は約6%増加している。拠点校以外の相談件数は約27%増となっており、拠点校以外での活用が進んでいる。また、継続的な支援が必要な幼児児童生徒について、スクールソーシャルワーカーが教職員や保護者及び本人に対して適切な助言を行うことで、解決困難であった問題が解決したり好転したりするケースも多く、学校における教育相談体制の充実と子供への福祉的な支援の構築が図ることができている。

(表2) 相談内容区分

	令和2年度	令和3年度
不登校	1816件	1865件
児童虐待	247件	154件
貧困	42件	30件
家庭環境の問題	1616件	1500件
発達障害等に関する問題	809件	1107件
ヤングケアラー	—	154件

相談内容の件数については、昨年同様に「不登校」が最も多く、次いで「家庭環境の問題」、「発達障害等に関する問題」となっている。特に、「発達障害等に関する問題」が大きく増加するとともに、ヤングケアラーに関する相談（令和3年度より）も154件計上される等、スクールソーシャルワーカーが学校と保護者、保護者と関係機関、関係機関と学校の間に入り、円滑につなぐ役割を担うケースが増加しており、教職員や保護者のニーズも高くなっている。スクールソーシャルワーカーがそれぞれの役割を明確にすることで、学校の負担軽減にも繋がっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの継続的な支援が困難である。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質、能力の低下。

<課題の原因>

- ・勤務形態が2週間に1日となっている。
- ・全中学校配置による急な増員。

<解決に向け実施した取組>

- ・学校の現状や相談件数を踏まえ、数校については1週間に1日の勤務ができるように傾斜配置ができるよう、関係部署に要望した。
- ・研修会やスーパービジョンを実施するとともに、年に2回、連絡会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質、能力の向上に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・相談件数の増加に伴い、相談者の支援や関係機関との連携に要する時間も増加している。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質、能力の向上。

<課題の原因>

- ・勤務形態が2週間に1日となっている。
- ・経験年数の少ないスクールソーシャルワーカーが勤務している。

<解決に向けた取組>

- ・学校の現状や相談件数を踏まえ、必要な学校については週に1日の配置ができるよう、関係部署に要望していく。
- ・学校内での連携が効率的に行えるよう、スクールソーシャルワーカーによる教職員向け研修を実施する。
- ・スクールソーシャルワーカーの募集について、市ホームページに掲載するとともに、関係大学に周知する。
- ・研修会や連絡会について、各スクールソーシャルワーカーが対応に苦慮した事案や対応の好事例を共有する等、資質、能力の向上に資する内容にする。

西宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、SSWを学校園に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

西宮市教育委員会 学校保健安全課 学校問題解決支援チームの一員とし、市内各中学校区に配置。各校園長の要請によって教育委員会が各小中学校・義務教育学校等に派遣をした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 5人（国庫補助1/3と市費負担で学校保健安全課に配置。）
- ・資格 社会福祉士5人・精神保健福祉士2人・教員免許1人・心理に関する資格1人
- ・勤務形態 週4日、30時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成：有

○ガイドラインの内容、周知方法

・西宮市スクールソーシャルワーカー派遣事業実施要領に基づき活動を行った。校長会や生徒指導担当者等で趣旨や勤務形態、職務内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・月1回、SSW連絡会議を行い、各小中学校、義務教育学校での教職員に対する理解促進に向けた取組について協議、研修を行った。
- ・各校のいじめ対応委員会等、生徒指導に関する校内組織に位置づけ、教職員との情報共有等、その効果的な活用を図った。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW5名

（2）研修回数（頻度）

- ・5人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に6回のスーパーバイズを受けた。

（3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 : 無

O活用方法 : 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

(6) 課題

- ・SSWの経験の豊富さが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や各種研修会に積極的に参加し、情報収集を行って、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図ること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】さまざまな困りごとを抱えた家庭への支援活用事例 (①貧困対策)

<SSWの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）>

◆問題の概要

・母子家庭（母、長女、次女、弟）、様々な理由で欠席が続き母とも連絡が取れにくい状況。小学校の担任に、様々なしんどさ（子の育てにくさ、職場の人間関係や雇用形態などの苦情、自身のうつ状況、経済的に困っていること）を訴えた。担任は福祉の窓口やSSWを紹介するが、「どうせ何も出来ない」「誰も助けてくれない」と受け入れない状況。

◆SSWの関わり

・母親はうつ状況にありながら様々な課題を抱えていることから、支援者の関りを拒否されても介入しなければいけないと判断、学校・関係機関と連携・相談しながら、母の一番信頼している中学校の校長（長女が中学生時に離婚した際の関りから）からSSWを紹介してもらい母親とつながることが出来た。経済状況の事実確認をしながら、同時に母親と通院同行するなど関係性の構築をはかり、また生活困窮者支援事業所とのつなぎ、すぐに利用できる様々な給付金や貸し付けの申請をおこなった。その後も支援事業所や関係機関と連携しながら、経過のコーディネートや定期的に母親に電話するなどの関りを継続。子どもたちには先生方が寄り添い、学校で出来ることを増やすなど対応を強化。

◆経過、改善状況等

- ・母親は精神的にしんどい環境の職場を退職し、生活困窮者支援事業所の担当者と細かなやり取りが継続出来ていることで、精神的な不安が解消されている。今後生活保護を受給する予定。
- ・子どもたちも困ったことを学校に話すことが出来ている。家庭児童相談室を通じ、各学校園からの情報を共有出来ているので、引き続き子どもたちの不安の解消・経済状況を含む家庭の安定につなげる。

【事例2】ネグレクト環境にあり、母と姉から身体的虐待を受けている児童のための活用事例 (②児童虐待)

<SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）>

◆問題の概要等

・母、姉、本児、弟の家族。3兄弟それぞれ父は別人。母の内縁男性(弟の父)が近隣に住んでおり、母は子供を置いて旅行に出たこともある。母のネグレクト及び本児への身体的虐待で要対協管理のケースである。

母は、本児の育てにくさを感じており、嘘をついて宿題をしない、忘れ物が多い、片付けられない等で手が出ていた。姉は弟たちの世話や飼い犬の世話を頑張っていたが負担感が大きく、本児の行動にもイライラが募り、姉も本児に手を出すようになっていった。

◆SSWの関わり

- ・要対協のケース会議に出席。各関係機関が役割分担を行う。(SSWは「本児を療育の場につなげる」)
- ・母と面談し、放課後等デイサービスの利用について説明し、手続き支援、事業所調整をする。

・本児との面談(状況確認。本児が思いを表出できるような関係を構築)

◆経過・改善状況

・本児は放課後等デイサービスで楽しく過ごしている。自宅にいる時間が減り、母や姉と顔を合わせる時間が減って、トラブルが減少。しかし、姉が「弟ばかり楽しい思いをしている」という感情をもち、新たな虐待の火種となる。そのため、長期休み期間にショートステイ利用を勧める。本児にとって、施設のイメージは悪く(母や姉から脅して使われていた)、拒否感があったが、SSWが説明をし、納得して利用できており、家庭の環境は改善しつつある。

【事例3】保護者の精神疾患悪化により子どもへの家事負担が増えたケースの活用事例 (⑩ヤングケアラー)

<SSWの配置形態：拠点校型>

◆問題の概要

・DV避難後、市内転入してきた母子家庭(母・姉・弟)。転入後、姉弟は不登校、同居し頼りにしていた祖母は介護が必要になり母は仕事を続けられなくなった。元夫との関係なども含め、今後の経済状況の不安など母親の抱えている課題が増大し、抱えきれなくなった母親がうつになり、家事・育児が出来なくなってきた。日を追うごとに中学生になった姉の負担が増えてきたケース。

◆SSWの関わり

・SSWは不登校の対応からスタートするが、家庭状況に多くの課題が多いことから、母によりそい福祉のサービス利用の提案や困りごとに対応してきた。しかし母親のうつ状況が悪化に伴い、精神科受診同行、福祉サービス利用の手続き支援、関係機関との細かな連携・相談をおこないながら、サービス利用などの支援の輪が形成されるまでの隙間の部分に対応した。常に学校(小・中)と共有しながら、時に子どもと一緒に買い物に行き、「しんどい時は言っていないだよ」などの声掛けや現状について説明をした。家庭訪問を繰り返し、今、目の前に何が必要かを見極め、支援者を増やししながら現状の確認をおこなった。

◆経過、改善状況等

・母親の病状の悪化にともない入院が必要となったことから、子ども二人は施設入所となった。姉は保護決定されるまでの間も、学業・部活と家事をしながら頑張っていたため、引き続き同じ学校に通いたいと強く希望し、結果同市内の里親委託となった。弟は施設から学校にも通い、毎日頑張って楽しく過ごしている。現在は母親も退院、経過を経て姉のみ家庭に復帰している。母親には家事支援などの支援者がついており安心して生活をしている。弟とも面会交流を重ね、近く家庭復帰予定となった。

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・3名のSSWを令和元年度より5名に増員した。
- ・拠点校型として小学校40校、中学校19校、義務教育学校1校に対応している。
- ・制度を理解した上でSSWを活用した学校からは、派遣要請が増えており、学校現場からの評価やニーズは高まっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・教職員とのより良い協働体制の確立。
- ・生徒指導担当者会等で、趣旨や活動内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、SSWの役割や活用、教職員とSSWとの協働について更なる周知を行い、今後も引き続きその機能や役割

について理解を深める。

<課題の原因>

- ・教職員における制度の周知や理解。

<解決に向け実施した取組>

- ・積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを行った。
- ・SSWを各中学校区に拠点として配置し、支援体制を整えた。
- ・生徒指導担当者会や教育相談担当者会への参加。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・年々増加傾向にある、事案件数とその課題内容の複雑化に対する対応
- ・問題解決に向けた対応の長期化に対する人員の確保

<課題の原因>

- ・様々な環境要因からくる不登校や、連絡が取りにくい家庭の増加
- ・虐待やネグレクトが疑われる家庭や保護者が学校の取組みに理解を示さない事案の増加
- ・発達に課題が見られる児童生徒の増加

<解決に向けた取組>

- ・専門的な知識を有するSSWの更なる拡充（人員の拡充）
- ・SSWと教職員とのより良い協働体制の確立
- ・事案に対するSSWを含む組織的な学校体制づくりと福祉担当部署等、関係機関との連携
- ・SSWの資質向上に向けた研修機会の更なる充実

明石市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の心理的、情緒的課題や発達障害に係る課題、児童虐待等、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校と外部福祉関係機関等のネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の構築や保護者の支援等、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、状況を改善することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和3年度については、9名のSSWを市内全中学校区となる13中学校区（13中学校・28小学校）に配置。地域性の理解や、小学校から中学校への引継ぎ、ケースに係るきょうだいについての学校間の連携等において効果的であることから、中学校を拠点とし、校区小学校へも連携校として関わるよう配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 9名
- ② 資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許・公認心理士・相談支援専門員・介護福祉士
- ③ 勤務形態 原則1週間に1日、1日につき7時間45分(休憩45分) 年間43週

※個々の業務時間については学校長と協議の上、教育委員会が決定する。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

ガイドラインの作成（有・無）

活動方針等に関する指針（ガイドライン）として、策定してはいないが、教育委員会担当課が作成した「明石市のSSWの配置・活動についての資料」を使用し、本市のSSWの心得や支援内容、関係機関との連携時の注意点、活動記録の取り扱い、記録方法等に関し、SSWとSSW配置校管理職に共通認識を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各学校において、職員、児童生徒、民生児童委員等を対象にSSWによる研修を実施した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

明石市スクールソーシャルワーカー（配置SSW）

（2）研修回数（頻度）

年間5回

（3）研修内容

第1回：オリエンテーション

明石市の概要、教育委員会児童生徒支援課の業務内容と市内小中学校児童生徒の現状等
SSWの業務、活動に関する事務手続き、活動報告関係記入上の注意

第2回：①講義

「経済的支援を必要とする児童生徒に対してできること」

講師：学校事務職員（副主幹）

②講義

「情報の取り扱いについて」

講師：スクールロイヤー

第3回：①講義

「効果的なケース会議の進め方」

講師：関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 馬場 幸子 氏

②講義

「こども食堂について」

講師：財)あかし子ども財団担当者

③事例検討

第4回：①情報交換

「関係機関との連携について」

「各校での活動について」

②事例報告

第5回：①講義

「明石市基幹相談支援センターの業務・SSWとの連携について」

講師：基幹相談支援センター職員

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・例年のSSWの活動についてのオリエンテーション研修は、市のSSWとしての心構えや業務に関しての共通理解が得られ、また毎年異なる専門性のある教授の講義はSSWの専門性の向上に効果を上げている。
- ・R3年度は、学校の事務職員、スクールロイヤー、基幹相談支援センター職員から講義を受け、それぞれの専門性を学べたことでSSWの視点の幅が広げられ、また随時必要な情報の取り扱いについて留意すべき点を身につけることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 (有 ・ (無))

(6) 課題

- ・研修がオンラインで開催されることも多くなったが、校内でそれを受講するための環境整備も必要である。
- ・SSWの活用が進むにつれて、支援ケース数も年々増加し、週一度の限られた勤務時間では、その対応に時間数が不足してきている。そのような中で、研修時間の確保も必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済困難があるために登校できない児童生徒への活用事例 (①貧困、④不登校) <拠点校型>

不登校状況が継続し、本児童の様子の確認にも困難があることで、こども家庭センター開催のケース会議においてSSWに介入依頼があった。学校に対して保護者から困りについての相談はなかったが、関係者から情報収集する中で、自宅のライフラインが停止し、経済的な事情により、世帯が遠方での居住に至り、その居住地(以下A市)にも一部のライフラインはない様子と判明。生活保護申請も想定されたが、家庭から拒否があることで、ケース会議や関係機関とも協議しながら、学校ができる経済的支援を行った。保護者と連絡が取れない状況の為、唯一この家庭と連絡が比較的とれる高齢者福祉担当課に協力を依頼。それら経緯を踏まえて学校・SSWは電話での、保護者との連絡を重ね、少しずつ実情を把握しながら、就学援助、フードバンクの手続き等の支援を行った。就学援助申請においても、証明書類等が揃わなかった為、他機関へ出された書類を流用できないか打診を行い、手続きを進めた。こども家庭センターが安否確認等の介入をし、A市にケース移管を行った。その動きを踏まえながら、A市SSWとも連携を進めた。SSWが数度来校した折に面談時確認した、本児の「学校に行きたい、手段があれば登校したい」気持ちを、A市の学校・SSWに伝えた。加えて情報共有し、今後の学習保障について検討。この家庭の多くの福祉的課題は未だ山積しているが、学習支援についてはA市SSWが本人の住民票を移す働きかけを行ない、スクールバスなどの利用など進め、登校できたと報告を聞いている。断続的ではあるがその後の情報共有も行っている。

《 S S Wの支援内容》

- ・学校と関係機関との連携とケース会議の実施（子ども家庭センター 地域総合支援センター 主任児童委員 高齢者福祉担当課 教育委員会就学援助担当課 A市教育委員会 A市 S S W フードバンク関係）
- ・学校内の役割の調整
- ・家庭情報についての整理
- ・子どもの気持ちの確認と代弁
- ・学校と保護者との関係構築
- ・家庭のニーズの把握
- ・ニーズを踏まえての具体的サービスの提案と提供
- ・提供できるサービスの探索と実施にあたっての調整

【事例 2】母親に精神的不安定がある児童生徒のための活用事例

（②児童虐待 ④不登校）＜拠点校型（虐待対策の重点配置）＞

特別な支援を要する生徒。母親が精神不安定になることが多く、過去に「本生徒を連れて死ぬ」といった発言があった家庭。母親が教員に対して攻撃的な言動が多く、困っていると S S Wへ相談があった。

本生徒の支援について、少しでも母親の考えとズレがあると、落ち着かず、そのことについて、学校に迫る様子があった。S S Wは母親との面談で、母親が常に本生徒のことが視野に入っていないと不安になること等を把握。S S Wはケース会議を行い、地域での現在のフォロー体制の確認を行った。母親の心理的負担の軽減を図るために子ども家庭センターへの相談や S C の紹介を行った。また母親の物事の違う視点でのとらえ方について、S S Wが気づきを促した。

生徒への支援については、学校で市立発達支援センターの訪問指導を受け、より適切な具体的支援の検討を行った。

母親の思いを傾聴し、学校や、機関の支援内容について細かな説明を重ねる中で、少しずつ「学校もちゃんと見てくれている」と理解を示してくれるようになり、関係機関との関係も落ち着いたものとなっている。

《 S S Wの支援内容》

- ・関係機関との連携（主任児童委員 子ども家庭センター 放課後デイサービス 市立発達支援センター）
- ・母親の思いのききとり
- ・母親の思いの代弁
- ・教員の思いの代弁
- ・特別支援についての理解
- ・心理的支援

【事例 3】該当事例なし

【事例 4】日本語が母国語でない児童生徒のための活用事例

（⑩民間団体（NPO 団体等）との連携）＜拠点校型＞

国籍が異なる両親ともに外国籍。家では主に英語を使うことが多い為、日本語を学校でしか聞く機会がなく、日本語をほとんど理解できていなかった。在留期間が 2 年を超えているため、兵庫県の多文化共生サポーター制度の配置が付かない状況にあり、学校から本人が日本語を学ぶ場がないかと S S Wへ相談があった。S S Wは学校と、保護者に家庭についての情報やニーズや求められる支援内容について確認を行った。S S Wは利用可能な施設を数か所選び、施設を調べ、それらについて保護者に説明し、その中で選択された A 多文化センターに同行し申し込み手続きを行った。学校のニーズ（本人の学力向上）も踏まえて、A 多文化センターでの生徒の過ごし方等の調整を行い、通所する運びとなった。しばらくして家庭環境の変化があり、A 多文化センターへの通所が困難になり、辞めると保護者から意思表示があった。学校とともに保護者と面談を行い、今後も本人の日本語学習の必要性があることを伝え、どのような形なら継続可能か調整を図った。保護者の環境変化についても細かく聞き取りを行い、現段階で調整できること、今後調整が必要なことなどを整理し、他の日本語支援の施設の利用の手配も行った。その結果、家庭での協力も進められ、継続して A 多文化センターに休まず通所ができていく。本人も友達ができ、楽しくすごせている。

《 S S Wの活用》

- ・学校内の連携構築
- ・こどもの困りの代弁
- ・利用できるサービス（公的・民間）の探索
- ・学校のニーズの把握
- ・同行支援
- ・保護者のニーズの把握と困りの代弁
- ・サービス機関との関係構築と利用の微調整

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度は9名の明石市スクールソーシャルワーカーが全中学校区で支援活動を展開した。年間2,871の活動件数のうち、「不登校」にかかわる支援活動が最も多く、次に「家庭環境の問題」、「発達障害等に関する問題」、「心身の健康・保健に関する問題」と続いた。昨年と比べて、「不登校」に関する支援活動の割合が大きく増加した。不登校もしくは不登校傾向にある児童生徒の社会的自立に向けた支援が極めて重要な状況であり、スクールソーシャルワーカーは各々の専門性を生かし、積極的に関係機関と協働しながら、児童生徒や家庭に寄り添った支援に努めた。また、関係機関や大学等からも講師を招聘し、定期的に研修会を開催するなど、明石市スクールソーシャルワーカーの資質向上を図り、効果的な支援につなげた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- i) SSWの活動を支えるコーディネーター教員の役割は大きいですが、担当者の理解が進んでいない。
- ii) SSWの座席、活動記録のための機器、パソコン等のハード面の整備が不十分である。

<課題の原因>

- i) SSWの業務内容や効果的な活用等の理解が得られておらず、コーディネーターとしての役割の理解が進んでいない。
- ii) 学校規模によって、環境整備の格差がある。

<解決に向けた取組>

- i) コーディネーター教員に、直接SSWが業務についての説明等を行い、協働に向けて理解を進めた。
- ii) 学校に可能な範囲で環境整備依頼した。特にオンラインでの研修の開催時に、支障なく受講できる環境整備を図ることも新たな課題である。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・SSWの活用が進むにつれ、より多くの様々な機関とのスムーズな連携が求められている。

<課題の原因>

- ・学校では、SSWの認知が進んでいるが、まだ社会一般的には周知されていない現状がある。また問題が多様化する中で、今までにない新たな資源・施設が出来ており、SSWもどのように活用できるのか、理解できていない。

<解決に向けた取組>

- ・SSWの研修に、多様な機関を招聘し、その理解と顔の見える関係の構築を図る。
- ・新たな資源・施設については、教育委員会が積極的に情報収集に努め、SSWと共通理解を図る。

奈良市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることや、事件・事故、災害等発生時の児童生徒や保護者のケアなどの対応も求められるなど、学校における対応が多岐に渡っており、福祉や警察などの関係機関と連携することがますます重要となっていることから、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・2中学校区に1名ずつ配置した。
- ・前年度配置した学校を拠点校とし、その他の同一中学校区内の小学校については巡回して対応した。中学校については、拠点校が要請を受ける形で派遣し、対応した。
- ・その他の学校については、教育委員会に勤務している派遣型SSWで対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：3名（1名は課で勤務、2名は学校勤務）
- ・資格、勤務形態：①社会福祉士【週4日、8時30分から17時15分（7時間45分）】
②社会福祉士、児童福祉士、音楽療法士1種【週2日、8時30分から17時15分（7時間45分）】
③社会福祉士【週2日、8時30分から17時15分（7時間45分）】

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法
- ・令和3年5月にガイドラインを改定し、配置型ガイドライン、派遣型ガイドラインを策定した。
- ・全ての教職員がガイドラインをいつでも確認できるようにデータでの共有を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・令和3年5月に管理職と生徒指導主事といじめ対応教員に、スクールソーシャルワーカーの活用について説明を行った。
- ・SSWを配置した学校については指導主事とSSWで学校に出向き、配置型のガイドラインについて説明する場を設けた。
- ・市の小・中学校それぞれの生徒指導部会にスクールソーシャルワーカーが自ら参加し、職務や役割について周知した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年間12回（月に1回程度）

（3）研修内容

- ・スーパーバイズの中で、スクールソーシャルワーカーの資質向上に係る事案の検討や諸課題への対応、関係機関との連携について研修をした。
- ・指導主事よりいじめ防止対策推進法について説明を行い、いじめの対応について説明を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・当該学校の管理職、SSWコーディネーター、事案にかかわっている教職員を交えて、スーパーバイズを兼ねた研修を行ったことで、学校のSSWの業務への理解が進んだ。このことにより、どのようにSSWを活用するのが良いのかについて見通しができる

とともに、子どもや家庭を支援することの意味やポイントとなる考え方について理解が進んだ。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有) ・ 無)

○活用方法

・SSWの役割や考え方についての指導及びアセスメントシートの活用方法、事案への対応について指導を受けた。

(6) 課題

・アセスメントシートへの情報の整理の仕方や整理した情報をどのように見立てていくのか、そして見立てた結果どのように支援をプランニングするのかについて、経験が必要な部分も多く、実践に生きる研修をどのように組み立てていくのが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】⑤暴力行為のための活用事例 <SSWの配置形態：拠点校型>

小学生女兒の友達への暴言が、年度当初より目立っていた。担任はその都度指導するのだが、すぐに拗ねたり、その場から立ち去ってしまったりするなど、どのように関わればいいのか悩んでいた。

そこで、SSWの児童観察を通して、本女兒の特性を様々な視点から見つめ直すことにした。観察を行った放課後には、担任とSSWがコンサルテーションを行うなど、気になった言動や最近の様子、保護者や家庭の雰囲気など、様々な情報を共有した。

すると、日が経つにつれて有効な指導を行えるようになってきた。特に、指導場面においては、まずは落ち着いて話せる環境を整えることや、教師から話すのではなく、本人から自分の思いや葛藤等を話させるようにすることが効果的だと分かってきた。

SSWを活用した児童理解を推進することで、日々の生徒指導が効果的なものになり、本児童はもちろん他の児童らにとっても過ごしやすい教室になりつつある。

【事例2】①貧困対策、②児童虐待、④不登校のための活用事例 <SSWの配置形態：拠点校型>

小学生女兒。前年度の1学期頃より不登校。同時期に母親が亡くなり、父子家庭となる。生活保護受給世帯であり、父親自身、教育を受けた経験や子育ての経験が乏しく、ネグレクト傾向であった。学校としては父子ともに可能な限りのコンタクトを取るなど支援をしてきた。SSW導入に伴い、アセスメントシートを作成し、次の3点の支援を行った。

(1) 本人への関わり方や支援策についての担任からの相談：学習保障として担任が家庭訪問を行う。生理など女性特有の悩みなどないかも含め、本人の思いを聞くよう、コンタクトをまめにとるように話をした。

(2) 進学に向けての本人と父への手続きに関わる支援：生活保護世帯であることから、中学入学に向けての準備金の話も含め、管理職や養護教諭が父親とよく話をし、関係機関と連携しつつ、手続きのサポートを行った。

(3) 中学への引継ぎ：本人や父親の状態などを含め、中学に引き継いだ。学校は本兒の不安が軽減するよう、本兒を事前に中学に連れていき顔つなぎを行った。

学校は卒業アルバム撮影や卒業式に関わる支援を行い、女兒は徐々にではあるが、保健室登校を行い、給食を食べて帰るなど学校に来るようになり、卒業式にも出席出来た。

【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例 <SSWの配置形態：派遣型>

以前から、第一子が不登校で家にいるときに、下の兄弟の面倒をみていると学校から情報があり、ケース会議などをしていた。第一子が中学3年になり、進路選択の時期となる。本兒は高校進学を希望していた。

学校にはほとんど登校していなかったため、進路についての説明などは、担任が家庭訪問をして伝えたが、母の支援に入っている機関から、「学校から進路の説明があったが、よくわからなかった」と情報が入った。

母は理解力に乏しいところがあり、また、高校受験の手続きを経験していないことから、学校の説明がわかんなかったため学校にSSWが行き、管理職、担任、学年主任とケース会議を行った。

母への説明は図やパンフレットなどを使いながら、一つひとつ行うこと、本兒も初めてのことで戸惑いがあるので、本兒にも丁寧に話しをして、進路決定をしていくことを確認した。

高校見学についても、予約の仕方や、当日の公共交通機関について、担任が本人と一緒に調べ、行くことができた。その後、

高校受験

に行き、進学先も決まった。

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・若手の教員が多い現状において、福祉的な視点から児童の見立てを行えたことで、よりよい児童理解に繋がった。
- ・児童の行為の背景を探ろうと、教員の意識が少しずつ変化していった。例えば、姿勢が崩れている児童を見た時に、「しっかり座りなさい。」と見たままの姿から指導していた教員が、そっとそばに行き、その場で姿勢を正させ、休み時間等に「さっきはどうしたの。」と事情を聞いていた。行為の背景を知ろうとすることで、児童に対する新しい気づきが生まれ、効果的な指導を行うことができるようになった。
- ・アセスメントシートを活用したことで、児童の情報が蓄積されていった。旧担任から新担任への引継ぎを円滑に行うための一助になっている。
- ・ケース会議をすることで、担任の教室経営の助けとなり、担任が気軽にSSWに相談しやすくなった。
- ・担任が一人で抱え込まずに、保護者や児童と関わることができた。
- ・専門的な知見から様々なアドバイスをいただいたことにより、教員の資質向上につながった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・配置校でケースの対応に入るまでに時間を要した。

<課題の原因>

- ・市としてSSWをどのように活用していくのかが定まっていない部分があったことから、配置校で、どのようにSSWを活用するかの理解が不足していた。

<解決に向け実施した取組>

- ・ガイドラインを改定するとともに、配置型のガイドラインを新たに策定した。
- ・配置校を訪問し、学校長とコーディネーターに直接、配置型ガイドラインをもとに活用に向けた説明を行った。
- ・要望のあった配置校には、教職員全体に向けて担当指導主事とSSWで活用のための研修を行った。
- ・学期に1回程度配置校を訪問し、SSW活用の進捗についての確認やすり合わせを行った。
- ・9月に配置校のコーディネーターを集めて情報共有会を行い、活用の理解促進を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ケースに関するアセスメント及びプランニングを充実させ、課題の解決に向けて対応を進めていくこと。

<課題の原因>

- ・勤務日数（時数）が限られていること。
- ・SSW自身の経験や対応実績が少ないこと。
- ・教職員のアセスメントの重要性の理解が不足している。

<解決に向けた取組>

- ・勤務校を絞り、1校当たりの勤務日数や時数を増加させる。
- ・事例についてグループでスーパーバイズを受けるなど、スーパーバイズや研修を充実させる。（ナレッジ・マネジメント）
- ・学校に対して積極的に働きかけ、情報を集めてアセスメントすることの重要性を伝える。

和歌山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、ヤングケアラーなど、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関とのネットワーク構築・連携・調整を行い、諸問題の解決に向けた支援を行う。
- ・学校内における支援体制構築のサポートや、教職員向けにスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の視点を取り入れた研修活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和2年度より9名が採用され、市内の全中学校区（18校区）に配置。
- ・一人につき2中学校区を担当し、校区内の小学校も支援対象である。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 9名
- ・資格 社会福祉士7名、精神保健福祉士4名、その他社会福祉に関する資格1名、教員免許2名、心理に関する資格1名
- ・勤務形態 拠点校型（中学校18校 小学校51校） 年30回 1日6時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

市独自のガイドラインを策定。活用事業体制、スクールソーシャルワークの視点、業務内容、配置校からの効果的な取り組み事例の紹介。年度当初に各中学校へ配付また必要に応じて担当者とSSWが訪問し、学校長に説明等を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SSWに関するパンフレットの配布とともに、教職員向けの「不登校支援のための研修」や「虐待防止に関する研修」及び「ヤングケアラーの理解に関する研修」をSSWが行う等の活動を通して、理解促進を図っている。
- ・小、中学校長会において、随時SSWの活動について報告や連絡を行っている。
- ・中学校長を対象に、年に1回「SSW連絡協議会」を開催し、SV（大学教授等）よりSSWの有効な活用や効果的なスクールソーシャルワークについての助言・指導により教育と福祉の相互理解を図っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・和歌山市SSW9名及び担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SV（大学教授等）を招いての連絡協議会（年2回）
- ・SV（臨床心理士）を招いての事例研修会（年3回）
- ・SV（大学教授等）を招き、スキル向上目的の研修会（年2回）

（3）研修内容

- ・現場の教職員や市福祉職員とともに、今年度の成果と課題をもとに、次年度への有効な活用について協議し、大学教授より効果的なスクールソーシャルワークについての助言と指導をもらう。
- ・家庭環境に課題の多い児童生徒や保護者への支援方法について、SV（臨床心理士）にアセスメントの方法やプランニング、振り返りなど継続的な支援の在り方の助言・指導をもらう事例研修（ヤングケアラーに関する内容を含む）。

- ・事例をもとに課題の大きい家庭への適切な支援方法について協議しSV（大学教授等）から助言をもらうスキル向上目的の研修（貧困・虐待に関する報告を含む）。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・SVによる中学校長へのスクールソーシャルワークの普及とSSWのより良い活用方法について助言いただく機会を設けることで現場での理解が深まり、定着しつつある。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・**無**） 設置はしていないが、講師として招き、研修及び事例検討を行った。

○活用方法 年間を通して関わっていただける方に依頼し、必要に応じて相談等を行った。

（６）課題

長期化する不登校児童生徒への支援ではSSWが直接関わるケースも増加し、それに伴い勤務時間や勤務状況をより活動しやすくする環境整備が必要である。また勤務形態上他のSSWとの交流が少ない現状もあり、資質向上のために連絡協議会やSVを講師に招き事例検討を含めた指導・助言をいただく研修の機会を増やす等が必要である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校支援のための活用事例（④不登校⑧学習不安・心身の健康に関する問題）〈拠点校型〉

○問題の概要

支援対象生徒は小学校より不登校、中学進学以降登校はほとんどない。適応指導教室の利用は継続できていない。

○SSWの関わり

前任SSWより引継ぎケースとして支援を開始。数回の家庭訪問を実施後、本人のみの面談を学校で継続して行い、その中で①学校に行って友達と交流したいが登校のタイミングを失っている、②勉強がわからず進路が不安、③自己肯定感の低さと不安解消等の手段として自傷行為あり等がわかる。①については面談を学校で行うことで学校の様子を直接感じ、その中で不安や悩みを共有し関係教諭と解決に向けて対応した。②学習面の不安について、学びたい気持ちはあるが小学校から授業が分からなかったとの話もあり、その原因の精査のため本人と母親に特性を理解したうえでの取り組みが重要なことを伝え、心理検査の実施を提案し実施となる。検査結果報告の際、知れて良かった、克服していきたいことを話す。③面談では本人の抱える問題を文字化し整理する作業を繰り返し行い、漠然とした不安を具体的に解決するヒントにした。検査以降、面談の中で自傷行為に及ぶ感情の不安定さは減少していると話す。

○経過、改善状況

自身の性格や学習面の課題を理解することで、適切な対応が可能になり、自信や安心につながった。これが行動にも影響し、少しずつではあるが、登校することもでき、学習意欲も高めることができた。

【事例２】児童虐待における支援の活用事例（②児童虐待⑧愛着障害、発達障害に関わる問題）〈拠点校型〉

○問題の概要

支援対象児童は学校で暴れる、教師への暴力・暴言等で昨年度の担任より相談があり支援を開始する。関係機関は児童相談所をはじめ、数か所あり。医療面に繋がり次年度より支援学級に入級となった。母に困り感はあまりないが、母自身も衝動性の自覚があり、自分と似た傾向のある本人を心配している。本人からの話では母に殴られたが、絶対母には言わないでほしいと言う。証拠はない。最近母への仕返しについて口に出している。一時保護や施設入所経験もあるが、本人は拒否している。本人は愛着面での課題もありつつ、衝動性、攻撃性が強く、コントロールが効かない。

○SSWの関わり

昨年度より、支援を開始。担任からの相談を受け、医療面につながったことから、情報収集と情報共有を中心に本人とも面談の時間を設けている。多岐にわたる関係機関との関わり、ケース会議も含め管理職とも連携しながら見守りを継続している。

○経過、改善状況

昨年度は教室へ入ることも難しく、校内徘徊もあったが、支援学級入級により、少しずつ勉強にも取り組めるようになってきた。カウンセリングも受け始める。

【事例３】該当事例無し 【事例４】該当事例無し

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・令和2年度より市内全中学校区に配置できたこと、またSSWが積極的に教職員への関わりを展開することで、理解と活用が進みつつある。
- ・支援人数は令和2年度と比較すると約6%増、支援状況で解決及び改善傾向にある件数の割合は令和2年度の16.5%に対し、令和3年度は20.2%と増加している。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討
- ・スクールソーシャルワーカーの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保
- ・小学校への支援体制の強化とSSW理解の促進
- ・SSWの役割について、校内で周知されるよう研修事業を積極的に展開

<課題の原因>

- ・SSWの業務について、初めて関わる学校が大多数のため活用しづらい。
- ・多様化する支援内容について、人材が不足しており支援に有する時間の確保が難しい。
- ・校内にてSSWの役割や位置づけが曖昧になっており、つながった支援を継続して見守る体制が安定しない。

<解決に向けた取組>

- ・SSWのガイドラインを作成し、教職員や関係機関に向けてSSW業務内容の周知理解に努める。
- ・SSWの活動状況や支援内容、また成果報告等を発表することで本事業の「見える化」を図り、SSWが活動しやすい環境の整備を進める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・小学校への支援体制の強化とSSW理解の促進
- ・SSWの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保及びSSW資質向上のための研修機会等の確保

<課題の原因>

- ・SSWの業務内容や活用方法について周知が不十分であり、活用できない。
- ・多様化する支援内容について、人材の不足と支援に有する時間の確保が難しい。
- ・勤務形態上SSW同士の交流機会が少なく、ケースに対する他の意見を聞く機会が少ないことも資質向上につながりにくい原因である。

<解決に向けた取組>

- ・ガイドラインによる教職員に向けてのSSW業務内容及び活用についての周知理解に努める。
- ・SSWの活動状況や支援内容、成果報告により本事業の「見える化」を図り、SSWが活動しやすい環境整備を進める。
- ・SSWの連絡協議会や研修の機会を確保していく。

鳥取市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の諸問題に対し、学校が教育と福祉に係る諸機関と連携しながら児童生徒やその保護者に効果的な支援を行うことができるように、スクールソーシャルワーカー（SSW）が諸条件の環境調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・令和2年度より配置人数を8名とし、30時間勤務の統括SSWを1名配置して庶務に当たる。
- ・市内各中・義務教育学校区にSSWをバランスよく配置し、年次計画で勤務時間を増やしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕8名（1名につき2～3中学校区及び義務教育学校を担当）

〔資格〕社会福祉士2名、精神保健福祉士1名、教員免許取得者4名、元警察官1名

〔勤務形態〕統括SSWは週30時間、他の7名は週15時間勤務（学校のニーズに合わせて巡回訪問）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（無）
- ガイドラインの内容、周知方法

鳥取県教育委員会の「教育相談体制充実のための手引き」、「ケース会議マニュアル」にあるSSWの職務内容と連携の在り方をもとに、管理職や教育相談コーディネーターに対して周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

①については、行政懇談会や校長会連絡等で周知を行った。教育相談コーディネーター研修において、①の内容を具体的な事例をもとに周知を図った。また、SSWが担当する各中・義務教育学校区への巡回訪問を行ったり、定例会議や支援会議に参加したりすることで、上記以外の教職員に対して理解の促進を図った。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ①市教委配置のSSW・担当指導主事
- ②県内SSW

（2）研修回数（頻度）

- ①市教委内研修（計17回）
- ②県教委主催研修（年4回）
- ③福祉機関等主催研修（希望者のみ）

（3）研修内容

- ①毎月、市内全体の不登校等の情報共有、学校巡回訪問の状況確認、研修内容の協議、ケース検討等
- ②スクールソーシャルワーカーの職務の理解、学校の危機管理、効果的な機関連携・ケース会議、包括的アセスメントからはじまる支援のデザイン、SC等との連携のあり方 等

（4）特に効果のあった研修内容

①では毎月、SSWが関わっている具体的な事例をもとに検討を行った。具体的なケースの概要を確認し、それぞれの資格や経験をもとに支援策を協議することでSSWの資質向上につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（無）

（6）課題

困り感のある児童生徒の背景が複雑化するケースに対応するために、学校訪問や関係機関との情報共有、連絡調整を行うことによりかなりの時間を要し、勤務時間内で研修を充実させるだけの時間の確保が厳しい状況にある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（④不登校）〈巡回型〉

○教育支援センターとの連携をいかしながら支援を行ったケース

本市の教育支援センターでは、不登校及びその傾向がみられる児童生徒一人一人の学校復帰や社会的自立に向けた生活、学習の支援を行っている。該当児童生徒本人や保護者の困り感や支援ニーズを把握しながら、自らの進路を主体的にとらえ切り開いていけるよう支援している。SSWの勤務場所が本教育支援センターであることから、機会をとらえて教育支援センターに通う児童生徒や保護者とSSWが面談を行い、関係づくりを行った。SSWと該当児童生徒や保護者との信頼関係ができ、学校での支援会議にSSWが同席することで保護者が学校での支援会議に参加しやすくなり、支援ニーズを確認しながら、前向きに学校とともに今後の支援のあり方について進めることができた。

【事例2】貧困対策のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ④不登校）〈巡回型〉

○学校以外の居場所につなげたい家庭へ支援を行ったケース

学校から食事や整容等が気になり、保護者に連絡が取りにくいいため、今後、家庭状況の悪化が懸念される兄妹（不登校傾向）の相談をSSWが受け、関係機関との連携を進めていった。SSWは本家庭に関わることができる関係機関との情報共有を行いながら、学校と福祉部局と一緒に家庭訪問を実施することができた。その結果、福祉部局との関係ができ、保護者への支援体制のきっかけ作りができた。その後もSSWが巡回訪問等で学校から得た情報を継続して関係機関と情報共有し、地域資源へつなげていくために、定期的に学校と関係機関等で支援会議を開催し、そのときそのときの家庭の状況に合わせた関係機関等の関わりや支援を行った。保護者が今必要と感じている支援を継続した結果、学校と保護者との関係性が構築しつつあり、兄妹の学習機会を確保したいという学校の思いを保護者が受け入れやすくなり、妹の登校が増えてきた。兄については地域での居場所につながりつつある。

【事例3】ヤングケアラーに対する活用事例（⑩ヤングケアラー）〈巡回型〉

○過度な家事手伝いにより、遅刻や欠席等がある児童生徒の家庭へ支援を行ったケース

該当児童生徒の家庭は兄弟姉妹が多く、同居している家族が多い。家事は主に祖母が行っていたが、入院することになった。保護者は同居している家族が多いこともあり、生活を支えるために仕事が忙しく、家事を子どもたちが行っていた。該当児童生徒が過度な家事を行うことで就寝が遅くなり、学校では寝ている状況が生じてきた。また、食事が十分にとれていないことも分かり、このような状況を学校からSSWが聞き取り、福祉部局との情報共有を行った。まずは最初の手立てとして、福祉部局の事業である配食サービスを受けることができないかと考え、福祉部局が本家庭へサービスの提案を行い、つながることができた。そのため、家事の1部分を軽減させることができ、安定して食事がとれ、学校への登校が増え、学習環境を整えることができつつある。

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSW8人で年間の学校訪問は791回、関係機関等への訪問が116回であった。SSWが校区担当を毎月巡回訪問することで、市内全小・中・義務教育学校において、SSWの職務の理解が進み、関係機関とのつなぎや保護者や児童生徒面談が実現するケースも増えてきた。学校で定期的に開催される不登校等の支援会議、スクリーニング会議等への参加要請も増え、情報共有を行いながら関係機関との連携に努め、校内の支援体制や相談体制の構築に関わることができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

児童生徒や保護者と関係諸機関をつないだり、ケース会議での情報共有と役割分担ができている状況の中でアウトリーチ支援を行ったりすることが期待されるが、現体制では限定したケースにしか対応で

きていない状況である。

<課題の原因>

- ・ S S Wの配置人数、勤務時間が限られていること
- ・ 地域人材や資源の把握とその活用ができていないこと

<解決に向け実施した取組>

- ・ S S W 7名の勤務時間を12時間から15時間にし、時間の確保を行った。
- ・ 統括S S Wが各S S Wの事務的な業務の負担と連絡調整を行い、学校等への訪問時間を確保できるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

不登校をはじめ、困り感をもつ該当児童生徒個々の背景が多様であり、支援ニーズも多岐に渡るため、S S Wの専門性が求められることが多くなっているが、現体制では限定したケースにしか対応できない状況である。

<課題の原因>

- ・ S S Wの配置人数、勤務時間が限られていること
- ・ 地域人材や資源の把握とその活用ができていないこと

<解決に向けた取組>

- ・ 福祉部局をはじめ、他の部局との更なる連携強化を図り、これまでの知り得ている地域資源について現地研修等を行いながら再確認し、各地域で活用できる資源についての情報を集める。
- ・ ケースによって、様々な資格を有するS S Wの複数体制で支援ニーズに応じる。

松江市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校をはじめとする生徒指導上の課題のある学校にSSWを配置・派遣し、保護者に対する支援や福祉関係との連携を行い、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図る。
- ・SSWがもつ社会福祉等の専門的な知識・技能を学校現場にも取り入れることで教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、全ての児童生徒の健全育成に向けた指導・支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・拠点とする中学校区を担当してアセスメントや該当児童生徒等への支援等にあたる「拠点校型SSW」と、学校長からの要請を受け、家庭支援等必要なケースに応じて該当学校に派遣する「派遣型SSW」の配置・派遣を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①拠点校型について

- 令和3年度は6中学校区に配置。
- 拠点校型SSWも派遣型SSWとしてケース派遣することが可能。

②派遣型について

- 学校長の要請を受け、市教育委員会が該当の学校にSSWを派遣。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・事業の趣旨、配置及び派遣、委嘱、職務内容、勤務形態、謝金等についてまとめたガイドラインを作成している。
- ・年度当初に拠点校型配置校のSSW担当者に対し、事業説明を行った。
- ・校長会や教頭会、生徒指導主任・主事連絡会等において事業説明を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校型配置校のSSW担当者に対し、教職員の理解促進に向けた研修を実施した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・松江市委嘱のSSW、拠点校型配置校の学校担当者、松江市教育委員会生徒指導推進室員

（2）研修回数（頻度）

- ・松江市主催のSSW活用事業に係る連絡協議会（1回）及び研修会（3回）を実施
- ・県主催のSSW研修会（任意参加）
- ・他機関主催のSSW研修会（任意参加）

（3）研修内容

- ・校内担当者とのSSWの連携による効果的な事業運営について
- ・重点配置に係る取組について
- ・ソーシャルワークの展開の基本について
- ・ヤングケアラーについて
- ・ブリーフミーティングを活用した事例検討
- ・SSWの活動の振り返り

（4）特に効果のあった研修内容

- ・他県SVを招聘しての研修：「スクールソーシャルワーカーに期待される役割」というテーマを柱に、SSWの役割や求められる力、アセスメントとプランニングといったスクールソーシャルワークの視点等、今後の実践に活用できる研修となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）

○活用方法

(6) 課題

- ・他機関との連携を含めた研修及び連絡協議会の在り方、ならびに事例検討や講義、演習を通じてSSWのスキルの向上をめざした研修内容の検討
- ・スーパーバイザーの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困及び虐待の環境にある生徒のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

- ・生活保護家庭で経済的に苦しい家庭に生活する生徒にSSWが関わった。また、兄が父親から暴力を受けていたり、母親が精神疾患を患っていて食事の準備等の家事ができなかったりするなど、虐待ケースでもあった。
- ・担任が中心に関わったが、SSWも連携して家庭訪問や学校での面談を繰り返すことで生徒の気持ちが安定し、出席の状況が改善した。卒業後は希望の高等学校に進学した。

【事例2】ネグレクト疑いのある児童のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）＞

- ・本児は不登校であり、ネグレクトの疑いがある。
- ・学校が本児への対応や家庭との連携のために電話連絡や家庭訪問をしても、本児及び家族とのコンタクトが全く取れなかったため、SSWが関わった。
- ・学校は主幹教諭を窓口としてSSWと情報共有を行い、SSWは学校と連携して不登校支援や中学校進学のための情報提供及び手続きについての家庭支援に係る対応を行った。

【事例3】「⑨性的な被害」、「⑩ヤングケアラー」について 該当事例なし

【事例4】教職員とSSWの役割分担を明確にした不登校児童支援のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- ・人間関係トラブルから学校に登校しにくい児童に対し、学校の依頼を受け、SSWを派遣した。
- ・本児保護者は学校へ不信感を抱いているところがあり、学校は対応に苦慮していた。
- ・本児の登校に向け、SSWと教職員がそれぞれどのように対応するかをケース会議で確認した。SSWは家庭と学校間を調整するとともに、本児が登校した際に人間関係のトラブルを未然に防ぐために学校に常駐していることを本児及び保護者にも明確にした上で、対応にあたった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校や閉じこもりがちな児童生徒に関わる支援において、家庭訪問や関係機関との連携を行うSSWの役割が大きく、「不登校が解決」または「支援中であるが好転している」ケースが全体の38%であった。
- ・校内ケース会議や市教委主催のサポート会議等に参加し、教職員や関係機関等と連携した取組を進めることができた。
- ・困り感を抱える保護者や学校にとって、SSWが精神的な支えとなった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・拠点校型SSWの配置増員に伴うSSWの計画的な人員確保。
- ・SSWの効果的な活用についてのさらなる周知。

＜課題の原因＞

- ・児童生徒や家庭が抱える問題、その要因が多様化、複雑化する中で、校種・学校規模を問わず、SSW配置の必要性が高まっている。
- ・管理職や学校担当者の中では理解できているが、その他の教職員に対しての周知が十分に進められていないことが考えられる。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 人員確保については、島根県社会福祉士会と情報連携を行った。
- ・ S S W活用に対する教職員の理解を深めることを目的に、拠点校型配置校のS S W担当者対象の研修を行った。
- ・ 校長会や教頭会だけでなく、生徒指導主任・主事連絡会等において事業説明を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの役割及び活用についてのさらなる周知。
- ・ 配置体系も含めた、より効果的なS S W活用方針の検討。

<課題の原因>

- ・ S S Wの役割及び活用についての周知が学校に対して十分にできていない。
- ・ 児童生徒の抱える課題が複雑化する中で、市としてS S Wの効果的な活用について再検討する必要がある。

<解決に向けた取組>

- ・ S S W及び配置校のS S W担当者を対象に、S S W活用事業について校内で周知を図るための研修を行う。
- ・ S S W同士やS S W担当者同士の意見交流の場を増やしたり、担当指導主事による学校訪問やS S Wとの面談を実施したりすることで、S S W活用の実態や学校のニーズをこれまで以上に把握する。

呉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 教育や福祉に関する専門的知識・技術や経験を有する者を学校等に派遣し、様々な課題を抱えている児童生徒、家庭等に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、生徒指導上の諸課題の解決を図る。
- 業務内容
 - ・生活環境に課題のある児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
 - ・支援に当たっての関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・支援における学校内のチーム体制の構築・支援
 - ・保護者の相談対応、教職員に対する助言、その他必要な情報提供や支援
 - ・教職員等の研修活動への参画

(2) 配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会に配置し、学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、又は関係機関等に派遣した。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3人
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教員免許状
- ・勤務形態 学校からの申請による派遣型
- ・勤務時間 438時間

(4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成 （ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

年度当初に市内全小中学校に「呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業について」を通知するとともに、校長会等でも事業について周知している。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

市内の研究会で、SSWの役割や有効性について紹介し、校内で周知してもらうよう依頼した。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施 （ 有 ・ 無 ）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールソーシャルワーカー3名、教育委員会担当指導主事

(2) 研修回数（頻度）

- 事例研修会（月1～2回）
- 市の関係機関との情報交換会

(3) 研修内容

- スクールソーシャルワーカーとしての関わり方
- 個別の事例についての検討及び情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- スクールソーシャルワーカーとしての学校や関係機関等との連携の仕方や適切な関わり方についての実践交流
- 事例検討会において、関わっている事案についてより良い支援の方法の検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 （ 有 ・ 無 ）
- 活用方法 なし

(6) 課題

- 今後、さらに厳しい家庭環境を抱える児童生徒への対応が考えられることから、スクールソーシャルワーカーの増員や資質の向上に向けた研修の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の支援のための活用事例（②児童虐待発⑧その他：発達障害に関する問題）〈派遣型〉

（ケース概要）

身体的虐待により一時保護のケース児童である。実母は家を出ており、実父は無職である。保護者自身の生育歴の課題から、保護者と児童との人間関係構築にも課題あり。学校では、授業中寝てしまったり、忘れ物が多かったりする。また、体操服やシューズが汚れていたり、寝坊で遅刻してきたりとネグレクトが疑われる。

（支援内容）

毎月数回にわたり、関係機関と連携し家庭訪問をしている。本人のアセスメントをしたり、保護者と面談をしたりしながら、多くの関係機関と連携を図り、本児にとって必要で最善な方策や方向性を模索しながら支援している。

（支援経過）

定期的な家庭訪問や面談をすることで本人や保護者の困りごとを引き出ししていく。SSWのおかげで家庭の状況を把握できるようになった。SSWが様々な機関や学校との連携をする中で、学校が保護者にどのような声かけをすべきか、今後もSSWと連携していきたいと考えている。

【事例2】家庭環境の支援が必要な児童のための活用事例（⑧その他：発達障害に関する問題）〈派遣型〉

（ケース概要）

家庭での生活について、親の言うことを聞かないことや、提出物がきちんと出せないことなどについて保護者から相談があり、学校からSSWの活用を促した。保護者の希望もあり、学校も保護者の困っていること解消するために、SSWの適切なアドバイスを受けたいと思い派遣を希望した。

（支援内容）

SSWが医療機関とのつなぎ役となり、きめ細かな連携を各関係機関とできている。また、細かな家庭連携を行いながら子どもの様子を把握し対応している。医療機関と連携し、病院への受診等につながり、SSWが定期的に病院に連れて行くなど母親の支援も行っている。

（支援経過）

家庭訪問や保護者との連携を密に図りながら、SSWのアドバイスもあり、特別支援教育の視点を取り入れた声かけを心掛けていくようにする。SSWが保護者のよき相談相手となり、保護者の学校に対する態度も軟化してきた。今後も、SSWと連携を密に行い、児童が少しでも安心して過ごせるように支援していきたい。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーについての活用事例はなし。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校が抱えていた課題について、スクールソーシャルワーカーからの専門的なアドバイスや関係機関の紹介や連携により、解決に向けての取り組み方の方向性が見えるようになり、福祉関係等への相談がしやすくなった。
- 職員会議やケース会議等に参加し、教員やスクールカウンセラー、関係機関職員等と協議することで、チームとしての取組を進めることができた。

派遣学校数21校（小学校13校、中学校8校、対象児童生徒数58名、複数回答）

解決 A	少しでも好転が見られた		支援中 F
	児童生徒について BC	家庭環境について DE	
48.4%	41.3%		10.3%
	10.3%	31.0%	

- A 解決 B 支援中であるが好転（児童生徒の学校生活が落ち着いた）
 C 支援中であるが好転（児童生徒の登校日数が増えた） D 支援中であるが好転（関係機関と連携できた）
 E 支援中であるが好転（保護者と連携できるようになった） F 支援中

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用と周知徹底

<課題の原因>

- ・家庭環境の変化や教育力の低下により, 専門的な知識や支援と対応

<解決に向けた取組>

- ・SVによる指導講話等による技量向上や派遣拡充のための人材と財源の確保
- ・事例検討や情報交換の充実と学校とSSWを含めた研修会の充実

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用と周知徹底

<課題の原因>

- ・学校における当該家庭の課題や実態の把握とスクールソーシャルワーカーの的確な派遣方法
- ・専門職として様々なケースに的確に対応できるチームとしての技量

<解決に向け実施した取組>

- ・派遣拡充のための人材・財源の確保
- ・事例検討等を含めた技量向上のための研修会の内容の検討

下関市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

SSWを専門家人材バンクに登録し、校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・9人

資格・・・社会福祉士2人、精神保健福祉士1人、教員免許2人、心理に関する資格2人、相談業務等に長期従事した者2人

勤務形態・・・校長からの派遣要請に応じて勤務等（年間400時間、267日）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

趣旨、実施内容等を記載した「下関市SSW活用事業実施要項」と活用方法等を記載した「SSWのリーフレット（周知用）」を学校に配付し、周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談担当教員対象の研修会の中で、SSWが事例発表を行い、SSWの役割、関係機関へのつなぎ等の連携について、理解促進を図った。

不登校や虐待が疑われる事案等について、市教委が学校訪問時にSSW活用の有用性を紹介し、SSW派遣にむけた検討を行った。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・SSW、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

・月に1回（1時間30分程度）

（3）研修内容

- ・ケースについての対応研修
- ・県SVによる研修（ルーブリック資質向上評価）
- ・市教委主催の生徒指導及び教育相談担当研修会への参加（いじめ対応、虐待・ヤングケアラー、性的虐待）
- ・ヤングケアラー研修
- ・スクリーニング活用の研修
- ・子ども食堂やひきこもり対策事業等の他機関の情報についての共有
- ・他機関が主催するSSWスキルアップ研修の案内

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ヤングケアラー研修は、今後、SSWが事案対応する際の児童生徒理解の視点として有用であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ 無)

(6) 課題

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、SSWが全員参加する研修会の実施回数を複数回中止にしたこともあり、SSWが学校のいじめ防止対策委員会、校内支援会議に参加し、ケース検討を行う時間が減少した。市教委とSSWが個別にケースの検討および協議を行った。
- ・SSWが、別の職業を兼ねているため、研修会への参加が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、④不登校<派遣型>)

- 家族構成：本人(A)、父親、姉
- 家庭の状況：父親は就労が不安定で、生活保護世帯である。また、父親は生活保護費や給与を家庭内で適切に使っておらず、電気、水道等のライフラインが止まり、食事も安定しないことがある。その際、Aおよび姉は、親類宅で生活することもある。
- 本人の状況：SSWの支援以前は、登校意欲が低下し、欠席数が多く、学校が安否確認できない日もあった。
- SSWの活用の効果
SSWがAとの面談を重ね、関係性の構築を図った。その後、市福祉部局と連携し、子ども食堂につながることができた。また、Aの困り感を引き出すことができ、困ったときの相談相手や居場所として、SSWや子ども食堂を活用するようになった。
また、SSW、市福祉部局、児童相談所が父親にアプローチし、父親の生活保護費の使い方の指導や、子どもが登校できる環境づくりへの助言を行った。
支援後、Aは安定して登校できるようになった。SSWは、定期的にAと面談し、家庭環境が安定しているかの確認を行っている。

【事例2】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策<派遣型>)

- 家族構成：本人(B)、父親、母親、弟、妹
- 家庭の状況：父親は高齢で病気療養中である。母親は障害者手帳を有し、就労している。家庭内の経済状況は父親の年金と母親の収入である。
- 本人の状況：Bが高校入試を合格したが、保護者が入学支度金等の納付準備ができず、入学困難な状況となっていた。また、Bは保護者に不信感を持ち、関係性が悪い。
- SSWの活用の効果
SSWが母親と面談し、家計の収支状況を確認し、課題を整理および助言をした。また、SSWはBの入学支度金のみだけでなく、慢性的な経済的困窮を解決するために、市福祉部局や社会福祉協議会を協議し、生活保護受給にむけた手続きを開始した。SSWはBと面談し、Bと母親の関係改善について助言し、同様に、母親へも子へのかかわり方について助言した。その後、SSWは母親が市福祉部局窓口に行くことに帯同し、手続きの支援を行った。
高校の入学支度金等の問題は解決し、Bは高校生活を順調に送っている。

【事例3】該当なし

【事例4】該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校への支援（小学校6校、中学校11校、高等学校1校 合計18校）
- ・支援対象児童生徒数（小学生12人、中学生22人、高校生1人 合計35人）
- ・派遣日数および時間（251日、378時間）
- ・16ケースにおいて事態の好転が見られた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・専門性の高いSSWの人材を確保すること。
- ・多様化、複雑化する課題に対応できるSSWの資質向上を図ること。

<課題の原因>

- ・貧困等の家庭問題、ゲーム依存や、SNSを利用したネットトラブル等の新たな生徒指導上の問題など、課題が多様化・複雑化している。多様な支援体制、支援方法を確立するには、より一層のSSWのスキルアップが必要である。

<解決に向け実施した取組>

- ・1つの事案について複数のSSWで討議し、適した支援方法を検討することで、SSWのスキルアップにつながった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・増加する不登校児童生徒及びその家庭が抱える課題に対応できるSSWの資質向上を図ること。

<課題の原因>

- ・不登校の要因は、多様化・複雑化している。不登校の未然防止、早期対応のために、スクリーニング、アセスメントおよび支援方法を確立するためのスキルアップが必要である。

<解決に向けた取組>

- ・毎月1回に開催しているSSWの研修会の中で、スクリーニングについての研修を行う。
- ・SSWが学校の支援会議に参加しスクリーニングを行い、家庭における不登校の未然防止、早期対応につなげる。

高松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

S S Wの社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

高松市立全中学校にS S Wを配置している。また、中学校区の小学校からS S Wの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているS S Wを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 13名

〔資格〕 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、臨床心理士、介護支援専門員、子育て支援員、産業カウンセラー、児童福祉司任用資格

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

S S Wは、配置された中学校及び派遣された小学校において、児童生徒及び保護者への支援や、教職員から求められる内容に応じた教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。これらについては、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市S S W配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校における教育相談体制の充実を図るため、S S W連絡協議会を開催し、講話やグループ協議を行った。また、定期的に行われる市教育委員会主催の管理職研修会や生徒指導主事・教育相談担当者研修会等において、S S Wの役割や活用方法を繰り返し周知した。さらに、S S Wの業務内容や相談方法等について、教職員や児童生徒及びその保護者に広く周知するため、「高松市スクールソーシャルワーカーパンフレット」を作成し、各高松市立小・中学校に配布した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ ・ 無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 高松市S S W（13名）

（2）研修回数（頻度） 年間8回

（3）研修内容 活動状況の報告、事例研究、情報交換、関係機関との情報交換・協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。S S Wは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していても、ケースに応じた的確な支援活動を推進するために、学校や地域の実態についての理解を深めておくことが重要である。S S Wとしての心構えや、教職員や生徒、保護者とのコミュニケーションの取り方の工夫、効果的な支援が展開できた事例や課題の残った事例などを共有することで、S S Wとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有 ・ ）

（6）課題

- ・ 市単独でのスーパーバイザーの設置及び研修体制の整備、研修プログラムの充実。
- ・ S S Wの増配置に向けた人材の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障がいがある生徒に対する活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

本人に発達障がいがありコミュニケーションがとりづらいため、不登校になっていた。家庭訪問や面談を重ねることで、家族や本人との関係づくりを行った。最初は午後からの登校や別室登校から始め、徐々に午前中の登校を定着させた。別室では、遊びから学習へと、本人にとって無理のない範囲で自己選択できるように働きかけ、高校進学につなげることができた。本人が通院する医療機関の主治医と情報交換を密にすることで、本人への支援方法について共通理解が図れ、本人も保護者も安心して登校日数を増やすことができた。

【事例2】家庭が不安定になっている生徒に対する活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

保護者が病気になり、本人の不登校が続いている。本人と面談をする中で、家庭生活が不安定であることが明らかになり、外部機関の事業であるフードバンクや、こども食堂、学習支援教室などを紹介した。集団に入ることに不安を感じていた本人に対して、別室登校を促し、定着させることができた。関係教職員のサポートもあり、進路を決めることができた。現在は、生活リズムを整えることを目標に支援を続けている。

【事例3】ヤングケアラーが疑われる生徒に対する活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

保護者が病気であり、本人は学校を休みがちになっていた。担任や養護教諭が保健室で話を聞いていくと心がほぐれ、家庭の状況や本人のしんどさを語るようになった。担任が保護者とSSWをつなぎ、面談を行う機会を得て、奨学金制度の紹介を行った。家庭における家事負担や介護負担が大きいという本人の訴えを校内で共有し、関係機関にも情報共有した。家庭に福祉的な支援ができるよう、本人や保護者を関係機関につなごうとしている。

【事例4】ひきこもりの生徒に対する活用事例（⑫教員とSSWの役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

欠席が続くにも関わらず、本人の状態が把握しづらい状況にあった。学年主任や教育相談担当と常に情報共有をし、校内のケース会にも参加して、チームで対応を検討した。教育相談担当が保護者へ呼びかけ働きかけることで、保護者との面談も実現した。本人の状態が明確になり、改めて外部機関を交えたケース会議を開催し、対応を協議した。保護者は協力的な姿勢を見せるようになり、定期的に面談をして、本人の状況と変化をつかむことができていた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

コロナ禍の影響もあり、家庭訪問回数については前年度より減少する結果となったが、継続支援対象児童生徒への支援状況を見ると、「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の事案の合計が全体に占める割合は、令和元年度は22.0%であったが、令和2年度は48.0%、令和3年度は50.0%であった。問題の複雑化や深刻化が進み、解決が容易でない事案が増加している現状があるが、令和3年度は、解決・好転の割合が高い結果となった。また、支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあることや、年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースも多数あり、SSWの役割は学校において欠かせないものとなっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

教員、専門職、関係機関がもつ情報や問題認識の相違から、支援の仕方にズレが生じることがある。

SSWの活用にあたって、専門的職務や役割についての教職員の理解促進が求められる。

＜課題の原因＞

生徒や家庭が抱える問題やその要因が多様であったり、複雑に絡み合っていたりすること。

支援のために必要なケース会議等を開催する時間的な余裕が不足していること。

＜解決に向け実施した取組＞

支援方針の確認や、進捗状況の把握をするためのケース会議等を定期的に開催することや、地域資源との更なる連携に努める。

校長研、教頭研、生徒指導主事研など多くの機会を捉えて、SSWの活用方法や役割について周知する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

教員、専門職、関係機関がもつ情報や問題認識の相違から、支援の仕方にズレが生じることがある。

SSWの活用にあたって、専門的職務や役割についての教職員の理解促進が求められる。

＜課題の原因＞

生徒や家庭が抱える問題やその要因が多様であったり、複雑に絡み合っていたりすること。

支援のために必要な情報を共有する場となるケース会議等を開催する時間的な余裕が不足していること。

＜解決に向けた取組＞

支援方針の確認や、進捗状況の把握をするためのケース会議等を定期的に開催することや、地域資源との更なる連携に努める。

校長研、教頭研、生徒指導主事研など多くの機会を捉えて、SSWの活用方法や役割について周知する。

高知市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校及び日常の生活を営む上で、課題の解決を要する児童生徒とその家族及びその児童生徒を取り巻く環境、学校、社会、制度等を対象として、ソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使した支援活動を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

SSWを高知市教育研究所に配置し、高知市立学校の中から高知市教育委員会が指定する学校にSSWを派遣する。派遣の際は、1中学校区で同じSSWが活動できるようにする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 合計16人…通年配置(1人)

4月～県との委託契約が整う日までの期間についての配置(15人)

資格 社会福祉士(7人)、精神保健福祉士(3人)、教員免許(6人)、心理に関する資格(3人)

勤務形態 非常勤会計年度任用職員(パートタイム)原則1日7時間以内、設定時間内で勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

高知県のスクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に則り、「高知市スクールソーシャルワーカー活用事業について」という資料を作成し、各校に事業の趣旨について適宜周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

不登校支援担当者研修会や高知市で作成した「不登校支援ハンドブック」において、SSWの職務等について発信するとともに、校内支援委員会でSC・SSWのアセスメントを積極的に活用している学校の事例をリーフレットで全教職員に配付した。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

月2回程度の連絡協議会

（3）研修内容

- ・ 各関係機関や制度、連携について
- ・ ヤングケアラーについて
- ・ 教育支援センターとの連携について
- ・ 現在関わっているケースについて

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ ヤングケアラーについて

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法 SSWの業務全般やケースについてのスーパーバイズを受ける

(6) 課題

S S Wの対応ケースが複雑化、多様化し、S S Wへのニーズが高まる中、限られた時間の中で専門性を高めるために研修の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

状況 Aは、母と母方の祖父と同居しており、母子共に療育手帳を持っている。1学期途中から学校を休みがちになり、学期末には全く登校できない状態であった。

対応 関係機関が集まりケース会を行ったところ、家庭内では朝の支度が十分にできないこと、以前は送迎していた祖父が免許返納したために送迎できずに欠席が続いていることが共有された。放課後等デイサービス事業所による朝の支度支援につなげ、S S Wによる定期的な家庭訪問を行う際、「高知市支援対象児童見守り強化事業」を活用し、週1回の弁当支援を行うようにした。

成果 夏休みから家庭訪問を開始し、Aの家庭での様子を学校に伝え、子ども家庭支援センターとも情報を共有し、必要に応じて福祉サービスにつなげた。これらの支援によってAは2学期からほぼ欠席なく登校できるようになった。S S Wが家庭訪問時に話を聞き、学校と共有することで、母の不安軽減にもなり、本児の安定した登校につながった。

【事例2】発達障害等の支援のための活用事例（④不登校⑧発達障害）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

状況 Bには発達障害があり、幼稚園在園中から児童発達支援を開始していた。学校へ入学してからも定期的に関係機関等と校内支援会を行った。幼稚園年長時の3学期は不登園状態だったが、連携の成果もあってBは週3日程度の登校を続けていた。しかし、水泳の授業で担任が参加を促したことが嫌で、水泳の授業がある日に欠席したり、登校しても見学が続いたりしていた。

対応 水泳の授業の様子について、担任からS S Wに相談があった。担任としては、少し背中を押しただけで授業に参加できるのではという思いがあるが、どのように支援したらよいか悩まれていたので、学習場面での支援について助言し、今後の対応について確認した。

成果 1学期最後の水泳の授業で、S S Wが授業見学しているBに対し、水に慣れるサポートを行ったところ、Bが自ら泳ぎたいと申し出たので、授業に参加する支度の支援を行った。プールに戻ったAは、担任とマンツーマンで楽しそうに泳ぐことができた。事前に担任と支援内容について検討していたため、スモールステップでの支援を行い、苦手意識のある課題に対して取り組むことができたことから、2学期以降の登校へつながった。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（④不登校⑩ヤングケアラー）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

状況 母に難病と知的障害、精神疾患がある。Cが食事を作ったり、母の風呂の介助をしていた。Cは小学校高学年から登校はほぼできていない。母子が共依存状態で、本児も対人不安が強く、昼夜逆転の生活をしている。S S Wが家庭訪問し、Cの児童精神科病院へのつなぎや受診への同行をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響がきっかけに通院しなくなった。昨年度は数回登校しただけで、外部との関わりを拒否され、家庭にS S Wが入れない状態が続いていた。

対応 校内での支援会も行いながら、生活福祉課との情報の共有などを行った。本人に会うことがなかなかできない中、家の郵便ポストに手紙を入れる関わりを続けた。家庭環境が変わったことでS S Wが介入できるようになり、児童精神科の通院も再開し、訪問看護が入るようになった。各関係機関や学校と連携し、情報共有を行った。

成果 拡大ケース会を開き、母子ともにそれぞれが障害サービスを使うことができた。S S Wは学校と各関係機関との調整をしながら、支援体制を整えることができた。全く家庭に入れなかった状態から、担任とS S Wが定期的に家庭訪問をし、本人と会えるようになった。担任との関係づくりも少しずつできてきた。母の状況が良くなることで本人の笑顔も見られるようになった。

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和2年度より、4月当初から各中学校校区に1人のスクールソーシャルワーカーを配置している。令和3年度より4月に活動できる時数を162時間から356時間に増やすことができ、年度当初の丁寧なつながりが必要な時期に活動することにより、小学校と中学校での丁寧な引継ぎや情報共有、支援を行うことができた。

また、各校の年度当初の不登校支援委員会にSSWが参加し、児童生徒についての情報共有と、対応の検討を教職員と一緒にいき、支援の充実につなげることができた。

支援の対象となった児童生徒は196人、訪問活動の回数324回、関係機関等との連携の回数75回（1名の1年間分と、高知県委託契約16名の4月活動分）である。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>年度が変わり学校組織が新しくなった時にも引き継がれる「チーム学校」としての対応。

<課題の原因>「チーム学校」としての動きの弱さ。

<解決に向けた取組>SSWを含む組織的な学校体制づくり、学年間や小学校から中学校への支援の引継ぎ、良いスタートを切るための効果的な支援体制の構築や周知とSSWの活動時間数の確保。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>「チーム学校」として対応していく中で、未然防止、初期対応としての活用が不十分である。

<課題の原因>SSWの活用に対する理解はある一定進んでいるが、ケースが複雑化してから相談を受けることも多く、より早い段階での活用ができていない現状がある。

<解決に向けた取組>未然防止、初期対応の観点での連携の重要性を周知するとともに、学校とチームとして協働し、早期に関わることができるよう、スクールソーシャルワークに関しての周知を行っていく。

久留米市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士の専門的な知識や技術の資格を有するSSWを各学校の依頼に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の置かれた環境に働きかけ、関係機関などとのネットワークを活用しながら、課題解決や状況改善を図ることを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会に常駐。派遣型。R3.10月より中学校1校区を拠点巡回型で配置。雇用条件等や配置形態を改善しながら年々人員増加に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○6名（社会福祉士資格の専門職枠で採用した市職員1名、任期付職員4名、任期付短時間勤務職員1名）
○資格：社会福祉士を有する者

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し、各学校へ配布。年度始めの定例校長会や教頭会において手引きを基にSSW活用の流れについて周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各小中学校のいじめ・不登校対応を行う教職員に向けた研修会でSSW活用事業の目的や活動の概要、事例紹介をし、活用についての周知を図った。例年、養護教諭研修会などでの研修やアドバイザーを行っていたが、コロナ感染の影響により中止となった。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：SSW

（2）研修回数（頻度）：①SSW連絡会議（年7回）②SSWに係る人材育成職場研修（コロナ感染の影響により資料回覧のみとなった）③SSWミーティング（週に1回）

（3）研修内容：SSW連絡会議に参加することで、他市での支援事例や取り組みを学ぶことができた。週に1回程度久留米市SSW全員でミーティングを行い、事例検討や支援方針の検討などを行った。

（4）特に効果のあった研修内容：SSW連絡会議に参加することで、他市での支援事例や取り組みを学ぶことができた。SSWでミーティングを行い、事例を協議することで、資質の向上に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（・無）

○活用方法：社会福祉分野の大学教授をSVとして配置（月2～3回程度）。事例検討及び個人SVを中心に1対1でのスーパービジョンを実施。

（6）課題：多様化・複雑化する相談依頼に対し、適切な対応や支援ができるようSSWの人材育成を行う必要がある。そのためには、安定した人材の確保、資質向上に向けた育成体制を整備する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困世帯のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学3年・1年の兄弟、ひとり親世帯。兄弟とも不登校。母は無職で、収入源は児童手当・児童扶養手当のみ。養育費をもらわない代わりに父（母の元夫）名義の家で生活していたが、家を退居して欲しいと父から申し出あり。兄が通信制高校への進学を希望したこともあり、母は奨学金や生活保護を申請すると決意した。各申請時はSSWも窓口へ同行。生活保護決定後は、母が転居先を探すための情報提供、生活支援課や学校との情報共有（弟の制服準備）等を行った。以後、兄は高校進学、弟はオンライン学習を導入する等、生活状況は改善傾向にある。

【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

小学生男児、母は外国籍でひとり親世帯。生活保護受給中。警察より児童相談所へ面前DVでの通告あり。本児が夜間一人で過ごしていること、母からの身体的な虐待が分かり、要保護児童対策地域協議会での管理となる。校納金の滞納があり、学校と母の面談へ同席すると母が漢字の読み書きが苦手であり手続きが分からないが、どうしたらいいか聞けずに困っていたとことがわかった。また、本児を起こしても起きないことで疲弊している様子。朝は生徒指導サポーターが迎えに行ったり、手続き関係の書類があるときにはSSWが家庭訪問で内容を伝えたりすることとした。徐々に本児の遅刻が減り、母の表情も柔らかくなった。中学校の入学準備や入学式に同行することで母は「日本語が読めなくて困ったけどSSWがいるから助かった。」とのこと。家庭状況は改善傾向にあるが、今後も見守りが必要な家庭のため中学校巡回時に本児の様子観察や母への連絡を継続している。

【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学生女兒、多子世帯の次女。一昨年に母が出産、昨年は姉が出産、今年に入り、父が癌を発症したことで、本児が学校を休んで家事・育児を担うようになった。心配した担任とSSWが家庭訪問した際、本児が「勉強はしたいけど、長く休んでいるから勉強にも付いていけない、人目も気になる。」と話したため、本児の時間が空く時に近所の公共施設（研修室）を借りて個別に学習することにした。進路については、高校進学でなく就職を希望。職業訓練校に通うことも提案したが、通学手段が無く断念。ハローワークへ繋ぎ、自宅から通える職場に新年度からの採用が決定した。今後は、お金を貯めて原付バイクの免許を取得し、職業訓練の後に介護福祉士の資格取得・就職を目指したいと本児は話したが、もし高校進学したい気持ちになった時には、いつでも中学校へ相談するよう伝えている。

【事例4】 民間団体のための活用事例（⑪民間団体（NPO 団体等）との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学生女兒、父と2人の外国籍世帯。父は自営業で収入は少ない。父子間のコミュニケーションがないことで、学校からのお知らせが父へ届かないことや、本児の夕食が用意されておらず、体重減少が顕著に見られていた。NPO団体が行っている無料塾へ繋ぎ、家以外の居場所の提供と塾でのご飯の提供を開始した。また、就学援助等の手続きの際の通訳サポートのため外国人相談窓口へ紹介し父の支援を行った。また同時に本児とSSWが定期的に面談を行い、家庭での様子を確認していった。

NPO団体へ繋いだことで週に2回は塾での食事提供を行うことができた。しかし、父の文化の違いからか、無料での食糧提供等に難色を示されたため、説明に工夫が必要である。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

H25年度から指導主任、教育相談員、特別指導員、SC、SSWが構成する教育相談チームを発足。教育相談を担うチームとしての体制強化を図ってきた。SSWは、2名より徐々に拡充を行い、社会福祉士資格をもつ市職員1名を含めた6名体制となる。

R3年度は、不登校、発達障害、貧困問題などの課題を抱えた児童生徒、家庭に対して支援を行った。支援件数は201件。学校訪問1,172回、家庭訪問905回、関係機関への訪問278回、校内ケース会議や関係機関等とのケース会議件数は306件であった。R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修等の開催が困難であったが、実際の事例を通して、SSWの活用について徐々に周知されてきている。

また、R3.10月より、1校区に拠点巡回型での配置を開始し、SSWの効果的な活用成果があがっている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

給与面や雇用条件等の見直しを行い、改善を行っている。しかしSSWの入れ替わりが多く、SSWの即戦力の定着が引き続き課題である。

<課題の原因>

SSW自身が安心・安定して業務が遂行・継続できる環境が十分に整備されていない。

SSWの効果的な活用のための配置形態がなされておらず、SSWと学校との関係が築きにくいこと、そのため問題が複雑化・重篤化してからの支援介入が多く、改善が難しいケースが多い。

<解決に向けた取組>

雇用条件やSSW支援体制をさらに充実させ、より効果的な配置（拠点型）を導入していく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

R3.10月より拠点巡回型を導入し、1校区にモデル配置している。学校との連携がより密となったことで半年で、成果はでており、拡充をしていくために検討中であるが、SSWの入れ替わりが多く、人員確保や人材育成が十分ではない。

<課題の原因>

SSW自身が安心・安定して業務が遂行できる環境が十分に整備されていない。

<解決に向けた取組>

新規採用時の研修体制の強化やSVの効果的な活用をしていくこと。SSW支援体制を強化し、拠点巡回を拡充していく。

長崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒及び保護者への支援とともに、関係機関と連携し、児童生徒の置かれた環境への働き掛けを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

○SSWを長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行う。

○採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者とする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：9人（うち1人スーパーバイザー）

資格：社会福祉士5人 精神保健福祉士1人 その他社会福祉に関する資格2人 教員免許3人
心理に関する資格1人（複数資格取得者有）

勤務形態：市の嘱託職員として、週5日、1日6時間勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSW活用事業に関する実施要項、運用細則、服務規程、業務内容についての冊子を作成し、全小中学校へ配付するとともに、学校に訪問して趣旨等を説明した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談に関する悉皆研修内で事業説明をするとともに、全小中学校に訪問等で事業説明を行った。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW9人、事業担当指導主事1人

（2）研修回数（頻度）

①SSW基礎研修（6回実施）

②定例事例研修会（毎週月曜日午前）

③外部専門家による研修会（月2回程度）

④教育相談夏季研修講座（2回）

⑤県教育委員会及び県教育センターが主催する研修会（年10回）

（3）研修内容

①SSW基礎研修

ソーシャルワークの基本理念、SSWとしての役割等に関する研修

②定例事例研修会

対応事例についてSSW同士による協議、担当指導主事からの指導助言

③外部専門家による研修会

福祉や司法の専門家を招聘しての講義や指導助言による事例研修

④教育相談夏季研修講座

不登校についての理解等教育相談に関する研修

⑤県教育委員会が主催する研修会

S S Wとして必要となる知識や技能に関する研修

(4) 特に効果のあった研修内容

外部専門家による研修会(社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士)では、ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができています。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

学校からの相談が増えるにつれ、学校、S S Wの役割が整理されないまま支援に入ることがあったが、S Vが学校と支援について協議するなどして、学校とS S Wの役割を明確化することで、より一層福祉の専門家としての視点を生かした支援へとつながった。

(6) 課題

不登校支援のケースが多くを占めるため、不登校ではない児童生徒の家庭への支援や学校への福祉の専門職としてのメゾ支援での関わりを増やす。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済問題解決のための活用事例(①貧困対策) <派遣型>

○状況: 母子家庭。家庭の経済状況として、児童手当、児童扶養手当、養育費、母のパート代で生活している。経済的な困り感から、夜も眠れず、体調を崩し、パートに出られない日が増えていた。

○対応: 生保受給や債務整理を視野に、市社会福祉協議会 家計改善支援事業を提案。市社協アドバイザーの弁護士に相談することとなった。

○成果: 弁護士に数回相談のうえ、自己破産の手続きを行うことになった。経済的な不安がなくなり、食べたい物を買え、貯蓄もできる生活を送ることができるようになった。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例(②児童虐待、④不登校、⑤暴力行為) <派遣型>

○状況: 小学校5年生男児。父母、弟の4人家庭。5年生になり登校渋り。母への暴言、暴力が見られ、父は本児に関わるも、結果的に本児に暴力を振うこととなった。父と本児に溝が出来たことから、本児は学校へ行くと嘘を言い、家出する出来事があった。

○対応: 母の相談役として定期的に面談し、本児の様子を聞き取りながら把握し、学校へ情報共有を行った。また、要対協に参加し、子育て支援課、児童相談所、学校と今後の本児の対応の方向性を検討し、共通理解した。

○成果: 居場所を専門的な所であるという家族の意向に添い、児童相談所の対応により、特別支援学校へ転校となった。保護者は、本児と別々に生活することで、精神的な不安から解放され、落ち着きが見られるようになった。今後の本児の対応は、夫婦で考えながら、取り組んでいくと前向きな姿勢が感じられた。

【事例3】家庭環境改善のための活用事例(①貧困対策、④不登校、⑩ヤングケアラー) <派遣型>

○状況: 中学校3年生男児。父子家庭、生活保護受給家庭。父親はうつ病、めまい・耳鳴り、腰痛(脊椎すべり症)、糖尿病を持ち無職。買い物は本児が近所のスーパーやコンビニで必要なものを購入。洗濯も教育の一貫との意図で本児に行わせている。

○対応: 多機関型地域包括支援センター(重層的支援体制整備事業)へ連絡し、アウトリーチによる父親の障害福祉サービス面のアセスメントを依頼。障害区分認定、サービス(日常生活支援)提供に2~3か月を要したため、それまでの期間、ひとり親家庭等日常生活支援事業(市子育て支援課)の家事支援を父親へ案内、契約し家事支援を受ける。

○成果: 家庭に父親以外の大人が定期的に、掃除・調理のため訪問するようになり、父親の負担が減った。本児は家事支援が入る日は、温かい食事ができる事を喜んでいる。家事支援が来ない日に登校を試み、学校の進路指導を受け、高校進学に

むけて、本児なりの登校ができるようになった。

【事例4】学校生活改善のための活用事例（⑤暴力行為、⑧その他、⑪民間団体との連携）＜派遣型＞

○状況：小学校2年生男児、情緒学級。学校での不適応状態が続き、自傷・他害の危険性がある。学校では感情のコントロールが難しく、手当たり次第に物を投げる、暴言を吐き走り回る。教員や他児に暴力が見られた。一方、放課後等デイサービス（以下、放デイ）は、ほぼ毎日利用しており、楽しみにしている。

○対応：放デイの対応にヒントがあると着目し、学校・放デイ・相談支援事業所とのケース会議を開催。理由を話すことで、次回の目標を設定、良い時は成功体験となること、学校と放デイの連携により本児への一貫した対応がプラスとなること等を確認。

○成果：放デイは特別支援巡回相談に参加し、学校の状況を理解。学校へ迎えにきた放デイスタッフと、担任との会話が増えた。学校と放デイの医療連携により、処方内容の変更が実現し、本児が落ち着いている時が増えた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

S S Wの活動に関する学校への調査においては以下の結果となり、一定の評価が得られた。

福祉機関との連携：	行いやすくなった	100%	どちらかと言えば行いやすくなった	0%
課題への学校の対応：	早くなった	81%	どちらかと言えば早くなった	19%
課題の解消：	増えた	81%	どちらかと言えば増えた	19%
支援策の提示：	行われた	100%	どちらかと言えば行われた	0%
支援における有益な提案：	有益な提案がなされた	94%	どちらかと言えば行われた	6%

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

各学校における組織的な相談体制の構築。

＜課題の原因＞

組織的な問題の早期発見・早期対応について、各学校の対応に任せられるところがあった。

＜解決に向け実施した取組＞

S S Wが担当する学校の相談体制を把握し、課題を明確化してスーパーバイザーが助言する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

「チーム学校」の一員としての、S S Wの取組を生かした相談体制の構築。

＜課題の原因＞

S S Wの役割や専門性の周知が不足していた。

＜解決に向けた取組＞

全小中学校への定期的な訪問。各学校での部会等への参加。

佐世保市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

児童生徒の生徒指導上の課題に対する情報が集まりやすい青少年教育センターに配属し、小・中学校に定期巡回訪問を行うことで、早期対応等効果的な活用ができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 7名（佐世保市雇用7名）

資格 社会福祉士7名

（うち4名は精神保健福祉士の資格も保有、その他にも3名は心理に関する資格も有している。）

勤務形態 パートタイム会計年度任用職員 市雇用 年間840時間の勤務を行う。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

年度当初にスクールソーシャルワーカー配置事業実施要項を定め、その中で、事業の内容、派遣方法、活用方法等を定め、年度当初に市内の全小中学校に配置し周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校長会、教頭会での事業説明、チラシ配布
- ・生活指導主任、生徒指導担当研修会や初任者・3年目研修等における事業説明
- ・心の教室相談員研修会における事業説明や情報交換会
- ・児童生徒への講話における事業説明
- ・中学校人権集会等の講師を受けて、その中における事業説明
- ・大学の講師として依頼があり、その中での事業説明

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

①市内に配置されているSC及びSSW

②佐世保市雇用のSSW7名

（2）研修回数（頻度）

①年2回

②月1回以上

（3）研修内容

①SC・SSW実績報告、SC・SSWの引継ぎについて、SC・SSWの連携に関する協議

②事例検討会、ケース会議

（4）特に効果のあった研修内容

SC・SSW実績報告

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有・**無**)

○活用方法

- ・県雇用のスーパーバイザーの個別相談を、不定期で活用させていただき、助言を受けている。

(6) 課題

- ・定期的な研修会の実施及び関係機関と連携した研修の実施。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】保護者の養育能力、本人の発達障害等のための活用事例 (②児童虐待、⑧その他)

<SSWの配置形態：派遣型>

【基本情報】

- ・父、母、兄弟2人の4人世帯。父は仕事で家を空けることが多い。
- ・母は、学校とのやり取りや書類提出等がスムーズにいかないことが多い。
- ・兄弟共に発達障害の診断を受けているが、通院や療育ができていない。

【相談時の課題】

- ・母は仕事が長続きせず、パート勤務を転々としてきていた。趣味に没頭して家事がおろそかになり、子ども達への不適切な関りも垣間見えた。
- ・子ども達は、学校には登校し支援を受けることができていたものの、家ではゲームやスマートフォンに没頭し、家庭学習の習慣も身につけていない。長期休暇になると、生活が乱れがちになっていた。
- ・母子共に情緒不安定な様子が伺われ、家庭内では激しい喧嘩が起こることもあった。

【SSWをどのように活用したか】

- ・母子それぞれの困り感、問題点を整理し、関係機関への繋ぎや連携を行った。

【SSWが介入した成果】

- ・母が問題点(自分自身、子ども、家庭環境)を認識できるようになり、支援機関と繋がることができた。
- ・父と学校が繋がり、書類提出等に関しても協力を依頼できるようになった。
- ・児童相談所への相談や放課後等デイサービス利用等、子ども達への支援体制を強化することができた。

【今後の課題】

- ・母への支援はスタートしたばかりであり、今後も必要な支援の検討や見守りが必要。

【事例2】不登校のための活用事例 (⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

【基本情報】

- ・父、母、姉、本児、祖母の2世帯。
- ・本児 IQ70以下。医療にもつながっていたが、受診はしてない。
- ・本児は、家族とは話せるが、外に1歩もでることができない状況。

【相談時の課題】

- ・学校は母と連絡はとれるが、本児がひきこもりのため、安否確認ができない状態が長く続いている。

【SSWをどのように活用したか】

- ・母と定期的な面談や、電話・メールによるつながりを持ち、家庭の現状把握、本児の様子、母の困り感を聞き、問題の整理を行った。本児には月2回程度、手紙の投函を続けた。
- ・学校とケース会議を行い、情報共有、役割を決めた。

【SSWが介入した成果】

- ・学校とSSWが役割を分担することで、母と本児に多方面からのアプローチができた。また、受診再開(母のみ)にもつながり、SSWと病院の連携体制が構築できた。姉の受験による家庭での変化や、学校からの訪問をきっかけに、本児が登校できるようになり、その後は学校の手厚い対応で教室に戻ることができた。

【今後の課題】

- ・母と関わっていくなかで、母も特性があるように感じられ、母は常に困り感があるように感じられた。今後も継続して支援する必要があると思われる。本児へは、学校と医療と連携しながらの自立に向けた支援を検討していく。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成元年からアウトリーチの推進を図り、市内小・中・義務教育学校への定期巡回訪問を行ったところ、スクールソーシャルワーカーの対応人数と延べ対応件数は、平成30年度は216人と3,796件であったものの、令和元年度は600人と4,607件、令和2年度は1,068人と6,207件、令和3年度は1,381人と12,272件と大幅に増加した。これは、アウトリーチの推進によるスクールソーシャルワーカーの周知と、学校への活用しやすい環境を作り出した成果と考える。そのことで、家庭環境への働きかけや関係機関との連携を必要とする学校や相談者が増加し、加えて、多様化する事案への支援体制にスクールソーシャルワーカーの必要性が高まってきたことが挙げられる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・対応ケースの精選
- ・ケース記録の効率化を図るための工夫と、効率よく記録を入力できるようなシステムの構築をしているが、対応件数はさらに急増することが見込まれる。そのため、SSWの効率的な業務体制を整備する必要がある。

<課題の原因>

- ・増加したケースの対応・記録の大幅増加による小・中学校への移動回数や時間、内勤業務のための時間確保が難しくなっていること

<解決に向け実施した取組>

- ・令和3年度よりさらに1名増員し、7名のSSWが会計年度任用職員として勤務
- ・対応ケースのさらなる精選と対応の質の向上を目指した「チームSSW」としての体制作り
- ・業務の精選や統計処理の簡素化を進め、対応業務時間の確保を生み出す工夫

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・増加するケースの対応への効率的・効果的な支援への工夫

<課題の原因>

- ・アウトリーチによるケースの対応の増加、それに伴う業務時間の確保が難しくなっているため

<解決に向けた取組>

- ・各学校におけるケースの優先順位等、年間を見通したSSWの活用計画について打合せをすることで、効率的、効果的な支援の工夫を推進していく。
- ・ICTをより活用すること（電話・メール・PC等）で、統計処理等の簡素化や、自身のスケジュール管理を含めた効率的・効果的な支援体制作りについて研究、実施していく。

大分市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけるとともに、学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の採用人数を24名とし、市内全小中学校及び義務教育学校に配置した。
- ・正規職員である主任SSW3名を配置し、スーパーバイズの役割を担うことで、SSWの相談・支援に係る知識・技術の向上を図る。
- ・正規職員である統括SSWを1名配置することにより、エリア間の情報共有や課題解決に向けた取組を一元化するなど、組織的な対応の充実を図る。

（3）配置人数・資格・勤務形態

〈配置人数〉 28名（会計年度任用職員24名・正規職員4名）

〈資格〉 社会福祉士17名、精神保健福祉士6名、教員免許状11名、介護福祉士3名、
介護支援専門員5名

〈勤務形態〉 会計年度任用職員勤務 週31時間勤務（週4日 1日7.75時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

〈策定の状況〉 配置の目的・SSWの職務内容・活用上の留意点・SSWマネージャー（担当者）の役割等

〈周知方法〉 担当者が参加する連絡協議会を活用

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

〈研修の実施〉 チーム学校におけるSSWの活用の視点

〈理解促進〉 担当者が各学校において、資料及び研修動画等を活用し、教職員の理解促進を図った。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

- ・集中研修（4月の3週間） ・研修会（月1回） ・カンファレンス（月1回）
- ・事例検討会（年9回） ・連絡協議会（年2回） ※第2回は新型コロナウイルス感染症拡大のため、書面開催。

（3）研修内容

〈カンファレンス〉

- ・支援の難しいケースについて出し合い、SSW間で助言し合う。
- ・指導主事、統括SSW・主任SSWも参加し指導・助言を行う。

〈事例検討会〉

- ・支援が行き詰っているケースについてSSWが概要をまとめ発表し、検討する。

- ・指導主事、統括SSW・主任SSWも参加し、効果的な支援方法や教職員との連携の在り方等について指導・助言を行う。

〈連絡協議会〉

- ・事業内容について ・担当者とSSWの打合せ・実績報告 ・SSW活用の視点
- ・年度末のSSWの業務

〈研修会〉

- ・SSWの倫理と価値について ・服務規律 ・虐待ケースの対応 ・人権・同和教育 など

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・LGBTQの当事者の方を講師に研修を行い、性的マイノリティへの理解や支援の在り方について学んだ。
- ・定期的にカンファレンス、事例検討会を実施することにより、より適切な支援につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有) ・ 無)

○活用方法

正規職員として統括SSW1名、主任SSW3名を配置し、市役所の福祉部署の職員を併任することにより、虐待対応等に係る連携をはじめ、福祉等の関係機関との連携を図る。統括・主任SSWが、学校に配置されたSSWとの同行支援や相談支援を行い、資質能力の向上を図る。

(6) 課題

- ・より専門性の高い支援を行うため、SSWの相談スキルの向上を図るなど人材育成が必要である。
- ・福祉等の関係機関との連携を一層強化し、組織的な教育相談体制の充実を図る必要がある。
- ・人材の確保が困難。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】暴力行為の対応のための活用事例 (⑤暴力行為)

＜SSWの配置形態：いずれの形態にも該当しない＞

小学校4年生男児。低学年の頃から他児に対し殴る、蹴る、ひっかく、物を壊す等の暴力行為があったが、両親は、学校の対応に不信感があり本児の暴力行為を認めることが難しかった。校長と担任からSSWに相談があり支援を開始した。SSWは保護者面談や本児と関わる中で、本児が刺激に敏感で集団活動で不適応を起こしやすいことや、家庭では厳しく叱責されることが多く、困りを伝えることが苦手であること、また、怒りの感情のコントロールの苦手さに加え、失敗や弱さを知られることへの不安や、緊張の高さがより怒りや暴力行為に結び付きやすくなってしまったことが分かった。SSWは校内ケース会議や保護者面談を通して本児の自信や安心の回復が必要であることを共有した。さらに医療の見立てを支援に取り入れるため、医療機関へつないだ。学校と家庭、医療機関との連携によって本児の暴力行為の背景について理解が深まり、本児に向けられるまなざしや関わり方に変化が見られたことで本児の安心感が大きくなった。

今後も本児の安心につながる学校生活が継続できるように、定期的に医療機関との連携や保護者面談などにより支援を行っていく。

【事例2】不登校対応のための活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：いずれの形態にも該当しない>

登校時に大声で泣き叫び続ける小学校3年生男児。小学校1、2年時の間は登校時に泣き叫び、スムーズに教室に入ることができなかった。小学校3年生になり、1学期は順調な学校生活を送れたものの、2学期になって急に登校を渋りだし、登校後に大声で泣き続けたりさらに欠席も増えたりしていった。家では、家族への

暴言や暴力など不安定な様子が見られ、宿題や習い事等もできなくなっていった。担任からSSWへ相談があり、本児・母親と面談を行った。母親からは、家での暴言や暴力がひどく、様々なことに意欲が低下しており心配していること、夏休みに父親が単身赴任になったことなどを確認した。母親は一人での育児に疲弊しており、母親自身の不安も強いことが分かった。また本児との面談では、学校に行きたい気持ちはあるが教室に入ろうとすると恐ろしくなるなどの状況を確認した。SSWは管理職や担任を含めた学年部とのケース会議を開催し、支援目標を「短時間の別室登校を開始し、本児が学校で安心感や達成感を得る」とした。別室に居場所を確保することや学習を含めた過ごし方の確認、さらには、関わる教職員についても役割を分担し連携を図るなど、会議の内容を母親及び本児と共有した。SSWは、本児や母親支援を継続しながら、教職員とともに環境調整を行った。次第に本児は別室で過ごせるようになり、1日の過ごし方の見通しがもてるようになったことから、継続して登校ができるようになった。SSWが本児や母親の気持ちを代弁し、困りやニーズに沿った目標・校内支援体制を整えたことが本児や母親との信頼関係の構築につながった。また、安心して登校できるようになったことは本児の達成感にもつながり、不安軽減や意欲の回復につながっていった。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWが学校と保護者との間に入り継続的に関わることで、それまで学校とつながりにくかった保護者とよりよい関係を築くことができた。
- ・平成29年度から市立中学校及び義務教育学校にSSWを配置し、その校区の小学校も併せて担当する体制をとっている。令和2年度、3年度と継続して同じSSWを配置したことで、小中学校で共通したSSWが関わるのが可能となり、小学校で不登校であった児童が中学校から登校できるようになるなどの状況が見られた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・SSW一人当たりの対応事案件数に差があるため、実情に応じた効果的な配置について、引き続き検討が必要である。
- ・ネグレクトや子どもの貧困等の課題に迅速かつ適切に対応するために、SSWの資質向上が必要である。

<課題の原因>

- ・多様化・複雑化・困難化した事案が増加している。

<解決に向け実施した取組>

- ・主任SSWがリーダーとして、学校配置のSSWに同伴支援や訪問支援を行うなど、個人の力量や専門性の向上に向けた業務のサポートを行った。
- ・新任SSWに対し子どもの貧困等に係る研修を実施するとともに、SSW全体研修の中で虐待対応等を取り上げ、SSWの資質向上に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ヤングケアラーの早期発見や支援の展開が困難である。

<課題の原因>

- ・ヤングケアラーと判断する視点が、関わる者によってそれぞれ異なるため、基準が曖昧となってしまう。

<解決に向けた取組>

- ・情報共有を行ったり研修でヤングケアラーを取り上げたりしながら、SSWの認識の共通化を図る。

宮崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ、不登校、児童虐待等の問題は、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合い、学校だけでの解決には困難を要する状況がある。そこで、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するSSWを学校等に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 5名のSSWのうち、1名をコーディネーターとして、教育委員会の補助機関である市教育相談センターに常駐させ、他4名の役割分担や対応状況の進行管理等の業務にあわせている。また、他4名のSSWについては、担当エリアを4つ（北部・南部・東部・西部）に分け、市教育相談センターと市内6箇所を設置されている適応指導教室（本市においては「教育支援教室」と呼称）のうち、担当エリア内にある教室に常駐させ、対応が円滑に進められるよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 5名配置のうち、1名は教員免許状を持ち、1週間あたり29時間以内の勤務を行っている。
- ・ 他4名は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持ち、1週間あたり33.75時間以内の勤務を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ ガイドラインの作成（有・無）

○ ガイドラインの内容、周知方法

- ・ スクールソーシャルワーカーの趣旨、職務等に関する内容
- ・ 資料（宮崎市スクールソーシャルワーカーの活用について）に整理し、SSWの活用について校長会で説明し、SSWの理解促進を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 生徒指導主事研修の際に、SSWの活用について説明を行った。その後、生徒指導主事には、研修内容を自校で他の職員へ周知してもらい、教職員への理解促進につなげた。
- ・ 小中学校の事務職員の研修会で、Zoomを用いて、SSWについての説明を行った。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○ オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① 県主催のSC・SSW合同研修会 ② 市子ども食堂勉強会 ③ 自殺対策専門研修会

（2）研修回数（頻度）

- ① 年2回（令和3年8月27日、令和4年1月7日） ② 年1回（令和3年10月19日）
③ 年1回（令和3年11月5日）

（3）研修内容

- ① 県内の生徒指導の現状（説明）、SSWの役割や効果的な対応（協議）
「性被害・性虐待から子どもを守る」（講義）
- ② 「コロナ禍での子ども食堂」（事例発表）、「つながり続ける子ども食堂」（講演）
- ③ 「県の自殺の現状と対策」（説明）、「コロナ禍における児童生徒の自殺予防」（講演）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 「SSWの役割や効果的な対応」や「性被害・性加害から子どもを守る」では、具体的な事例を通して、対応の在り方の理解を深めることができた。また、「県の自殺の現状と対策」や「コロナ禍における児童生徒の自殺予防」では、自殺予防への理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 (有・)
- 活用方法・・・無

(6) 課題

- ・ 子ども達の抱える問題が複雑化しているため、支援の在り方について関係機関との連携を深める研修を通して、SSWの資質向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自傷行為や妄想のある生徒への活用事例 (⑧心身の健康・保健) <SSWの配置形態：巡回型>

- ・ 対象者は、中学生女子。教職員が生徒に自傷行為があることに気づき、SCにつないだ。自傷行為で気持ちを落ち着かせている状況であった。保護者から受診に関する相談を受け、SSWは生徒や保護者と面談を行い、病院について情報提供等を行った。

服薬やカウンセリングにより、自傷行為の回数が減り少しずつ落ち着いた。SSWは、SC、学校、保護者、病院、社会福祉課と連携し支援を行い、生徒は毎日登校し高校に進学が決定した。高校進学後の見守りは、SSWが関与できないため、社会福祉課に引き継いだ。

【事例2】不登校で母親への暴言等がある生徒への活用事例 (④不登校、⑧心身の健康・保健) <SSWの配置形態：巡回型>

- ・ 対象者は、中学生男子。初めは登校していたが、その後、少しずつ欠席が増え、担任が訪問をしても会えない状況となった。生徒は、母親に対して暴言・暴力があり、SSWが支援に入ることになった。母親から受診に関する相談があり、SSWは受診に向けての支援を行った。

受診後、生徒は、訪問看護を受けることになり、少しずつ気持ちを話せるようになり、徐々に、母親に対する暴言や暴力は減っていった。生徒は担任やSSWとも会えるようになり、生徒が学校以外の場所での学習を希望したため、教育支援教室を利用することとなった。

【事例3】 (⑧心身の健康・保健) <SSWの配置形態：巡回型>

- ・ 該当無し

【事例4】 (⑪民間団体 (NPO 法人等) との連携) <SSWの配置形態：巡回型>

- ・ 対象者は、小学生女子。低学年時から不登校傾向。父は勤務時間が不規則で電話対応が難しく、母は精神疾患があり担任の訪問を拒否したため、学校から家庭への連絡は途絶えることが多かった。児童の安否確認のため、学校がSSWへ支援を依頼。SSWは、相談支援専門員につなぎ、児童は、福祉サービスを利用することになった。また、SSWの調整によって、担任と児童と対面することができ、担任からタブレットを受け取ることができた。タブレットは、学習教材として、また、担任とのコミュニケーションツールとして活用することができた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成30年度まで2名の配置だったところを5名に増員し、教員免許や社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者を配置することにより、より専門的な知見から学校や保護者と関わりがもてるようになった。

また、関係機関との連携が円滑に図られ、家庭環境改善 (食事支援等の実質的な支援) のため、不登校の改善に結びついたケースも見られた。

さらに、保護者から見て第三者の立場にあることから、相談に応じる中で保護者に安心感を与える効果が見られた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの役割や存在について、教職員の認知は進んできているが、具体的な活用につながっていない場合がある。

<課題の原因>

- ・ 管理職や生徒指導担当教員の中では理解ができているが、その他の教職員に対して周知が十分進められていないことが考えられる。

<解決に向け実施した取組>

- ・ S S Wが学校に出向いた際、気軽に教職員との情報交換ができるように、各学校のチームの一員としての位置づけを行う。また、S S Wの役割や対応事例等についての研修を通して、教職員が具体的な活用イメージをしやすい必要がある。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ S S Wの対応件数が増加しており、S S Wの増員が必要である。

<課題の原因>

- ・ S S Wは、いじめ、不登校、虐待等、児童生徒が抱える校内や家庭内に起因する様々な問題の対応を行っている。特に、不登校は、その対応件数が増加している。

<解決に向けた取組>

- ・ S S Wの増員を検討し、令和4年度内に増員を行う。
- ・ 不登校の未然防止として、魅力ある学校づくり、学級づくりに向けて、教職員に対して研修を行う。また、不登校児童生徒の学習保障のため、フリースクール等民間団体との連携やI C T等を活用した学習活動の充実に努める。

鹿児島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、暴力行為など児童生徒の問題行動や、不登校、児童虐待等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、課題等の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内120校（78小学校、39中学校、3高等学校）からの派遣要請に対し、6人のスクールソーシャルワーカーで事案に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：6人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教育カウンセラー、教員免許等

勤務形態：週29時間以内（9：00～16：30） ※会計年度任用職員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○各学校の校内研修 教職員対象 R3年度 15回

（内容）

スクールソーシャルワーカーの業務や関わり方、関係機関等との連携等について

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

市教育委員会主催の研修会を月1回程度（年間13回）

（3）研修内容

市教育相談員や市スクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員を交えた事例研修会や講師を招へいた研修会を実施（※講師：大学教授、医師、児童養護施設等の職員など様々な分野から招へい）

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーや臨床心理相談員と事例研修等を行うことで、その後の事案対応の際に、連携が図りやすくなった。また、情報共有も迅速に行われるようになった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（無） ○活用方法

（6）課題

- ・ 資質向上及び情報共有の場としての研修時間の確保
- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するための研修内容の工夫・改善

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○事例概要

小学生Aは、保護者（母）と2人暮らしで、学校内外でのトラブルが多く、地域からも情報が寄せられていた。保護者との連絡は取りづらく、家庭訪問でも会えないことが多かった。さらに、母親は、突然職を失ったことで、更に学校内外でのAの行動が心配される状況となり、学校から派遣要請を受けた。

○支援内容

- ・ SSWは、学校と情報を共有し、家庭訪問で保護者と面談した。
- ・ 保護者との面談で、保護者の困り感を把握するとともに、生活保護関係の手続きについて助言、支援を行った。

○その後の対応

生活保護受給後も、定期的にケースワーカーとともに家庭訪問を継続し状況を確認した。さらに、医療機関や療育施設との連携を図り、A及びAの保護者双方の支援を継続することで、Aは落ち着いて生活することができるようになった。

【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待、①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○事例概要

Bは保護者と別居し、親族と一緒に暮らしていたが、校区外の保護者宅に居所を移した。Bは、自力で登校することが不可能な距離であったことから、登校できなくなった。学校は、Bの状況把握のため家庭訪問をするたびに、Bがやせていく状況を確認した。加えて、保護者ともまったく会えず、連絡ができない状況が続いた。

○支援内容

- ・ SSWは、学校から派遣要請を受け、担任と共に家庭訪問を行った。数回の訪問を経て、Bと会うことができた。
- ・ 家庭での生活状況を確認する中で、十分な食事をとれていないことが分かった。
- ・ SSWは、訪問しても保護者と会えない日も多いこと、Aの栄養状態が心配であることから、要保護児童対策地域協議会との連携を図り、市と児童相談所と共に家庭訪問を行うようになった。

○その後の対応

市と児童相談所は保護者と会い、話をすることで、経済的に困窮していることが分かり、生活保護を受けられることになった。さらに、市の支援によりAの在籍する学校の校区内に親子で暮らせる家を借り、居所を移すことができた。その結果、生活は安定し、食事もとれるようになり、Bは再び登校できるようになった。

【事例3】

該当なし

【事例4】

該当なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数は、年々増加している。事業の継続によりSSWの周知が進むとともに、関係機関との連携が図られ、困難な事例への対応の際にも、関係機関からのケース会議等へのSSWの同席を求められる機会が増えてきた。
- ・ SSW重点配置事業により、学校訪問の機会が増え、早期に児童生徒の支援について学校と協議できる機会が増えた。そのため、学校からの派遣要請で活動していたSSWが、学校に対して積極的に支援の必要なケースを検討することができた。
- ・ 対応が困難な保護者や不登校傾向の児童生徒への対応が、SSWのアウトリーチ支援により、SSWを介して、家庭が、学校や関係機関と連携を図るようになってきた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 学校が主となり、ケースに対応できるための学校内でのチーム体制構築への工夫や働き掛けが必要である。

イ SSWは、生徒の中学校卒業後の継続的な関わりができないため、卒業後の生徒や家庭へのサポートを誰が担っていくのが課題である。

<課題の原因>

ア 関係機関と連携を図り、ケース会議等を開催するが、その後の関係機関や学校の動きが滞り、SSWへの負担が大きくなる状況がある。

イ 市の担当職員（要対協担当部署）と連携して、継続的に関わっていく体制が構築されていない。

<解決に向けた取組>

ア 重点配置校を中心に、SSWが学校を定期的に訪問することで、ケース会議やその後の動きについて適切なマネジメントができるように働き掛けた。

イ 市の担当部署や児童相談所との連携を強化し、卒業後の生徒に様々な大人が関わっていくことの大切さを共有しながら、それぞれの担当の役割について確認した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

ア 様々な要因が絡み合う解決困難な事例に対応するために、SSWの更なる資質向上に努める必要がある。

イ 年度をまたぐケースへの対応や、担当が変更になった場合における、新旧SSW間の引継ぎを計画的に進める必要がある。

<課題の原因>

ア 様々な要因が絡み合う事例については、それぞれの要因に対応するための関係機関へのつながりが必要となり、各関係機関における担当者間の連携を図ることが難しい。

イ 対応事例の増加により、それぞれの事例への対応方針や対応記録等について、SSWが相互に情報を共有する場や時間を確保することが難しい。

<解決に向けた取組>

SSWが積極的に学校と連携を図り、校内のケース会議に関係機関を招くなど、コーディネーターとしての機能を果たせるよう資質向上を図るとともに、SSW間でのケース検討会議の開催や個別のケース検討ができる研修機会の設定や年度末の段階で引継ぎの必要なケースについて情報共有の場を設定する。